

第 9 回 川薩地区法定合併協議会

資 料

日時 平成15年11月13日(木) 午後2時から

場所 樋脇町 ホテルグリーンヒル

川薩地区法定合併協議会

第9回川薩地区法定合併協議会

日時：平成15年11月13日(木)
午後2時から
場所：ホテルグリーンヒル(樋脇町)

会 次 第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 新委員の紹介・委嘱状交付

4. 議 事

(1) 議案審議

- 議案第17号 新市まちづくり計画原案について P 5
議案第36号 川薩地区法定合併協議会平成15年度歳入歳出補正予算(第1回)について P 7

(2) 協議事項

- 今後の審議日程について P 11

(3) 提案事項

- 提案第38号 一般職の職員の身分の取扱いについて P 12
提案第39号 特別職の身分の取扱いについて P 31
提案第40号 生活保護事業について P 54
提案第41号 その他福祉事業について P 58
提案第42号 その他事業(選挙事務関係)について P 69
提案第43号 その他事業(個人情報保護制度)について P 74
提案第44号 その他事業(地籍調査事業)について P 79
提案第45号 その他事業(会計事務関係)について P 84
提案第46号 その他事業(契約事務関係)について P 88
提案第47号 その他事業(企画関係)について P 92
提案第48号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて P 98
提案第49号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて P 108
提案第50号 一部事務組合の取扱い(その2)について P 118
提案第51号 環境衛生事業(その2)について P 122
提案第52号 新市地域情報化計画案について P 134

(4) 報告事項

- 合併協定項目E・F群の協議状況について P 136
事務の進捗状況について P 138
9 専門部会の進捗状況について P 139
一部事務組合について P 140

(5) その他

- 次回協議会の開催等について P 143
合併協定項目 市町村協議スケジュール(全体) P 144
合併協定項目(46項目)の協議状況 P 145

5. 閉 会

名簿

1 協議会会長及び委員

市町村名	区分	職名	氏名	摘要
川内市	行政	市長	森 卓朗	会長
		助役	岩切 秀雄	
	議会	議長	今別府 哲矢	副会長
		市町村合併対策特別委員会委員長	岩下 早人	
	学識経験者		田中 憲夫	
			今村 妙子	
樋脇町	行政	町長	黒瀬 一郎	副会長
		助役	宮脇 秀隆	
	議会	議長	帯田 博美	
		副議長	田島 春良	
	学識経験者		中島 増夫	
			宮元 泰子	
入来町	行政	町長	福元 忠一	
		助役	石塚 政揮	
	議会	議長	山本 佐敏	
		副議長	上野 一誠	
	学識経験者		田島 忠志	
			吹田 紘男	
東郷町	行政	町長	森園 正堂	
		助役	和田 国昭	
	議会	議長	北迫 茂	
		副議長	古里 貞義	
	学識経験者		山元 温治	
			田原 ハルエ	
祁答院町	行政	町長	今村 松男	
		助役	村原 政和	
	議会	議長	里永 十藏	
		合併問題対策特別委員会委員長	肥後 耕作	
	学識経験者		川畑 禮二	
			平林 徳子	

市町村名	区分	職名	氏名	摘要
里 村	行政	村 長	塩田 至	
		助 役	鷺山 和平	
	議 会	議 長	平嶺 道夫	
		副議長	外園 加一	
	学識経験者		純浦 勝志	
			山下 廣江	
上 甌 村	行政	村 長	藏元欽一郎	
		助 役	長濱 秀徳	
	議 会	議 長	中能 重行	
		副議長	大良 影夫	
	学識経験者		西 仙可	
			石原 弘子	
下 甌 村	行政	村 長	町 弘道	
		助 役(総務課長)	西手 正孝	
	議 会	議 長	中川 三継	
		副議長	宮 和勇	
	学識経験者		日笠山直宏	
			宮野イネ子	
鹿 島 村	行政	村 長	尾崎 嗣徳	
		助 役	中野 捷	
	議 会	議 長	塩釜 三郎	
		副議長	橋野 利邦	
	学識経験者		小村 庄昌	
			塩釜 悦子	

2 顧問

鹿児島県	総務部地方課長	肥後 和紀	
	総務部地方課市町村合併推進室長	西中須浩一	
	川内総務事務所長	馬場 英俊	

事務局

事務局職名	氏名	所属市町村名
事務局長	田中 良二	川内市
事務局次長	川野 眞司	川内市(鹿児島県派遣)
総務広報班長	森園 一春	入来町
総務広報班員	村岡 斎哲	里 村
総務広報班員	橋口 堅	川内市
調整班長	奥平 幸己	東郷町
調整班員	上須田 敏秋	鹿島村
調整班員	大毛 昭徳	下甕村
調整班員	井手上和洋	祁答院町
調整班員	平 利朗	樋脇町
調整班員	久米 道秋	祁答院町
調整班員	堀切 良一	入来町
調整班員	田代 健一	川内市
調整班員	古川 太司	樋脇町
計画班長	古川 英利	川内市
計画班員	江口 洋	上甕村
計画班員	山内 拓也	下甕村
計画班員	堀之内孝充	東郷町

(1) 議案審議

議案第 1 7 号

新市まちづくり計画原案について (第 6 回協議会提案・継続審議)

新市まちづくり計画原案について、次のとおり提案する。

平成 1 5 年 9 月 2 5 日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針 (案) 】

新市まちづくり計画原案について
別紙のとおり

平成 年 月 日 確認

策定スケジュール

	策定段階	審議段階	日程	会議等
1	計画原案	幹事会提案	8月7日	第2回幹事会
2		協議会提案	8月12日	第3回協議会
3		【計画に対する広聴広報】	8月17日 ~9月13日	・まちづくり広聴会 ・まちづくりフォーラムとの意見交換
4		幹事会事前協議	9月18日	第5回幹事会（第1次意見集約）
5		協議会審議	9月25日	第6回協議会
6		幹事会事前協議	10月2日	第6回幹事会
7		協議会審議	10月7日	第7回協議会
8	計画原案の修正 (計画案の確定)	修正原案幹事会事前提案	11月6日	第9回幹事会
9		修正原案協議会提案	11月13日	第9回協議会
10		修正案幹事会事前協議	11月20日	第10回幹事会（第2次意見集約）
11		修正案協議会審議	11月26日	第10回協議会
12	計画案県知事協議 ・計画決定	計画幹事会事前協議	12月18日	第12回幹事会（県知事協議報告）
13		計画協議会審議	12月24日	第12回協議会（県知事協議報告）

議案第36号

川薩地区法定合併協議会平成15年度歳入歳出補正予算(案)【第1回】について

川薩地区法定合併協議会平成15年度歳入歳出補正予算【第1回】を別紙のとおり定める。

平成15年11月13日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓朗

平成15年度川薩地区法定合併協議会歳入歳出補正予算書【第1回】

平成15年度川薩地区法定合併協議会歳入歳出補正予算【第1回】は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の補正の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、次のとおりとする。

(補正の理由)

委託事業等各経費を執行見込額に減額し、住民説明会資料印刷を説明会来場者配布から全戸配布に変更したことによる。

歳入の部

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
1	負担金			79,344	0	79,344	
	1	負担金		79,344	0	79,344	
		1	構成市町村負担金	79,344	0	79,344	内訳は下表参照
		計		79,344	0	79,344	

構成市町村負担金の算出

市町村	補正前	補正額	補正後	参考(補正後の負担金の算出)			
				世帯数	割合	世帯割分	均等割分
川内市	12,188,000	6,679,000	18,867,000	28,619	68.7%	11,992,000	6,875,000
樋脇町	8,599,000	-429,000	8,170,000	3,087	7.4%	1,295,000	6,875,000
入来町	8,515,000	-595,000	7,920,000	2,491	6.0%	1,045,000	6,875,000
東郷町	8,492,000	-642,000	7,850,000	2,324	5.6%	975,000	6,875,000
祁答院町	8,414,000	-797,000	7,617,000	1,772	4.2%	742,000	6,875,000
里村	8,252,000	-1,117,000	7,135,000	623	1.5%	260,000	6,875,000
上甑村	8,302,000	-1,018,000	7,284,000	974	2.3%	409,000	6,875,000
下甑村	8,354,000	-915,000	7,439,000	1,346	3.2%	564,000	6,875,000
鹿島村	8,228,000	-1,166,000	7,062,000	447	1.1%	187,000	6,875,000
計	79,344,000	0	79,344,000	41,683	100.0%	17,469,000	61,875,000

世帯割分：協議会だより、住民説明会用資料発行の事業費相当額

歳出の部

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前 の額	補正額	補正後 の額	備考
1	1 会議 運営費	1 協議会 会議費	報 酬	1,779		1,779	
			旅 費	3,234	300	2,934	学識経験者費用弁償 300
			需 用 費	704		704	
			委 託 料	5,225	900	4,325	議事録作成委託 900
			使 用 料 及び賃借料	2,090	300	1,790	会場使用料 300
		2 幹事会 会議費	需 用 費	247		247	
			使 用 料 及び賃借料	756	200	556	会場使用料 200
		3 小委員 会会議費	報 酬	562	150	712	新市名称等検討小委員会報酬 150
			報 償 費	300		300	
			旅 費	681		681	
			需 用 費	45		45	
			役 務 費	1,078	900	178	新市名称公募に係る通信運搬 費 900
			委 託 料	2,680	150	2,530	新市名称公募に係る業務委託 150
	2 事務局 費	1 事務局 運営費	報 酬	21		21	
			共 済 費	20		20	
			賃 金	2,283	115	2,168	臨時職員 一般賃金 60 55
			報 償 費	20		20	
			旅 費	4,514		4,514	
			需 用 費	7,388		7,388	
			役 務 費	1,420		1,420	
使 用 料 及び賃借料			3,245	200	3,045	フロア・OA機器賃借料 200	
運営費計				38,544	2,915	35,629	
2 事業 費	1 まち づくり 計画費	1 まちづく り計画策定 事業費	需 用 費	7,098	4,098	3,000	新市まちづくり計画原案印刷 1,098 計画書パンフレット印刷を広報広 聴事業費に組み替え 3,000
			委 託 料	6,800	600	6,200	新市まちづくり計画策定業務 委託 600
	2 事務 事業調 整費	1 事務事業 調整事業費	委 託 料	16,090	2,925	13,165	新市例規集作成支援、事務処理マ ニュアル作成支援、地域情報化計 画策定業務委託 2,925
			需 用 費	422	422	0	広報用パンフ 422
	3 広報 広聴費	1 広報広聴 事業費	委 託 料	10,290	10,960	21,250	協議会だより作成発行増ページ及び 住民説明会用資料作成(全戸配布) 10,960
事業費計				40,700	2,915	43,615	
3 予 備費	1 予備 費	1 予備費	予 備 費	100		100	
			予備費計				100
歳出合計				79,344	0	79,344	

平成15年度川薩地区法定合併協議会会計予算流用報告書

歳出の部

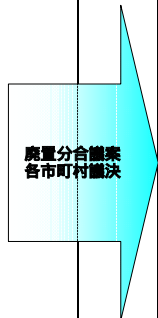
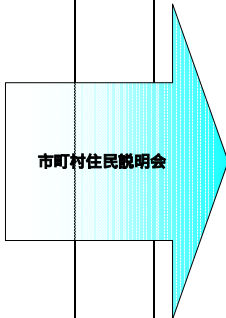
(単位：千円)

款	項	目	節	予算現額	流用額	流用後の額	説明
2 事業費	3 広報広聴費	1 広報広聴事業費	需用費	1,073	651	422	委託料に流用
			委託料	9,639	651	10,290	協議会だより9回発行を10回発行に変更
小計				10,712		10,712	
歳出合計				79,344	0	79,344	

今後の審議日程について

合併協定項目 市町村協議スケジュール (変更)

協議会	第8回 10月24日			第9回 11月13日			第10回 11月26日		第11回 12月11日		第12回 12月24日		第13回 1月15日		第14回 1月29日		第15回 2月12日		第16回 2月26日		第17回 3月25日								
幹事会	第8回 10月30日	第9回 11月6日			第10回 11月20日	任意設定 11月25日		第11回 12月6日		第12回 12月18日			第13回 1月8日		第14回 1月22日		第15回 2月5日		第16回 2月19日		第17回 3月18日								
18 慣行の取り扱い	E 各市町村 回答	一次協議						審議・承認																					
23 -1 男女共同参画事業								審議・承認																					
25 23 -4 広報広聴事業								審議・承認																					
26 23 -22 情報公開制度								審議・承認																					
27 13 一部事務組合等の取扱い (その1)	F 各市町村 回答	一次協議			二次協議			審議・承認																					
28 21 消防団の取扱い								審議・承認																					
29 23 -2 友好都市・国際交流 事業								審議・承認																					
30 23 -6 消防防災関係事業								審議・承認																					
31 23 -15 農林水産関係事業	G 各市町村 回答	一次協議	各市町村協議期間	各市町村 回答	一次協議			審議・承認																					
34 23 -6 交通関係事業								第32号提案						審議・承認															
35 23 -16 商工・観光関係事業								第33号提案							審議・承認														
36 23 -17 建設関係事業								第34号提案							審議・承認														
37 23 -19 学校教育事業	第35号提案							審議・承認																					
38 23 -20 コミュニティ施策	第36号提案							審議・承認																					
39 23 -21 社会教育事業	第37号提案							審議・承認																					
40 9 一般職の職員の身分の取 扱い	H 各市町村 回答	一次協議	各市町村協議期間	各市町村 回答	一次協議			審議・承認																					
41 10 特別職の職員の身分の取 扱い								提案					一次協議	協議会報告	二次協議	審議・承認													
42 23 -13 生活保護事業								提案							審議・承認														
43 23 -14 その他福祉事業								提案							審議・承認														
44 23 -23 その他事業	提案							審議・承認																					
45 6 議会議員の定数及び任期	H 各市町村 回答	一次協議	各市町村協議期間	各市町村 回答	一次協議																								
46 7 農業委員会委員の定数及 び任期								提案							審議・承認														
47 13 一部事務組合等の取扱い (その2)								提案							審議・承認														
48 23 -9 環境衛生事業 (その2)								提案							審議・承認														
49 3 新市の名称	基																												
50 24 新市まちづくり計画(新市 建設計画)	B				修正案提案	二次集約		修正案審議																					



(3) 提案事項

提案第 3 8 号

一般職の職員の身分の取扱いについて

合併協定項目 9 号「一般職の職員の身分の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成 1 5 年 1 1 月 1 3 日

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針 (案) 】

一般職の職員の身分の取扱いについて

- 1 . 関係市町村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第 9 条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- 2 . 職員の定数については、関係市町村の現行定数の合計を新市に引き継ぐものとし、市長事務部局、教育委員会事務部局及び議会事務部局等の職員の定数の割り振りについては、合併時に調整するものとする。
なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- 3 . 職員の職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一するものとする。
- 4 . 職員の給与制度については、国の基準及び類似団体を参考に、給料表の取扱いを含め合併時に調整する。
なお、現職員の現給は保障し、新市において格差の調整を行うものとする。

平成 年 月 日 確認

一般職の職員の身分の取扱いについて

1. 協議項目の要旨・留意点

新設合併の場合は、関係市町村の法人格が消滅するため、一般職の職員は失職することとなるが、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、合併協議により引き続き合併市町村の職員としての身分を保証することが義務付けられている。

給与等についても、合併の前後で著しい不均衡が生じないように取り扱う必要がある。

関連資料については、別紙のとおり。

2. 提案の理由

人事管理及び職員の処遇の適正化の観点並びに適正規模準拠の原則に従うとともに合併特例法の趣旨に沿った内容で提案する。

3. 協定（協議）先進事例

東京都西東京市（平成13年1月21日新設合併）

- (1) 2市の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- (2) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- (3) 職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、調整し統一を図る。
- (4) 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。
なお、現職員については、現給を保障する。

兵庫県篠山市（平成11年4月1日 新設合併）

- (1) 篠山町、西紀町、丹南町、今田町及び多紀郡広域行政事務組合の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。
- (2) 職員定数の合計については、現行定数を移行するものとし、各区分ごとの定数の割り振りについては、合併時に調整する。なお、合併は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- (3) 職員の職名については、合併時に調整し統一を図る。
- (4) 給与については、町村会準則給料表を基準とし、級別標準職務表は合併時に調整し統一を図る。なお、現職員については、現給を保障する。

香川県さぬき市（平成 14 年 4 月 1 日 新設合併）

- (1) 津田町、大川町、志度町、寒川町及び長尾町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- (2) 職員の定数の合計については、現行定数を移行するものとし、市長の事務部局や教育委員会の事務部局、議会の事務部局の職員など、各区分毎の定数の割り振りについては、合併時に調整する。なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- (3) 職員の職名については、合併時に調整する。
- (4) 現職員については、現給を保障する。

山口県周南市（平成 15 年 4 月 21 日 新設合併）

合併前の徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。

4 . 参考法令等（条文等抜粋）

市町村の合併の特例に関する法律

（職員の身分取扱い）

第 9 条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。

2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

地方公務員法（抜粋）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第 3 条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

5 今後の協議スケジュール

平成 15 年 1 月 25 日 各市町村協議回答

平成 15 年 1 月 26 日 （幹事会一次協議）（協議会）

平成 15 年 1 月 26 日 （幹事会二次協議）

平成 15 年 1 月 31 日 協議会確認

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

*平成15年4月1日現在

協定項目	9 一般職の職員の身分の取扱い																											【職員の定数・配置数】						総務部会 人事厚生分科会					
調整方針(案)	・関係市町村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 ・職員の定数については、関係市町村等の現行定数の合計を新市に引き継ぐものとし、市長事務部局、教育委員会事務部局及び議会事務部局等の職員の定数の割り振りについては、合併時に調整するものとする。 なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。																																						
分野名	川内市			樋脇町			入来町			東郷町			祁答院町			里村			上甕村			下甕村			鹿島村			合計											
	定数	配置数	差引	定数	配置数	差引	定数	配置数	差引	定数	配置数	差引	定数	配置数	差引	定数	配置数	差引	定数	配置数	差引	定数	配置数	差引	定数	配置数	差引	定数	配置数	差引									
市町村長の事務局の職員	402	402	0	79	72	7	64	64		65	66	1	66	63	3	55	41	14	43	45	2	101	90	11	29	27	2	904	870	34									
議会の事務局の職員	8	8	0	3	3	0	2	2		2	2	0	3	2	1	2	1	1	2	2	0	2	2	0	2	1	1	26	23	3									
教育委員会の職員	128	123	5	28	18	10	25	26	1	22	20	2	34	24	10	16	7	9	13	11	2	20	20	0	5	5	0	291	254	37									
選挙管理委員会の職員	3	1	2	1		1						1	(1)	1	1	(2)	1	2	1	1	2		2	1	1	0	1	1	0	12	4	8							
監査事務局の職員	3	3	0	1		1						1	(1)	1	1	1	0	1		1	1		1			1	9	4	5										
公平委員会事務局の職員	1	0	1																									1	0	1									
農業委員会事務局の職員	8	7	1	4	3	1	3	2	1	2	2	0	4	2	2	2	1	1	1		1	1	1	0	1			25	17	8									
普通会計の職員	553	544	9	116	96	20	94	94	0	93	90	3	109	92	17	78	51	27	62	58	4	125	113	12	38	34	4	1,268	1,172	96									
公営企業等	上水道	22	22	0	4	4	0	6	6	0	5	5	0			0						0							37	37	0								
	簡易水道	5	5	0																									5	5	0								
	交通																				9	8	1				9	8	1										
	診療所等																			14	12	2							14	12	2								
	小計	27	27	0	4	4	0	6	6	0	5	5	0	0	0	0	0	0	0	14	12	2	9	8	1	0	0	0	65	62	3								
定数外の職員数(派遣職員)	0	3	3																									0	3	3									
合計	580	574	6	120	100	20	100	100	0	98	95	3	109	92	17	78	51	27	76	70	6	134	121	13	38	34	4	1,333	1,237	96									

15

その他の会計の職員数(再掲)

特別会計等	国保				2			3			3			1			1			1			1			1			13
	介護保険				3						2			2			2			1			1			1			12
	下水道			2												2				2			1						7
	その他			13			1						1					10			2			31					59
	合計			15			6			3			6			4			15			6			34			2	91

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	9 一般職の職員の身分の取扱い				【職員の給料表・職務分類】	総務部会 人事厚生分科会
調整方針（案）	・職員の職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一するものとする。 ・職員の給与制度については、国の基準及び類似団体を参考に、給料表の取扱いを含め合併時に調整する。 なお、現職員の現給は保障し、新市において格差の調整を行うものとする。					
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
給料表の種類	行政職給料表（一）	行政職給料表（一）	行政職給料表（一）	行政職給料表（一）	行政職給料表（一）	
	行政職給料表（二）	行政職給料表（二）	行政職給料表（二）	行政職給料表（二）	行政職給料表（二）	
行政職給料表（一）	1 級 主事補若しくは技師補又は定型的な業務を行う主事若しくは技師の職務	1級 主事補又は技師補の職務	1級 主事補又は技師補の職務	1級 主事補の職又は技師補の職	1 級 主事補又は教諭の職	
	2 級 主事補若しくは技師補又は定型的な業務を行う主事若しくは技師の職務	2級 主事又は技師の職務	2級 主事又は技師の職務	2級 主事の職又は技師の職	2 級 主事又は教諭の職	
	3 級 知識又は経験を有する主事又は技師の職務	3級 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	3級 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	3級 高度な知識又は経験を有する主事の職又は技師の職	3 級 高度な知識又は経験を有する主事又は教諭の職	
	4 級 知識又は経験を有する主事又は技師の職務・主査の職務	4 級 係長又は主査の職（5 級に各付けした係長、主査を除く。）	4級 主査の職務	4級 係長の職又は主査の職	4 級 係長、次長、主査の職（5 級に格付けした係長、次長、主査を除く）	
	5 級 高度の知識又は長期の経験を有する主事又は技師の職務・主査の職務・係長の職務	5級 高度な知識又は経験を有する係長、保健師長、主査の職	5級 係長又は係長と同等の職で規則で定める職務	5級 困難な業務を処理する係長の職又は主査の職	5 級 高度な知識又は経験を有する係長、次長、主査の職	
	6 級 高度の知識又は長期の経験を有する主事又は技師の職務・主査の職務・係長の職務	6 級 課長補佐又は主幹の職	6級 課長補佐又は課長補佐と同等の職で規則で定める職務	6級 課長・局長・所長の職・課長補佐の職・高度な知識又は経験を有する係長又は主査の職	6 級 課長、局長（7、8 級に格付けした課長、局長、を除く）又は参事（7 級に格付けした参事を除く）の職	
	7 級 特に高度の知識及び長期の経験を有する主事又は技師の職務・主査の職務・係長の職務・課長補佐級の職務・参事の職務	7級 課長、局長又は参事の職（8 級に各付けした課長、局長、参事を除く。）	7級 1 課長、所長、議会事務局、各委員会の事務局の長の職務 2 参事の職務	7級 課長・局長・所長・参事の職（8 級に格付けした課長・局長・所長・参事の職を除く）	7 級 課長、局長又は高度な知識経験を有する参事の職（8 級に格付けした課長、局長を除く）	
	8 級 参事の職務・課長級の職務・参与の職務・部長、議会事務局又は教育部長の職務	8級 高度な知識又は経験を有する課長、局長又は参事の職	8級 1 特に重要な業務を所掌する課長 2 特に重要な業務を所掌する参事	8級 困難な業務を有する課長・局長・所長・参事の職	8 級 高度な知識又は経験を有する課長、局長の職	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	9 一般職の職員の身分の取扱い			【職員の給料表・職務分類】	総務部会 人事厚生分科会
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案
調整方針(案)					
給料表の種類	行政職給料表(一)	行政職給料表(一)	行政職給料表(一)	行政職給料表(一)	合併時に、新たな制度等を制定する。 ・国 行(一)(二) ・医(一)(二)(三)をベースに検討する。
	行政職給料表(二)	行政職給料表(二)	行政職給料表(二)	行政職給料表(二)	
	医療職給料表(一)	医療職給料表(一)	医療職給料表(一)	医療職給料表(一)	
	医療職給料表(二)	医療職給料表(二)	医療職給料表(二)	医療職給料表(二)	
	医療職給料表(三)	医療職給料表(三)	医療職給料表(三)	医療職給料表(三)	
行政職給料表(一)	1級 主事若しくは技師の職務(定型的な業務を行う職務)	1級 主事補又は技師補の職務	1級 主事補、技師補、主事、技師の職務、幼稚園教諭の職務(定型的な業務を行う職務)	1級 主事補若しくは技師補の職務(定型的な業務を行う職務)	合併時に、新たな制度等を制定する。 ・新市給料表での調整
	2級 主事又は技師の職務(相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務)	2級 主事又は技師の職務(相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務)	2級 主事又は技師の職務、幼稚園教諭の職務(相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務)	2級 主事又は技師の職務(相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務)	
	3級 主事又は技師の職務(特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務)	3級 高度の知識又は経験を有する主事又は技師の職務	3級 主事又は技師の職務、幼稚園教諭の職務(特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務)	3級 主事又は技師の職務(特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務)	
	4級 係長又は主査の職務(5級に掲げる係長を除く)	4級 係長の職務又は主査の職務	4級 係長又は主査の職務	4級 主査、係長又は係長の職と同等の職で規則で定める職の職務	
	5級 課長補佐又は特に重要な係長の職務(6級に掲げる課長補佐を除く)	5級 課長補佐又は主幹の職務 高度の知識又は経験を有する係長の職務	5級 課長補佐又は主幹の職務、敬老園副園長の職務、共同調理場所長の職務	5級 主幹、課長補佐又は課長補佐の職と同等の職で規則で定める職の職務	
	6級 課長、事務局長、参事又は特に重要な課長補佐の職務(7級に掲げる課長、事務局長又は参事を除く)	6級 課長、事務局長、事務長、参事の職務 高度の知識又は経験を有する課長補佐又は主幹の職務	6級 課長、事務局長、教育次長、敬老園長、参事の職務	6級 高度な知識又は経験を有する、主幹、課長補佐又は課長補佐の職と同等の職で規則で定める職の職務。参事、課長、議会事務局長又はこれらの職と同等の職で規則で定める職	
	7級 重要な業務を所掌する課長、事務局長又は参事の職務(8級に掲げる課長、事務局長又は参事を除く)	7級 高度の知識又は経験を有する課長、事務局長、事務長、参事の職務	7級 課長、事務局長、教育次長、敬老園長、参事の職務(高度な知識経験を有し、重要な業務を行う職務)	7級 特に重要な業務を所掌する、参事、課長、議会事務局長又はこれらの職と同等の職で規則で定める職の職務	
	8級 特に重要な業務を所掌する課長、事務局長又は参事の職務	8級 特に高度の知識又は経験を有する課長、事務局長、事務長、参事の職務	8級 課長、事務局長、教育次長、敬老園長、参事の職務(特に高度な知識経験を有し、重要な業務を行う職務)	8級 特に高度な知識及び経験を有し、重要な業務を所掌する、参事、課長、議会事務局長又はこれらの職と同等の職で規則で定める職	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	9 一般職の職員の身分の取扱い				【職員の給料表・職務分類】	総務部会	人事厚生分科会
調整方針(案)							
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町		
行政職給料表(二)		1級 技能職員又は労務職員	1級 技能職員又は労務職員	1級 技能職員又は労務職員	1級 技能職員又は労務職員	1級 技能職員, 労務職員	
医療職俸給表(一)							

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	9 一般職の職員の身分の取扱い				【職員の給料表・職務分類】	総務部会 人事厚生分科会
調整方針(案)						
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	
行政職給料表(二)	1級 電話交換手の職務 しゆんせつ船、えい船等の作業船の乗組員の職務 一般技能職員の職務 理容、調理、裁縫等の家政的業務を行う職員の職務 自動車運転手の職務 守衛又は巡視の職務 用務員、労務作業員、消毒婦、洗濯婦、炊婦等の職務	1級 技師補の職務	1級 技能職員又は労務職員 自動車運転手の職務	1級 用務員の職務 労務作業員の職務 事務見習又は技能見習の職務 応接員の職務	合併時に、新たな制度等を制定する。 ・新市給料表での調整	
	2級 相当の技能又は経験を必要とする電話交換手の職務 相当の技能又は経験を必要とする作業船の乗組員の職務 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う一般技能職員の職務 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う家政職員の職務 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う自動車運転手の職務 困難な業務を行う守衛又は巡視の職務 数名の用務員等を直接指揮監督する主任又は特に困難な業務を行う用務員等の職務	2級 技師	2級 相当の技能又は経験を有する自動車運転手の職務	2級 自動車運転手の職務 一般技能労務職員の職務 (物の製作若しくは修理又は機器の運転若しくは操作に従事する職員) 電話交換手の職務 作業船等の乗組員の職務 家政職員の職務 守衛又は巡視の職務 数名の用務員、消毒婦、洗たく婦、炊事婦を直接指揮監督する主任又は困難な業務を行う用務員等の職務 数名の労務作業員を直接指揮監督する作業主任又は相当の経験を必要とする労務作業員の職務		
医療職俸給表(一)	1級 医師又は歯科医師の職務	1級 医師の職務	1級 医師又は歯科医師の職務	1級 医師又は歯科医師の職務	合併時に、新たな制度等を制定する。 ・新市給料表での調整	
	2級 医師又は歯科医師の職務	2級 診療所の所長の職務、高度の知識又は経験を有する医師の職務	2級 医師又は歯科医師の職務	2級 病院の診療科の長の職務		
	3級 医師又は歯科医師の職務		3級 診療所の診療科の長の職務	3級 診療所の所長又は病院の副院長の職務		
	4級 診療所の所長の職務、歯科診療所の所長の職務		4級 診療所の所長の職務、歯科診療所の所長の職務	4級 病院の院長の職務		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	9 一般職の職員の身分の取扱い					【職員の給料表・職務分類・初任給基準】	総務部会	人事厚生分科会
調整方針(案)								
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町			
医療職俸給表(二)								
医療職俸給表(三)								
初任給基準	行(一)	行(一)	行(一)	行(一)	行(一)			
大学卒	2級2号級	2級2号級	2級2号級	2級2号級	2級2号級			
	171,500円	171,500円	171,500円	171,500円	171,500円			
短大卒	1級5号級	1級5号級	1級5号級	1級5号級	1級5号級			
	149,200円	149,200円	149,200円	149,200円	149,200円			
高校卒	1級3号級	1級3号級	1級3号級	1級3号級	1級3号級			
	139,500円	139,500円	139,500円	139,500円	139,500円			

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	9 一般職の職員の身分の取扱い				【職員の給料表・職務分類・初任給基準】	総務部会 人事厚生分科会
調整方針(案)						
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	
医療職俸給表(二)	1級 診療放射線技師,衛生検査技師,理学療法士,作業療法士又は栄養士の職務 歯科衛生士,歯科技工士又はあん摩マッサージ指圧師の職務	1級 歯科技工士、歯科衛生士、栄養士の職務	1級 診療放射線技師,衛生検査技師,理学療法士,作業療法士又は栄養士の職務 歯科衛生士,歯科技工士又はあん摩マッサージ指圧師の職務	1級 診療放射線技師,衛生検査技師,理学療法士,作業療法士又は栄養士の職務 歯科衛生士,歯科技工士又はあん摩マッサージ指圧師の職務	合併時に、新たな制度等を制定する。 ・新市給料表での調整	
	2級 薬剤師又は獣医師の職務 困難な業務を行う診療放射線技師,衛生検査技師,理学療法士,作業療法士又は栄養士、歯科衛生士,歯科技工士又はあん摩マッサージ指圧師の職務	2級 高度の知識又は経験を有する歯科技工士、歯科衛生士、栄養士の職務	2級 薬剤師又は獣医師の職務 困難な業務を行う診療放射線技師,衛生検査技師,理学療法士,作業療法士又は栄養士、歯科衛生士,歯科技工士又はあん摩マッサージ指圧師の職務	2級 薬剤師又は獣医師の職務 困難な業務を行う診療放射線技師,衛生検査技師,理学療法士,作業療法士又は栄養士、歯科衛生士,歯科技工士又はあん摩マッサージ指圧師の職務		
	3級 薬局長又は獣医師である係長の職務		3級 薬局長の職務 歯科技工士の職務 獣医師である係長の職務	3級 薬局長又は獣医師である係長の職務		
	4級 困難な業務を行う薬局長又は獣医師である係長の職務		4級 家畜診療所の所長の職務	4級 困難な業務を行う薬局長又は獣医師である係長の職務		
医療職俸給表(三)	1級 准看護師の職務	1級 准看護師の職務	1級 准看護師の職務	1級 准看護師の職務	合併時に、新たな制度等を制定する。 ・新市給料表での調整	
	2級 看護師の職務 保健師又は助産師の職務	2級 看護師の職務 保健師又は助産師の職務	2級 看護師の職務 保健師又は助産師の職務 高度の技術又は経験を必要とする准看護師の職務	2級 看護師の職務 保健師又は助産師の職務		
	3級 保健師長又は助産師長の職務	3級 保健師長又は看護師長の職務	3級 保健師長又は看護師長の職務	3級 保健師長又は看護師長の職務		
	4級 困難な業務を行う保健師長又は助産師長の職務	4級 困難な業務を行う保健師長又は看護師長の職務	4級 困難な業務を行う保健師長又は看護師長の職務	4級 困難な業務を行う保健師長又は看護師長の職務		
初任給基準	行(一)	行(一)	行(一)	行(一)		
大学卒	2級2号級	2級2号級	2級2号級	2級2号級	合併時まで、新たな制度等を制定する。 ・新市給料表での調整 ・国の基準により調整	
	171,500円	171,500円	171,500円	171,500円		
短大卒	1級5号級	1級5号級	1級5号級	1級5号級		
	149,200円	149,200円	149,200円	149,200円		
高校卒	1級3号級	1級3号級	1級3号級	1級3号級		
	139,500円	139,500円	139,500円	139,500円		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	9 一般職の職員の身分の取扱い										【給料等の状況】				総務部会 人事厚生分科会					
調整方針(案)																				
分野名	川内市		樋脇町		入来町		東郷町		祁答院町		里村		上甌村		下甌村		鹿島村		合計	備考
	職務の級	職員数	職務の級	職員数	職務の級	職員数	職務の級	職員数	職務の級	職員数	職務の級	職員数	職務の級	職員数	職務の級	職員数	職務の級	職員数		
行政職俸給表(一)	1	13	1	4	1	8	1	3	1	8	1	5	1	6	1	7	1		54	[県内の市町村の状況] 行政職俸給表(一) 11級制 1団体 9級制 1組合 8級制 13市
	2	51	2	22	2	4	2	3	2	9	2	13	2	4	2	7	2	3	116	
	3	69	3	11	3	10	3	6	3	4	3	7	3	9	3	13	3	5	134	
	4	52	4	10	4	15	4	5	4	8	4	8	4	9	4	12	4	5	124	
	5	55	5	4	5	15	5	28	5	18	5	1	5	11	5	15	5	8	155	
	6	103	6	23	6	10	6	30	6	6	6	3	6	9	6	6	6	2	192	
	7	185	7	19	7	22	7	6	7	18	7	3	7	6	7	2	7	4	265	
	8	45	8	1	8	4	8	4	8	4	8	3	8	0	8	1	8	2	64	
計		573		94		88		85		75		43		54		63		29	1,104	
行政職俸給表(二)			1	5	1	11	1	9	1	16	1		1	3	1	31	1	2	77	[ラスパイレス指数] 地方公務員と国家公務員の給与水準を、国家公務員の職員構成を基準として、職種ごとに学歴別、経験年数別に平均給料月額を比較し、国家公務員の給料を100とした場合の地方公務員の給料水準を指数で示したものの。
											2		2	1	2	5	2		6	
																	3		0	
																	4		0	
																	5		0	
計				5		11		9		16		0		4		36		2	83	
医療職俸給表(一)											1		1		1		1		0	平成14年度 全国市の平均 100.6 全国町村の平均 96.0 鹿児島市の平均 102.6 鹿児島県町村の平均 95.4
											2		2	2	2		2		2	
											3				3		3		0	
											4	2			4	3	4		5	
計											2		2		3			7		
医療職俸給表(二)											1		1	1	1	2	1		3	
											2		2	1	2	1	2		2	
											3	1			3		3		1	
											4				4		4		0	
計											1		2		3			6		
医療職俸給表(三)											1	3	1	4	1	10	1	1	18	
											2		2	3	2	5	2	1	9	
											3	1	3		3		3		1	
											4		4		4		4		0	
計											4		7		15		2	28		
合計		573		99		99		94		91		50		69		120		33	1,228	
ラスパイレス指数																				
大学卒	101.0		93.7		89.5		93.5		80.6		81.2		83.6		72.1		74.1			
短大卒	102.4		95.1		88.0		98.5		93.3		85.5		91.8		86.6		63.2			
高校卒	104.2		97.3		108.0		100.1		99.3		86.3		87.0		89.7		80.9			
中学卒	113.2		—		—		—		—		98.3		—		91.2		100.0			
全体	103.1		96.1		97.6		98.1		93.3		84.9		86.5		85.3		79.0			
平均給料月額	347,200円		304,600円		320,500円		325,000円		314,800円		278,200円		284,900円		277,900円		318,900円			
平均年齢	40歳5月		37歳7月		37歳10月		39歳5月		38歳7月		40歳5月		41歳8月		40歳5月		47.9歳			

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	9 一般職の職員の身分の取扱い				【通勤手当】	総務部会 人事厚生分科会
調整方針（案）	・通勤手当については、国の基準及び類似団体を参考に、合併時に、新たな制度等を制定する。					
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
1.交通機関の利用者						
支給要件	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	
支給額	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	
	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	
2.自動車等の利用者						
支給要件	国家公務員に同じ	自動車等利用が常例・徒歩通勤した場合1km以上	自動車等利用が常例・徒歩通勤した場合1km以上	自動車等利用が常例・徒歩通勤した場合1km以上	自動車等利用が常例・徒歩通勤した場合1km以上	
支給額		1km～2km 1,000円	1km～2km 2,400円 2km～3km 3,300円	1km～2km 1,600円		
	2km～3km 4,100円		3km～4km 3,500円 4km～5km 3,700円	2km～4km 2,300円	1km増すごとに 200円加算	
	20kmまで1km増すごとに 500円加算	2km～5km 2,000円	5km～6km 4,100円 6km～7km 4,300円	4km～6km 3,300円	10kmまで	
	20km 12,000円		7km～8km 4,500円 8km～9km 4,700円	6km～8km 3,700円		
		国家公務員に同じ	9km～10km 4,900円 10km以上 5,000円	8km～10km 4,100円		
		国家公務員に同じ		10km以上 6,500円	国家公務員に同じ	
		国家公務員に同じ			国家公務員に同じ	
	20km～25km 14,000円	国家公務員に同じ			20km以上 11,300円	
	25km～30km 16,500円	国家公務員に同じ				
	30km～35km 19,000円	国家公務員に同じ				
	35km以上 20,900円	国家公務員に同じ				
	国家公務員に同じ					

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	9 一般職の職員の身分の取扱い				【通勤手当】	総務部会 人事厚生分科会
調整方針(案)						
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	国家公務員	
1.交通機関の利用者						
支給要件	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	交通機関等利用が常例・徒歩通勤した場合2km以上	
支給額	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	45,000円までは、運賃相当額	
	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	を超える場合 超える額の1/2を加算 (限度額5,000円)	
2.自動車等の利用者						
支給要件	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	自動車等利用が常例・徒歩通勤した場合2km以上	
支給額			5km未満	2,000円		
			5km～7km	4,200円		
	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	7km～9km	6,000円	国家公務員に同じ	5km未満 2,000円
	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	9km～11km	7,700円	国家公務員に同じ	5km～10km 4,100円
	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	11km～13km	9,400円	国家公務員に同じ	10km～15km 6,500円
	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	13km～15km	11,100円	国家公務員に同じ	15km～20km 8,900円
	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	15km～17km	12,800円	国家公務員に同じ	20km～25km 11,300円
	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	17km～19km	14,500円	国家公務員に同じ	25km～30km 13,700円
	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	19km～21km	16,200円	国家公務員に同じ	30km～35km 16,100円
	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	21km以上	17,600円		35km～40km 18,500円
	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ				40km以上 20,900円

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	9 一般職の職員の身分の取扱い				【扶養・住居手当】	総務部会 人事厚生分科会
調整方針（案）	扶養手当については、全て国の基準どおりのため、現行のまま新市に引き継ぐ。 借家・借間については、全て国の基準どおりもため現行のまま新市に引き継ぐ。 持ち家については、国の基準及び類似団体を参考に、合併時に、新たな制度等を制定する。					
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
3. 扶養手当						
配偶者	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	
2人まで(配偶者扶養)	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	
1人(配偶者非扶養)	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	
1人(配偶者なし)	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	
その他	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	
特定期間の加算	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	
4. 住居手当						
(1)借家・借間						
支給要件	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	
支給額 家賃23,000円以下	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	
家賃23,000円 ～55,000円未満	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	
家賃55,000円以上	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	
(2)持ち家(世帯主)						
支給額 通常	5,000円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	
新築・購入の場合 (5年間)						
(3)配偶者等の居住する借家・借間						
支給要件						
支給額						

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	9 一般職の職員の身分の取扱い				【扶養・住居手当】	総務部会 人事厚生分科会
調整方針(案)						
分野名	里村	上甑村	下甑村	鹿島村	国家公務員	
3. 扶養手当						平成15年度
配偶者	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	14,000円	
2人まで(配偶者扶養)	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	6,000円	
1人(配偶者非扶養)	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	6,500円	
1人(配偶者なし)	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	11,000円	
その他	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	5,000円	
特定期間の加算	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	5,000円	
4. 住居手当						
(1)借家・借間						
支給要件	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	家賃月額 12,000円超	
支給額 家賃23,000円以下	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	家賃額-12,000円	
家賃23,000円 ～55,000円未満	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	(家賃額-23,000円)×1/2+11,000円	
家賃55,000円以上	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	27,000円	
(2)持ち家(世帯主)						
支給額 通常	1,000円	2,500円	2,500円	2,500円	1,000円	
新築・購入の場合 (5年間)	2,500円				2,500円	
(3)配偶者等の居住する借家・借間						
支給要件					家賃月額 12,000円超	
支給額					家賃額-12,000円	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	9 一般職の職員の身分の取扱い				【単身赴任・期末勤勉手当】	総務部会 人事厚生分科会
調整方針（案）	単身赴任手当・期末勤勉手当については、国の基準及び類似団体を参考に、合併時に、新たな制度等を制定する。					
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
5. 単身赴任手当						
支給要件	国家公務員に同じ	-	-	-	-	
支給額	国家公務員に同じ	-	-	-	-	
6. 期末手当						
6月	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	
12月	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	
計	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	
7. 勤勉手当						
6月	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	
12月	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	
計	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	
8. 期末勤勉手当基礎額に加算する割合						
市町村の8級	100分の15	100分の15	100分の15	100分の15	100分の15	
市町村の7級	100分の10	100分の10	100分の10	100分の10	100分の10	
市町村の6級	100分の10	100分の10	100分の10	100分の10	100分の10	
市町村の5級	100分の5	100分の5	100分の5	100分の5	100分の5	
市町村の4級	100分の5	100分の5	100分の5	100分の5	100分の5	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	9 一般職の職員の身分の取扱い				【単身赴任・期末勤勉手当】	総務部会 人事厚生分科会
調整方針(案)						
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	国家公務員	
5. 単身赴任手当						
支給要件	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km)を満たす職員	
支給額	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	基本額 23,000円 加算 距離 100km～300km 6,000円 300km～500km 12,000円 500km～700km 18,000円 700km～900km 24,000円 900km～1100km 30,000円 1100km～1300km 35,000円 1300km～1500km 40,000円 1500km～ 45,000円	
6. 期末手当						平成15年度
6月	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	1.55	
12月	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	1.70	
計	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	3.25	
7. 勤勉手当						平成15年度
6月	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	0.70	
12月	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	0.70	
計	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	1.40	
8. 期末勤勉手当基礎額に加算する割合						平成15年度
市町村の8級	100分の10	100分の10	100分の10	100分の10	国家公務員4級以上100分の20以内	
市町村の7級	100分の10	100分の10	100分の10	100分の10		
市町村の6級	100分の10	100分の10	100分の10	100分の10		
市町村の5級	100分の5	100分の5	100分の5	100分の5		
市町村の4級	100分の5	100分の5	100分の5	100分の5		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	9 一般職の職員の身分の取扱い		【時間外勤務・宿日直・特殊勤務手当・旅費】		総務部会	人事厚生分科会	
調整方針(案)	時間外勤務手当(割増率)については、関係市町村間において差異がないので、現行のまま新市に引き継ぐ。 宿日直手当については、国の基準及び類似団体を参考に、合併時に、新たな制度等を制定する。 特殊勤務手当については、新市の機構との調整を図り、合併時に、新たな制度等を制定する。 旅費については、新市区域の旅費の設定等に考慮し、合併時に、新たな制度等を制定する。						
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町		
9. 時間外勤務手当 割増率							
平日	正規の勤務時間外 125/100 22:00～5:00 25/100加算	正規の勤務時間外 125/100 22:00～5:00 25/100加算	国・県に同じ 正規の勤務時間外 125/100 22:00～5:00 150/100	正規の時間外 125/100 22:00～5:00 25/100の加算	正規の勤務時間外 125/100 22:00～5:00 25/100加算		
休日	平日の率にそれぞれ 10/100加算	平日の率にそれぞれ 10/100加算	平日の率にそれぞれ 10/100加算	5:00～22:00 135/100 以外は160/100	平日の率にそれぞれ 10/100加算		
10. 宿日直手当							
宿直	和光園・自然の家 5,900円	4,200円(実際の支給はない)	4,000円	4,200円(実際の支給はない)	3,500円		
日直	和光園・自然の家 5,900円	4,200円(実際の支給はない)	4,000円		6,000円		
	本庁その他(宿・日直共)4,200円						
11. 特殊勤務手当	東京事務所勤務(日1,750円) 税務調査事務(日150円) 税務徴収事務(日200円) 有毒薬品等取扱業務(日250円) クリーンセンター業務(日300円) 薬剤散布業務(日250円) 防疫業務(日450円) 葬斎場業務(日300円) 保健指導業務(日150円) 社会福祉事務[生活保護](日250円) 社会福祉事務[その他](日150円) 行旅病人等取扱業務[移送等](日1,000円) 行旅病人等取扱業務[死亡人](一体5,000円) 養護老人ホーム業務(日額200円) 養護老人ホーム業務[死亡処理](一体2,000円) 保育所業務[保育](日150円) 保育所業務[調理](日100円) 地籍調査業務(日250円) 用地交渉(日500円) 少年自然の家勤務(日200円) 給食センター業務(日150円) 簡易水道業務[計量・収納](日250円) 簡易水道緊急業務[その他](日200円)	町税事務に従事する職員(月800円) 伝染病防疫作業に従事する職員(支給なし) 特殊自動車乗務手当(支給なし) 検針手当(支給なし) 有毒薬品取扱手当(支給なし) 作業手当(支給なし) 水源ポンプ室管理手当(月額500円)	町税事務に従事する職員(月1,000円) 伝染病防疫作業に従事する職員(日1,000円) 自動車運転専門職員(月2,000円) 防災ダム管理主任技術者(月5,000円) 有毒薬品取扱手当(月1,000円) 作業手当 工業用水管理手当(月1,000円)	税務手当[賦課事務](月1,000円) 税務手当[徴収事務](日200円)実際の支給なし 防疫手当(日600円)実際の支給なし 保健手当(月600円) 水道手当[施設管理に従事する職員] (月1,000円)	税務手当(月500円) 防疫手当(支給なし) 水道管理手当(月500円) 休養施設管理手当 (月額給料の4月～7月・9月は18%、8月2.6% 、10月～3月12%)		
12. 旅費							
旅費の額 鉄道賃	普通車実費(片道50km以上普通急行料金及び片道100km以上特別急行料金加算)50km以上座席指定料金支給	普通車実費(片道100km以上の急行料金、特別車両、座席指定料金は実費を加算)	普通車実費(県外につき片道100km以上の急行料金、片道300km以上の特急料金特別車両、座席指定料金は実費を加算)	県外・・・1等運賃 県内・・・2等運賃(片道100km以上の急行料金、特別車両、座席指定料金は実費を加算)	普通車実費(片道100km以上の急行料金及び特別車両、座席指定料金を加算)		
船賃	普通客室実費	普通客室実費	普通客室実費	普通客室実費	普通客室実費		
航空賃	普通客室実費	普通客室実費	普通客室実費	普通客室実費	普通客室実費		
車賃	実費	実費	実費	37円/km	37円/km		
日当	県内日帰り 550円又は1,100円	郡内、川内、串木野 0円	甌島を除く川薩管内 1,000円	郡内(5時間未満) 700円(5時間以上) 800円	郡内(甌島を除く)及び川内市 0円		
	県外 2,200円	陸路25km以上 2,000円	2,000円	2,000円	2,000円		
宿泊料 県内	9,800円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円		
県外	13,100円	11,000円	11,000円	11,000円	11,000円		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	9 一般職の職員の身分の取扱い				【時間外勤務・宿日直・特殊勤務手当・旅費】	総務部会 人事厚生分科会
調整方針(案)						
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	備 考	
9. 時間外勤務手当 割増率						
平日	正規の勤務時間外 125/100 22:00 ~ 5:00 25/100加算	正規の勤務時間外 125/100 22:00 ~ 5:00 25/100加算	正規の勤務時間外 125/100 22:00 ~ 5:00 25/100加算	正規の勤務時間外 125/100 22:00 ~ 5:00 25/100加算	正規の勤務時間外 125/100 22:00 ~ 5:00 25/100加算	
休日	平日の率にそれぞれ 10/100加算	平日の率にそれぞれ 10/100加算	平日の率にそれぞれ 10/100加算	平日の率にそれぞれ 10/100加算	平日の率にそれぞれ 10/100加算	
10. 宿日直手当						
宿直	4,200円	4,200円	4,200円	4,200円	4,200円	
日直	4,200円	4,200円	4,200円	4,200円	4,200円	
			看護師5,800円			
11. 特殊勤務手当	防疫手当 支給なし 医師手当(月1,000,000円以内) 歯科医師手当(月500,000円以内) 行路死亡人手当 支給なし 火葬取扱手当 支給なし 水源地管理手当(月4,000円)	税務手当(回500円) 伝染病防疫手当 支給なし 医師手当(月750,000円以内) 夜間看護手当(回4,200円) 歯科医師手当(月300,000円以内) 歯科技工士手当(月300,000円以内)	税務手当 (月500円) 防疫手当 支給なし 医師手当 (月600,000円以内)(医学研 (月275,000円)(手術) (月300,000円以内)(出張診療 往診料相当額/1回 獣医師手当 支給なし 歯科医師手当 (月100,000円) 歯科技工士手当(月50,000円) 看護手当 (月2,000円)(手術1回2,000円) 保健手当 (月50,000円)(保健師) 清掃手当 (月3,000円)(ゴミ処理職員・運転手) (日200円)(臨時ゴミ処理) 放射線取扱手当 支給なし 火葬手当 支給なし	医師手当(月200,000円) 保健手当(月50,000円) 火葬手当(平成14年12月廃止) 社会教育主事手当 (月 橋梁の20%以内)		
12. 旅費						
旅費の額 鉄道賃	普通車実費(片道100km以上の急行料金、特別車両、座席指定料金は実費を加算)	普通車実費(片道100km以上の急行料金、特別車両、座席指定料金は実費を加算)	普通車実費(片道300km以上の特急料金、100km以上の急行料金、特別車両、座席指定料金は実費を加算)	普通車実費(片道100km以上の急行料金は実費を加算)		
船賃	普通客室実費	普通客室実費	普通客室実費	普通客室実費		
航空賃	普通客室実費	普通客室実費	普通客室実費	普通客室実費		
車賃	実費	実費	実費	37円/km		
日当	島内 800円	-	村内 1,000円	-		
	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円		
宿泊料 県内	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円		
県外	11,000円	11,000円	11,000円	11,000円		

提案第 39 号

特別職の身分の取扱いについて

合併協定項目 10 号「特別職の身分の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成 15 年 11 月 13 日

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針（案） 】

特別職の身分の取扱いについて	
1	常勤の特別職
(1)	市長、助役、収入役及び教育長の設置・任期等については、各法令の定めるところによる。
(2)	給与の額は、現行額を基本に合併までに調整する。
(3)	新市の職務執行者については、関係市町村の長が別に協議して定める。
2	非常勤の特別職（議員、消防団員を除く。）
(1)	教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会の設置及び委員の数・任期等については、各法令の定めるところによる。 報酬の額は、現行報酬額を基本に合併までに調整する。
(2)	農業委員会委員の報酬額については、現行報酬額を基本に合併までに調整する。
(3)	新市において引き続き設置する必要がある各種附属機関等の委員の数、任期、報酬額については、現行の制度を基本に合併までに調整する。

平成 年 月 日 確認

特別職の身分の取扱いについて

1. 協議項目の要旨・留意点

新設合併の場合は、関係市町村の法人格が消滅するため、市町村長、助役、収入役、教育長をはじめ、各種委員会・審議会委員等の特別職は失職することになる。

新市における特別職の設置、人数、任期、報酬額等について協議する。

議会議員、農業委員（報酬を除く。）消防団員の取扱いについては、別途協議する。

関連資料については、別紙のとおり。

2. 提案の理由

関係法令等に基づき、新市において必要な特別職を設置する内容で提案する。

3. 協定（協議）先進事例

東京都西東京市（平成13年1月21日 新設合併）

- (1) 市長のほか常勤の特別職として、助役、収入役、教育長、常勤監査委員を置く。
（ア）任期は、各法令の定めるところによる。
（イ）報酬は、現行報酬額をもとに調整する。
- (2) 議会議員の報酬は、現行報酬額をもとに調整する。
- (3) 行政委員会の委員数・任期は、各法令の定めるところによる。
報酬は、現行報酬額をもとに調整する。
- (4) 審議会・委員会等の附属機関は、次のとおり取扱うものとする。
（ア）現に両市で設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。
（イ）一方の市にのみ設置されているものは、新市において速やかに調整する。
（ウ）人数、任期、報酬額は、現行の制度をもとに調整する。
- (5) その他の特別職は、新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期、報酬額をもとに調整し、新市において新たに設置する。

兵庫県篠山市（平成11年4月1日 新設合併）

- (1) 新町の職務執行者については、4町の長が別に協議して定めるものとする。
- (2) 行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特例の規定のある場合は、その規定を適用する。規定のない場合は、新町において新たに選任するものとする。

香川県さぬき市（平成 14 年 4 月 1 日 新設合併）

- (1) 特別職及び行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特例の定めのある場合は、その規定を適用する。なお、規定のない場合は、5 町の長が協議して定める。
- (2) 新市の職務執行者については、5 町の長が別に協議して定めるものとする。

山口県周南市（平成 15 年 4 月 21 日 新設合併）

- (1) 2 市 2 町の常勤の特別職等の職員の身分の取扱いについて、市長・町長であった者は、合併後 2 年以内の間引き続き新市の特別職の職員とする。
- (2) 2 市 2 町の行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法令の規定によるものとし、規定のない場合は、新市において新たに選任する。

4. 参考法令等（条文等抜粋）

(1) 特別職に属する公務員

地方公務員法（抜粋）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第 3 条 1～2 略

3 特別職は、次に掲げる職とする。

1. 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

・・・・・・市町村長、議員、助役、収入役、監査委員、教育委員、公平委員、選挙管理委員、固定資産評価審査委員、農業委員の一部など

1 の 2. 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職

1 の 3. 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

2. 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

・・・・・・農業委員の一部、公民館運営審議会委員、社会教育委員、国民健康保険運営協議会委員、民生委員推薦会委員など

3. 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

・・・・・・非常勤の学校医、公民館長など

4. 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

5. 非常勤の消防団員及び水防団員の職

(2)常勤の特別職

地方自治法（抜粋）

（市長）

第139条

2 市町村に市町村長を置く。

第140条 普通地方公共団体の長の任期は、4年とする。

（助役）

第161条

2 市町村に助役1人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。

3 副知事及び助役の定数は、条例でこれを増加することができる。

第162条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

第163条 副知事及び助役の任期は、4年とする。但し、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

（収入役）

第168条

2 市町村に収入役1人を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。

3 都道府県は条例で副出納長を、市町村は条例で副収入役を置くことができる。

4 副出納長及び副収入役の定数は、条例でこれを定める。

5 副出納長及び副収入役は、事務吏員の中から、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。

7 第162条、第163条の規定は、出納長及び収入役にこれを準用する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育長）

第16条 教育委員会に、教育長を置く。

2 教育長は、当該教育委員会の委員（委員長を除く。）である者のうちから、教育委員会が任命する。

3 教育長は、委員としての任期中在任するものとする。

(3)非常勤の特別職（義務的に設置するもの）

地方自治法（抜粋）

（委員会及び委員）

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

1. 教育委員会
2. 選挙管理委員会
3. 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会
4. 監査委員

3 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、次の通りである。

1. 農業委員会
2. 固定資産評価審査委員会

（選挙管理委員会委員）

第181条 普通地方公共団体に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員を以てこれを組織する。

第183条 選挙管理委員の任期は、4年とする。

（監査委員）

第195条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては4人とし、その他の市にあつては条例の定めるところにより3人又は2人とし、町村にあつては2人とする。

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下本款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が4人のときは2人又は1人、3人以内のときは1人とするものとする。

2 識見を有する者のうちから選任される監査委員の数が、3人である普通地方公共団体にあつては少なくともその2人以上は、2人である普通地方公共団体にあつては少なくともその1人以上は、当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものでなかつた者でなければならない。

3 監査委員は、地方公共団体の常勤の職員及び再任用短時間勤務職員と兼ねることができない。

4 識見を有する者のうちから選任される監査委員は、これを常勤とすることができる。

5 都道府県及び政令で定める市にあつては、識見を有する者のうちから選任される監査委員のうち少なくとも1人以上は、常勤としなければならない。

第 197 条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては 4 年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

地方公務員法（抜粋）

（公平委員会委員）

第 7 条

3 人口 15 万未満の市、町、村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置くものとする。

第 9 条 人事委員会又は公平委員会は、3 人の委員をもつて組織する。

10 委員の任期は、4 年とする。

地方税法（抜粋）

（固定資産評価審査委員）

第 4 2 3 条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は 3 人以上とし、当該市町村の条例で定める。

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3 年とする。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員）

第 2 条 都道府県、市（特別区を含む。以下同じ。）町村に教育委員会を置く。

第 3 条 教育委員会は、5 人の委員をもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより町村の教育委員会にあつては 3 人の委員をもつて組織することができる。

第 4 条 委員は、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

第 5 条 委員の任期は、4 年とする。

(4)非常勤の特別職（任意に設置するもの等）

地方自治法（抜粋）

（付属機関）

第138条の4

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第202条の3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

(5)合併時の特別職の取扱い

地方自治法施行令（抜粋）

（市長の職務執行者）・・・合併関係市町村の首長の中から互選

第1条の2 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。

（暫定の選挙管理委員）・・・合併関係市町村の委員の中から4人を互選

第4条 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、当該普通地方公共団体の選挙管理委員は、議会において選挙されるまでの間、従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者又は選挙管理委員であつた者の互選により定めた者をもつてこれに充てるものとする。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（抜粋）

（臨時の教育委員）・・・合併関係市町村の委員の中から、市長の職務執行者が臨時に選任

第18条 市町村の設置があつた場合においては、市町村の長の職務を行う者（以下「市町村長職務執行者」という。）が、従来その地域の属していた市町村の教育委員会の委員であった者で当該新たに設置された市町村の設置に伴い委員の職を失うこととなったもののうちから、当該市町村の教育委員会の委員を臨時に選任する。

2 前項の規定により選任された委員は、当該市町村の設置後最初に行なわれる市町村の長の選挙後最初に招集される議会の会期の末日まで在任する。

3 新たに設置された市町村において、第一項の規定により教育委員会の委員が選任された後、最初に招集すべき教育委員会の会議は、市町村長職務執行者が招集する。

地方税法（抜粋）

（暫定の固定資産評価審査委員）・・・合併関係市町村の委員の中から、市長の職務執行者が暫定的に選任

第423条

- 8 市町村の設置があった場合においては、当該市町村の長が選挙されるまでの間当該市町村の長の職務を行う者は、当該市町村の長が選挙されるまでの間は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であった者のうちから選任したものをもって当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。
- 9 市町村の設置があった場合においては、当該市町村の設置後最初に招集される議会の同意を得て固定資産評価審査委員会の委員が選任されるまでの間は、当該市町村の長は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であった者のうちから選任したものをもって当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。

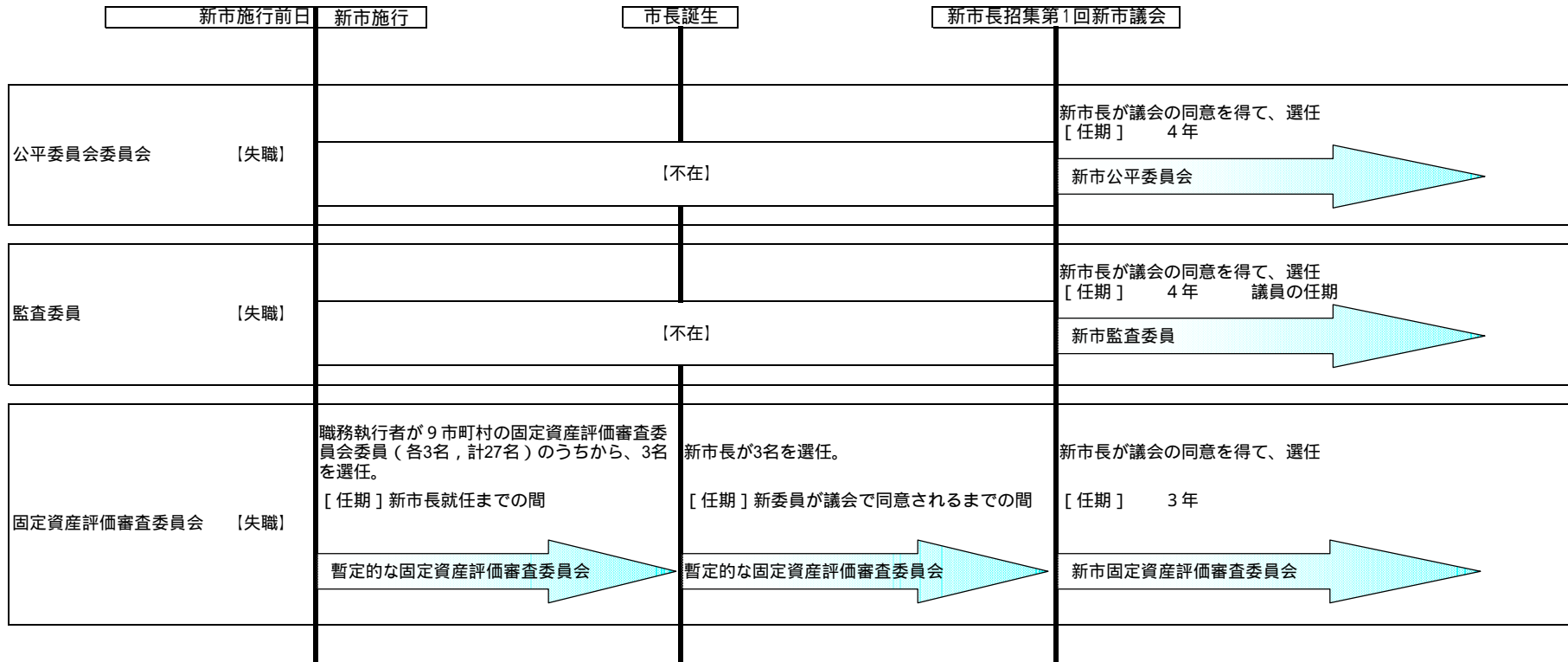
5 今後の協議スケジュール

- 平成15年11月25日 各市町村協議回答
- 平成15年11月26日 （幹事会一次協議）（協議会）
- 平成15年12月 6日 （幹事会二次協議）
- 平成15年12月11日 協議会確認

特別職(各委員会・委員)の選任等について

	新市施行前日	新市施行	市長誕生	新市長招集第1回新市議会
市町村長 9市町村長の協議による職務執行者の選任	[失職]	50日以内選挙 職務執行者 職務執行者[失職]	市長就任 新市長	
助役・収入役	[失職]	[不在] 収入役:職務代理		新市長が議会の同意を得て、選任
教育委員会 教育長	[失職]	職務執行者が9市町村の教育委員(各5名、計45名)のうちから、5名を選任。臨時の教育委員会発足 教育委員会招集:互選により、教育委員長・教育長選任 [任期]新市長招集による議会の会期末まで 臨時の教育委員会		新市長が議会に教育委員の人事を提案・同意 教育委員会招集:互選により、教育委員長・教育長を選任 [任期]新市長が定める。(2人4年、1人3年、1人2年、1人1年) 新市教育委員会
選挙管理委員会	[失職]	9市町村の選挙管理委員(各4名、計36名)のうちから、互選により4名を選任。暫定的な選挙管理委員会発足 選挙管理委員会招集:互選により、委員長選任 [任期]議会において選挙されるまでの間 暫定的な選挙管理委員会		第1回新市議会定例会で選挙により選任 選挙管理委員会招集:互選により、委員長選任 [任期] 4年 新市選挙管理委員会

特別職(各委員会・委員)の選任等について



川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目		10 特別職の身分の取扱い						【常勤の特別職】		総務部会 人事厚生分科会	
調整方針(案)		<ul style="list-style-type: none"> ・市長、助役、収入役及び教育長の設置・任期等については、各法令の定めるところによる。 ・給与の額は、現行額を基本に合併までに調整する。 ・新市の職務執行者については、関係市町村の長が別に協議して定める。 									
分野名		川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甑村	下甑村	鹿島村	摘要
1. 任期											
市長・町長・村長	4年	H12.3.11～H16.3.10	H15.4.27～H19.4.26	H15.10.10～H19.10.9	H14.10.27～H18.10.26	H12.6.5～H16.6.4	H13.5.14～H17.5.13	H13.10.12～H17.10.11	H14.12.22～H18.12.21	H15.4.27～H19.4.26	
助役	4年	H12.4.1～H16.3.31	H13.4.1～H17.3.31	H12.4.1～H16.3.31	H15.4.1～H19.3.31	H15.4.14～H19.4.13	H14.4.1～H18.3.31	H14.1.1～H17.12.31	不在	H15.6.1～H19.5.31	
収入役	4年	H12.4.1～H16.3.31	H15.5.2～H19.5.1	H12.4.1～H16.3.31	空席	空席	空席	H14.1.1～H17.12.31	不在	—	
教育長	4年	H13.10.1～H17.9.30	H13.4.1～H17.3.31	H11.11.2～H15.11.1	H13.2.1～H17.11.30	H13.10.1～H17.9.30	H12.10.6～H16.10.5	H12.10.1～H16.9.30	H12.10.1～H16.9.30	H15.2.4～H16.2.3	
2. 給料											
市長・町長・村長	月額	962,000円	768,000円	768,000円	768,000円	768,000円	757,000円	757,000円	757,000円	757,000円	
助役	月額	(2名) 769,000円	606,000円	606,000円	606,000円	606,000円	598,000円	598,000円	598,000円	598,000円	
収入役	月額	705,000円	572,000円	572,000円	572,000円	572,000円	564,000円	564,000円	564,000円	—	
教育長	月額	705,000円	572,000円	572,000円	572,000円	572,000円	598,000円	598,000円	598,000円	598,000円	
3. 期末手当											
6月		1.15×170/100	1.15×170/100	1.10×170/100	1.15×170/100	1.15×170/100	1.10×170/100	1.10×170/100	1.10×170/100	1.15×170/100	
12月		1.15×180/100	1.15×180/100	1.10×180/100	1.15×180/100	1.15×180/100	1.10×180/100	1.10×180/100	1.10×180/100	1.15×180/100	
4. 日当											
市長・町長・村長		3,000円	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円	2,100円	2,200円	2,200円	
		—	川内市、甑島を除く郡内なし	川内市、甑島を除く郡内1,100円	川内市、甑島を除く郡内5時間以内 700円 5時間以上 800円	川内市、甑島を除く郡内なし	—	—	—	—	
助役・収入役		2,600円	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
教育長		同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	2,000円	
5. 宿泊料											
市長・町長・村長	県内	13,300円	9,500円	9,500円	9,500円	9,500円	9,500円	9,500円	9,500円	9,500円	
	県外	14,800円	12,500円	12,500円	12,500円	12,500円	12,500円	12,500円	12,500円	12,500円	
助役・収入役	県内	11,800円	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
	県外	13,100円	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
教育長	県内	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	8,000円	
	県外	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	11,000円	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目		10 特別職の身分の取扱い						【非常勤の特別職・報酬等】			総務部会 人事厚生分科会					
調整方針(案)		・教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会の設置及び委員の数・任期等については、各法令の定めるところによる。 報酬の額は、現行報酬額を基本に合併までに調整する。 ・農業委員会委員の報酬額については、現行報酬額を基本に合併までに調整する。														
分野名		川内市			樋脇町			入来町			東郷町			祁答院町		
		定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)
教育委員会	委員長	1	月額	71,000	1	月額	56,100	1	月額	56,100	1	月額	56,100	1	月額	56,100
	委員	4	月額	49,000	4	月額	37,700	4	月額	37,700	3	月額	37,700	3	月額	37,700
選挙管理委員会	委員長	1	月額	55,000	1	日額	6,300	1	日額	6,300	1	日額	6,300	1	日額	6,300
	委員	3	月額	44,000	3	日額	6,200	3	日額	6,200	3	日額	6,200	3	日額	6,200
	補充						-			-			-			-
公平委員会	委員長	1	日額	7,700	-	-	-			-			-			-
	委員	2	日額	7,100	-	-	-			-			-			-
監査委員	識見	1	月額	120,000	1	月額	56,300	1	月額	57,500	1	月額	42,500	1	月額	56,300
	議会	1	月額	50,000	1	月額	53,900	1	月額	52,100	1	月額	38,300	1	月額	53,900
農業委員会	会長	1	月額	71,000	1	月額	57,100	1	月額	57,100	1	月額	57,100	1	月額	57,100
	代理	1	月額	56,000	1	月額	38,400	1	月額	38,400	1	月額	38,400	1	月額	38,400
	委員	18	月額	49,000	8	月額	38,400	8	月額	38,400	8	月額	38,400	8	月額	38,400
固定資産評価審査委員会	委員長	1	日額	7,700			-			-			-			-
	委員	2	日額	7,100	3	日額	6,200	3	日額	6,200	3	日額	6,200	3	日額	6,200
	補助員															

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目		10 特別職の身分の取扱い						【非常勤の特別職・報酬等】			総務部会 人事厚生分科会			
調整方針(案)														
分野名		里村			上甑村			下甑村			鹿島村			摘 要
		定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	
教育委員会	委員長	1	月額	54,400	1	月額	56,000	1	月額	56,000	1	月額	46,200	(地方自治法第180条の5関係)
	委員	2	月額	36,900	2	月額	37,700	4	月額	37,700	2	月額	35,300	
選挙管理委員会	委員長	1	日額	6,300	1	日額	6,300	1	日額	6,300	1	日額	6,300	
	委員	3	日額	6,200	3	日額	6,200	3	日額	6,200	3	日額	6,100	
	補充						-			-				
公平委員会	委員長						-			-				
	委員						-			-				
監査委員	識見	1	月額	54,400	1	月額	56,000	1	月額	56,000	1	日額	8,400	
	議会	1	月額	36,900	1	月額	37,700	1	月額	37,700	1	日額	8,300	
農業委員会	会長	1	月額	54,400	1	月額	57,100	1	月額	57,100				
	代理	1	月額	36,900	1	月額	38,400	1	月額	38,400				
	委員	8	月額	36,900	8	月額	38,400	8	月額	38,400				
固定資産評価審査委員会	委員長	1	日額	6,100			-			-				
	委員	2	日額	5,900	3	日額	5,900	3	日額	5,900	3	日額	5,800	
	補助員	一	日額	5,900										

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目		10 特別職の身分の取扱い						【非常勤の特別職・報酬等】			総務部会 人事厚生分科会						
調整方針(案)		・新市において引き続き設置する必要のある各種附属機関等の委員の数、任期、報酬額については、現行の制度を基本に合併までに調整する。															
分野名		川内市			樋脇町			入来町			東郷町			祁答院町			
		定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	
1	選挙長	—	日額	10,700	—	日額	10,700	—	日額	10,700	—	日額	10,700	—	日額	9,100	
2	開票管理者	—	日額	10,700	—	日額	10,700	—	日額	10,700	—	日額	10,700	—	日額	9,100	
3	投票管理者	—	日額	12,700	—	日額	12,700	—	日額	12,700	—	日額	12,700	—	日額	9,100	
4	選挙立会人	—	日額	8,900	—	日額	8,900	—	日額	8,900	—	日額	8,900	—	日額	7,300	
5	開票立会人	—	日額	8,900	—	日額	8,900	—	日額	8,900	—	日額	8,900	—	日額	7,300	
6	投票立会人	—	日額	10,800	—	日額	10,800	—	日額	10,800	—	日額	10,800	—	日額	7,300	
7	総合開発計画審議会	会長	1	日額	4,700												
8		委員	14	日額	4,700												
9	特別職報酬等審議会	会長	1	日額	4,700			1	日額	6,300							
10		委員	9	日額	4,700	10	日額	5,700	9	日額	6,200	10	日額	6,300	10	日額	6,200
11	行政改革推進委員会	委員長	1	日額	4,700			1	日額	6,300							
12		委員	9	日額	4,700	10	日額	5,700	9	日額	6,200	10	日額	6,200	10	日額	6,200
13	行政組織等改善対策審議会	委員															
14	非常勤職員等公務災害補償等認定委員会	会長	1	日額	4,700												
15		委員	4	日額	4,700												
16	非常勤職員等公務災害補償等審査会	会長	1	日額	4,700												
17		委員	3	日額	4,700												
18	防災会議		20	日額	4,700	25	日額	5,700						12	日額	6,200	
19	水防協議会	委員	20	日額	4,700						11	日額	6,200				
20	災害等従事者見舞金審査委員	委員									必要数	日額	6,200				
21	情報公開審査会	会長	1	日額	11,500	1	日額	18,000	1	日額	18,000	1	日額	18,000	1	日額	18,000
22		委員	4	日額	10,300	4	日額	15,000	4	日額	15,000	4	日額	15,000	4	日額	15,000
23	個人情報保護審査会	会長	1	日額	11,500												
24		委員	4	日額	10,300									15	日額	6,200	
25	国民年金委員																
26	交通災害共済審査会	委員	4	日額	4,700												
27	予防接種健康被害調査委員会	委員	9	日額	13,900以内	5	日額	5,700	10	日額	6,200	10	日額	6,200	10	日額	6,200

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目		10 特別職の身分の取扱い						【非常勤の特別職・報酬等】			総務部会 人事厚生分科会			
調整方針(案)														
分野名		里村			上甌村			下甌村			鹿島村			摘要
		定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	
1	選挙長	—	日額	10,700	—	日額	10,700	—	日額	9,700	—	日額	10,700	(地方自治法第202条の3関係)
2	開票管理者	—	日額	10,700	—	日額	10,700	—	日額	9,700	—	日額	10,700	
3	投票管理者	—	日額	12,700	—	日額	12,700	—	日額	11,700	—	日額	12,700	
4	選挙立会人	—	日額	8,900	—	日額	8,900	—	日額	7,900	—	日額	8,900	
5	開票立会人	—	日額	8,900	—	日額	8,900	—	日額	7,900	—	日額	8,900	
6	投票立会人	—	日額	10,800	—	日額	10,800	—	日額	9,800	—	日額	10,800	
7	総合開発計画審議会	会長												
8		委員					33	日額	5,900					
9	特別職報酬等審議会	会長	1	日額	6,100									
10		委員	4	日額	5,900	5	日額	5,900	10	日額	5,900	5	日額	5,800
11	行政改革推進委員会	委員長												
12		委員				20	日額	5,900						
13	行政組織等改善対策審議会	委員						20	日額	5,900	20	日額	5,800	
14	非常勤職員等公務災害補償等認定委員会	会長												
15		委員												
16	非常勤職員等公務災害補償等審査会	会長												
17		委員												
18	防災会議				16	日額	5,900	8	日額	5,900	14	日額	5,800	
19	水防協議会	委員												
20	災害等従事者見舞金審査委員	委員												
21	情報公開審査会	会長									1	日額	18,000	
22		委員									4	日額	15,000	
23	個人情報保護審査会	会長												
24		委員												
25	国民年金委員										-	日額	5,800	
26	交通災害共済審査会	委員												
27	予防接種健康被害調査委員会	委員	10	日額	5,900 (医師16,500)	10	日額	5,900	10	日額	12,800			

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目		10 特別職の身分の取扱い						【非常勤の特別職・報酬等】			総務部会 人事厚生分科会						
調整方針(案)		・新市において引き続き設置する必要のある各種附属機関等の委員の数、任期、報酬額については、現行の制度を基本に合併までに調整する。															
分野名		川内市			樋脇町			入来町			東郷町			祁答院町			
		定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	
28	農政企画会議	委員	16	日額	4,700												
29		会長	1	日額	4,700			1	日額	6,300							
30	土地区画整理審議会	委員	14	日額	4,700			9	日額	6,200							
31		評価員	5	日額	4,700			3	日額	6,200							
32	都市計画審議会	会長	1	日額	4,700			1	日額	6,300							
33		委員	9	日額	4,700	9	日額	5,700	9	日額	6,200						
34	国民健康保険運営協議会	会長	1	日額	4,700	1	日額	6,300	1	日額	6,300	1	日額	6,300	1	日額	6,300
35		委員	10	日額	4,700	8	日額	6,200	8	日額	6,200	5	日額	6,200	8	日額	6,200
36	環境保全審議会	委員	20	日額	4,700												
37	特別土地保有税審議会	委員	5	日額	4,700	3	日額	5,700	随時	日額	6,200	3	日額	6,200	3	日額	6,200
38	交通安全対策会議	委員	8	日額	4,700										8	日額	6,200
39	民生委員推薦会	委員	14	日額	4,700	14	日額	5,700	14	日額	6,200	12	日額	6,200	14	日額	6,200
40	消防賞じゆつ金審査委員会	委員										5	日額	6,200			
41	心身障害児就学指導委員会	会長	1	日額	4,700												
42		委員	11	日額	4,700				18	日額	6,300						
43	奨学生選考委員会	委員							9	日額	6,200						
44	学校給食センター運営委員会(共同調理場)	委員	15	日額	4,700	20	日額	5,700	10	日額	6,200	12	日額	6,200			
45	社会教育委員		15	日額	4,700	22	日額	5,700	19	日額	6,200	15	日額	6,200	23	日額	6,200
46	文化財保護審議会	委員長															
47		委員	7	日額	4,700	5	日額	5,700	5	日額	6,200	5	日額	6,200	5	日額	6,200
48	歴史民族資料館運営委員会	委員	6	日額	4,700												
49	公民館運営審議会	委員	15	日額	4,700	22	日額	5,700	19	日額	6,200	15	日額	6,200	23	日額	6,200
50	図書館協議会	委員	5	日額	4,700												
51	スポーツ振興審議会	委員	12	日額	4,700							10	日額	6,200	23	日額	6,200
52	ふるさとづくり促進審議会	委員										7	日額	6,200			
53	体育指導委員		31	日額	4,700	10	日額	5,700	8	日額	6,200	10	日額	6,200	8	日額	6,200
54	小学校統廃合問題審議会 (川内市は学校通学区適正規模等審議会)	委員	12	日額	4,700				25	日額	6,200						

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目		10 特別職の身分の取扱い						【非常勤の特別職・報酬等】			総務部会 人事厚生分科会			
調整方針(案)														
分野名		里村			上甌村			下甌村			鹿島村			摘要
		定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	
28	農政企画会議	委員												
29		会長												
30	土地区画整理審議会	委員												
31		評価員												
32	都市計画審議会	会長												
33		委員												
34	国民健康保険運営協議会	会長	1	日額	5,800	1	日額	6,200	1	日額	6,200			
35		委員	5	日額	5,800	8	日額	5,900	8	日額	5,900	6	日額	5,800
36	環境保全審議会	委員												
37	特別土地保有税審議会	委員				3	日額	5,900	3	日額	5,900	3	日額	5,800
38	交通安全対策会議	委員				10	日額	5,900	11	日額	5,900	10	日額	5,800
39	民生委員推薦会	委員	7	日額	5,800	7	日額	5,900	7	日額	5,900	4	日額	5,800
40	消防賞じゆつ金審査委員会	委員												
41	心身障害児就学指導委員会	会長						-						
42		委員	10	日額	5,800	14	日額	5,900	15	日額	5,900			
43	奨学生選考委員会	委員												
44	学校給食センター運営委員会(共同調理場)	委員				15	日額	5,900	24	日額	5,900			
45	社会教育委員		3	日額	5,900	10	日額	5,900	10	日額	5,900	5	日額	5,800
46	文化財保護審議会	委員長	1	日額	6,100									
47		委員	4	日額	5,900	2	日額	5,900	5	日額	5,900	5	日額	5,800
48	歴史民族資料館運営委員会	委員							10	日額	5,900			
49	公民館運営審議会	委員							10	年額	12,100			
50	図書館協議会	委員												
51	スポーツ振興審議会	委員												
52	ふるさとづくり促進審議会	委員												
53	体育指導委員		5	日額	5,800	5	日額	5,900	10	日額	5,900			
54	小学校統廃合問題審議会 (川内市は学校通学区域適正規模等審議会)	委員												

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目		10 特別職の身分の取扱い						【非常勤の特別職・報酬等】			総務部会 人事厚生分科会						
調整方針(案)		・新市において引き続き設置する必要のある各種附属機関等の委員の数、任期、報酬額については、現行の制度を基本に合併までに調整する。															
分野名		川内市			樋脇町			入来町			東郷町			祁答院町			
		定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	
55	家庭児童・母子相談員	2	月額	132,300以内													
56	社会教育指導員	3	月額	132,300以内	2	月額	122,000以内	2	月額	106,000	2	月額	110,800	2	月額	115,600	
57	社会教育学級主事																
58	学校教育指導員										1	月額	110,800				
59	消費生活相談員	2	月額	136,000以内													
60	外国語指導助手	1	月額	330,000				1	月額	310,000				1	月額	350,000以内	
61	市税徴収嘱託員	3	月額	160,800以内													
62	行政嘱託員(役場連絡員)																
63	公用自動車運転嘱託員							2	日額	マイクロバス運転手 町内6,200円 町外7,000円 県外7,500円							
64	振興計画審議会	委員			20	日額	5,700	20	日額	6,200	25	日額	6,200				
65	有線放送運営審議会	委員			8	日額	5,700										
66	青少年問題協議会	委員	10	日額	4,700	12	日額	5,700	13	日額	6,200	7	日額	6,200	19	日額	6,200
67	農業振興促進協議会	委員			25	日額	5,700										
68	農政審議会(農政企画審議会)	委員	16	日額	4,700						15	日額	6,200				
69	農業振興地域整備促進協議会	委員			15	日額	5,700										
70	林業振興推進協議会	委員	10	日額	4,700	12	日額	5,700	12	日額	6,200						
71	林業構造改善協議会	委員							16	日額	6,200			15	日額	6,200	
72	住宅新築資金等審議会	委員			11	日額	5,700	随時	日額	6,200							
73	農業構造改善事業協議会	委員						25	日額	6,200				30	日額	6,200	
74	農村地域工業導入審議会	委員						10	日額	6,200							
75	温泉開発審議会	委員												10	日額	6,200	
76	(がけ下)危険住居移転促進審議会	委員						5	日額	6,200				若干人	日額	6,200	
77	農村総合整備事業推進協議会	委員												22	日額	6,200	
78	幼稚園長	1	月額	157,700円以内				4	年額	126,000	1	月額	163,400	1	月額	154,600	
79	小学校	86	年額	73,300円+160×人数	4	年額	152,000以下	4	年額	112,400		年額	予算で定める額	4	年額	90,000	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目		10 特別職の身分の取扱い						【非常勤の特別職・報酬等】			総務部会 人事厚生分科会			
調整方針(案)														
分野名		里村			上甌村			下甌村			鹿島村			摘要
		定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	
55	家庭児童・母子相談員													
56	社会教育指導員	1	月額	77,300	1	月額	88,800							
57	社会教育学級主事							17	月額	3,900				
58	学校教育指導員													
59	消費生活相談員													
60	外国語指導助手													
61	市税徴収嘱託員													
62	行政嘱託員(役場連絡員)							6	月額	110,200以内				
63	公用自動車運転嘱託員													
64	振興計画審議会	委員									14	日額	5,800	
65	有線放送運営審議会	委員												
66	青少年問題協議会	委員						10	日額	5,900				
67	農業振興促進協議会	委員												
68	農政審議会	委員												
69	農業振興地域整備促進協議会	委員						10	日額	5,900				
70	林業振興推進協議会	委員												
71	林業構造改善協議会	委員												
72	住宅新築資金等審議会	委員												
73	農業構造改善事業協議会	委員												
74	農村地域工業導入審議会	委員												
75	温泉開発審議会	委員												
76	(がけ下)危険住居移転促進審議会	委員												
77	農村総合整備事業推進協議会	委員												
78	幼稚園長													
79	小学校													

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目		10 特別職の身分の取扱い						【非常勤の特別職・報酬等】			総務部会 人事厚生分科会						
調整方針(案)		・新市において引き続き設置する必要のある各種附属機関等の委員の数、任期、報酬額については、現行の制度を基本に合併までに調整する。															
分野名		川内市			樋脇町			入来町			東郷町			祁答院町			
		定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	
80	学校医及び学校歯科医	中学校	34	年額	73,300円+160×人数	1	年額	152,000以下	1	年額	133,500		年額	予算で定める額	2	年額	120,000
81		幼稚園	24	年額	73,300円+160×人数	(2)	年額	152,000以下		年額	96,800		年額	予算で定める額	2	年額	88,000
82		小学校	19	年額	68,000	1	年額	43,000以下	4	年額	34,100		年額	予算で定める額	2	年額	40,000
83	学校薬剤師	中学校	7	年額	68,000	(1)	年額	43,000以下	1	年額	48,400		年額	予算で定める額	1	年額	52,000
84		幼稚園	6	年額	68,000	(1)	年額	43,000以下					年額	予算で定める額	1	年額	37,000
85	健康管理嘱託医					1	年額	192,300以下									
86	駐在所長																
87	駐在員(区長)																
88	産業医		1	年額	74,200												
89	自治振興対策審議会	委員				15	日額	5,700									
90	自治公民館長										43	年額	予算で定める額				
91	校区公民館長		19	年額	115,000						5	月額	予算で定める額				
92	校区公民館主事		19	月額	132,300以内						5	年額	予算で定める額				
93	校区公民館主事補										—	年額	予算で定める額				
94	隣保館長		3	月額	137,400			1	月額	71,000							
95	営農専門指導員		1	月額	220,900以内			1	月額	200,000							
96	自然保護審議会	委員															
97	自然保護監視員																
98	観光振興推進協議会	委員				12	日額	5,700									
99	地域沿岸漁業構造改善協議会	委員															
100	水道運営審議会	委員	10	日額	4,700						8	日額	6,100				
101	簡易水道使用料徴収員																
102	下水道事業審議会	委員															
103	水産業振興協議会	委員															
104	住居表示等審議会	委員	20	日額	4,700												
105	土地改良事業運営審議会	委員		日額	4,700												
106	同和対策事業審議会	委員	10	日額	4,700												

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目		10 特別職の身分の取扱い						【非常勤の特別職・報酬等】			総務部会 人事厚生分科会				
調整方針(案)															
分野名		里村			上甌村			下甌村			鹿島村			摘要	
		定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)		
80	学校医及び学校歯科医	中学校													
81		幼稚園													
82		小学校													
83	学校薬剤師	中学校													
84		幼稚園													
85	健康管理嘱託医														
86	駐在所長				7	月額	62,800								
87	駐在員(区長)				22	月額	18,700	47	月額	戸数1戸×350	7	月額	33,000		
88	産業医														
89	自治振興対策審議会	委員													
90	自治公民館長							5	月額	42,000					
91	校区公民館長							6	月額	42,000					
92	校区公民館主事							6	月額	55,500					
93	校区公民館主事補														
94	隣保館長														
95	営農専門指導員														
96	自然保護審議会	委員						12	日額	5,900					
97	自然保護監視員							10	日額	5,900					
98	観光振興推進協議会	委員													
99	地域沿岸漁業構造改善協議会	委員						8	日額	5,900					
100	水道運営審議会	委員													
101	簡易水道使用料徴収員							6	月額	64,000以内					
102	下水道事業審議会	委員	14	日額	5,800										
103	水産業振興協議会	委員	15	日額	5,800										
104	住居表示等審議会	委員													
105	土地改良事業運営審議会	委員													
106	同和対策事業審議会	委員													

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目		10 特別職の身分の取扱い						【非常勤の特別職・報酬等】			総務部会 人事厚生分科会					
調整方針(案)		・新市において引き続き設置する必要がある各種附属機関等の委員の数、任期、報酬額については、現行の制度を基本に合併までに調整する。														
分野名		川内市			樋脇町			入来町			東郷町			祁答院町		
		定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)
107	児童福祉審議会 委員	20	日額	4,700												
108	企業立地審査会 委員	6	日額	4,700												
109	放置自動車廃物判定委員 委員	10	日額	4,700												
110	視聴覚ライブラリー運営審議会 委員	7	日額	4,700												
111	少年自然の家運営協議会 委員	10	日額	4,700												
112	その他の委員					日額	5,700			町長が定める額						
113	その他の非常勤職員		年額	202,000以内						町長が定める額						
114	その他の非常勤職員		月額	400,000以内												
115	その他の非常勤職員		日額	5,200以内		日額	5,700									

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目		10 特別職の身分の取扱い						【非常勤の特別職・報酬等】			総務部会 人事厚生分科会			
調整方針(案)														
分野名		里村			上甌村			下甌村			鹿島村			摘要
		定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	
107	児童福祉審議会 委員													
108	企業立地審査会 委員													
109	放置自動車廃物判定委員 委員													
110	視聴覚ライブラリー運営審議会 委員													
111	少年自然の家運営協議会 委員													
112	その他の委員	-	日額	5,800		日額	5,900		日額	5,900				
113	その他の非常勤職員													
114	その他の非常勤職員													
115	その他の非常勤職員													

提案第40号

生活保護事業について

合併協定項目23-13号「生活保護事業」について、次のとおり提案する。

平成15年11月13日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針（案）】

生活保護事業について

生活保護事業については、国の制度であり、合併までに川内市の例により調整し、新市において実施する。

平成 年 月 日 確認

生活保護事業について

1 協定項目の要旨・留意点

生活保護事業は、国・県の制度に基づいて、その法令・要綱等に準拠し新市で実施する。
関連資料については、別紙のとおり。

2 提案内容の理由

生活保護の基本視点及び方針に添った内容で提案します。

3 協定（協議）先進事例

広島県三次市・双三郡・甲双町合併協議会（平成16年4月1日目標 新設合併） 生活保護事業については、国・県の福祉制度により、新市において実施する。
西東京市（平成13年1月21日新設合併） 国制度のため現行のまま新市に引き継ぐ。
石川県高松町・七塚町・宇ノ気町合併協議会（平成16年4月1日目標 新設合併） 生活保護事業については、新市に設置する福祉事務所において、法令等に基づき実施する。

4 参考法令（条文等抜粋）

生活保護法（昭和25年5月4日法律144号）

第19条の7

町村長は、保護の実施機関又は福祉事務所の長（以下「福祉事務所長」という。）が行う保護事務の執行を適切にならしめるために、下に掲げる事項を行うものとする。

- 1 要保護者を発見し、又は被保護者の生計その他の状況の変動を発見した場合において、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を報告すること。

5 今後の協議スケジュール

平成15年11月25日 各市町村協議回答
平成15年11月26日 （幹事会一次協議）（協議会）
平成15年12月 6日 （幹事会二次協議）
平成15年12月11日 協議会確認

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

* 生活保護事業

協定項目	23-13 生活保護事業										
調整方針	生活保護事業は、国の制度であり、合併までに川内市の例により調整し、新市において実施する。										
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)	
生活保護事業	<p>(目的) 真に生活保護による援助を必要とする生活困窮者に対して、国が定めた最低限度の生活を保障するとともに自立を助長させる。</p> <p>(内容) 世帯に内容に応じて生活扶助 教育扶助 住宅扶助 医療扶助 介護扶助 出産扶助 生業扶助 葬祭扶助 を支給する。</p> <p>(事務手続) 相談・申請・調査事務・支給事務を行う。</p> <p>(事務従事者) 社会福祉法第15条、18条、19条により社会福祉主事の資格を有する現業員(ケースワーカー)が生活保護施行事務にあたる。</p>	<p>(目的) 生活保護の援助を必要とする生活困窮者に対して、国が定めた最低限度の生活を保障するとともに自立を助長する。</p> <p>(事務手続) 生活保護相談(調査所定記録用紙に記入) 申請者・民生委員・町担当者・県担当者で面談 生活の保護開始(変更)申請書(保護申請書に伴う調査・生活層等添付) 生活保護受給者にかかる収入申告 生活保護費(扶助費)資金前途により保護金品の交付 生活保護支払精算 移送費申請 各種免除申請 被保護世帯の所得状況実態調査 診療給付券交付 生活保護法により小・中学校の学校給食調査 戸籍謄本・世帯全員の住民票の交付申請 介護保険相談第1号保険者・第2号保険者 県北薩福祉事務所へ進達事務</p> <p>(対象者) 保護は、自分の収入だけでは最低生活を営むことができない世帯</p> <p>(実施時期) 随時</p>	<p>(目的) 生活保護の援助を必要とする生活困窮者に対して、国が定めた最低限度の生活を保障するとともに自立を助長する。</p> <p>(事務手続) 生活保護相談(調査所定記録用紙に記入) 申請者・民生委員・町担当者・県担当者で面談 生活の保護開始(変更)申請書(保護申請書に伴う調査・生活層等添付) 生活保護受給者にかかる収入申告 生活保護費(扶助費)資金前途により保護金品の交付 生活保護支払精算 移送費申請 各種免除申請 被保護世帯の所得状況実態調査 診療給付券交付 生活保護法により小・中学校の学校給食調査 戸籍謄本・世帯全員の住民票の交付申請 介護保険相談第1号保険者・第2号保険者 県北薩福祉事務所へ進達事務</p> <p>(対象者) 保護は、自分の収入だけでは最低生活を営むことができない世帯</p> <p>(実施時期) 随時</p>	<p>(目的) 生活保護の援助を必要とする生活困窮者に対して、国が定めた最低限度の生活を保障するとともに自立を助長する。</p> <p>(事務手続) 生活保護相談(調査所定記録用紙に記入) 申請者・民生委員・町担当者・県担当者で面談 生活の保護開始(変更)申請書(保護申請書に伴う調査・生活層等添付) 生活保護受給者にかかる収入申告 生活保護費(扶助費)資金前途により保護金品の交付 生活保護支払精算 移送費申請 各種免除申請 被保護世帯の所得状況実態調査 診療給付券交付 生活保護法により小・中学校の学校給食調査 戸籍謄本・世帯全員の住民票の交付申請 介護保険相談第1号保険者・第2号保険者 県北薩福祉事務所へ進達事務</p> <p>(対象者) 保護は、自分の収入だけでは最低生活を営むことができない世帯</p> <p>(実施時期) 随時</p>	<p>(目的) 生活保護の援助を必要とする生活困窮者に対して、国が定めた最低限度の生活を保障するとともに自立を助長する。</p> <p>(事務手続) 生活保護相談(調査所定記録用紙に記入) 申請者・民生委員・町担当者・県担当者で面談 生活の保護開始(変更)申請書(保護申請書に伴う調査・生活層等添付) 生活保護受給者にかかる収入申告 生活保護費(扶助費)資金前途により保護金品の交付 生活保護支払精算 移送費申請 各種免除申請 被保護世帯の所得状況実態調査 診療給付券交付 生活保護法により小・中学校の学校給食調査 戸籍謄本・世帯全員の住民票の交付申請 介護保険相談第1号保険者・第2号保険者 県北薩福祉事務所へ進達事務</p> <p>(対象者) 保護は、自分の収入だけでは最低生活を営むことができない世帯</p> <p>(実施時期) 随時</p>	<p>(目的) 生活保護の援助を必要とする生活困窮者に対して、国が定めた最低限度の生活を保障するとともに自立を助長する。</p> <p>(事務手続) 生活保護相談(調査所定記録用紙に記入) 申請者・民生委員・町担当者・県担当者で面談 生活の保護開始(変更)申請書(保護申請書に伴う調査・生活層等添付) 生活保護受給者にかかる収入申告 生活保護費(扶助費)資金前途により保護金品の交付 生活保護支払精算 移送費申請 各種免除申請 被保護世帯の所得状況実態調査 診療給付券交付 生活保護法により小・中学校の学校給食調査 戸籍謄本・世帯全員の住民票の交付申請 介護保険相談第1号保険者・第2号保険者 県北薩福祉事務所へ進達事務</p> <p>(対象者) 保護は、自分の収入だけでは最低生活を営むことができない世帯</p> <p>(実施時期) 随時</p>	<p>(目的) 生活保護の援助を必要とする生活困窮者に対して、国が定めた最低限度の生活を保障するとともに自立を助長する。</p> <p>(事務手続) 生活保護相談(調査所定記録用紙に記入) 申請者・民生委員・町担当者・県担当者で面談 生活の保護開始(変更)申請書(保護申請書に伴う調査・生活層等添付) 生活保護受給者にかかる収入申告 生活保護費(扶助費)資金前途により保護金品の交付 生活保護支払精算 移送費申請 各種免除申請 被保護世帯の所得状況実態調査 診療給付券交付 生活保護法により小・中学校の学校給食調査 戸籍謄本・世帯全員の住民票の交付申請 介護保険相談第1号保険者・第2号保険者 県北薩福祉事務所へ進達事務</p> <p>(対象者) 保護は、自分の収入だけでは最低生活を営むことができない世帯</p> <p>(実施時期) 随時</p>	<p>(目的) 生活保護の援助を必要とする生活困窮者に対して、国が定めた最低限度の生活を保障するとともに自立を助長する。</p> <p>(事務手続) 生活保護相談(調査所定記録用紙に記入) 申請者・民生委員・町担当者・県担当者で面談 生活の保護開始(変更)申請書(保護申請書に伴う調査・生活層等添付) 生活保護受給者にかかる収入申告 生活保護費(扶助費)資金前途により保護金品の交付 生活保護支払精算 移送費申請 各種免除申請 被保護世帯の所得状況実態調査 診療給付券交付 生活保護法により小・中学校の学校給食調査 戸籍謄本・世帯全員の住民票の交付申請 介護保険相談第1号保険者・第2号保険者 県北薩福祉事務所へ進達事務</p> <p>(対象者) 保護は、自分の収入だけでは最低生活を営むことができない世帯</p> <p>(実施時期) 随時</p>	<p>(目的) 生活保護の援助を必要とする生活困窮者に対して、国が定めた最低限度の生活を保障するとともに自立を助長する。</p> <p>(事務手続) 生活保護相談(調査所定記録用紙に記入) 申請者・民生委員・町担当者・県担当者で面談 生活の保護開始(変更)申請書(保護申請書に伴う調査・生活層等添付) 生活保護受給者にかかる収入申告 生活保護費(扶助費)資金前途により保護金品の交付 生活保護支払精算 移送費申請 各種免除申請 被保護世帯の所得状況実態調査 診療給付券交付 生活保護法により小・中学校の学校給食調査 戸籍謄本・世帯全員の住民票の交付申請 介護保険相談第1号保険者・第2号保険者 県北薩福祉事務所へ進達事務</p> <p>(対象者) 保護は、自分の収入だけでは最低生活を営むことができない世帯</p> <p>(実施時期) 随時</p>	<p>(目的) 生活保護の援助を必要とする生活困窮者に対して、国が定めた最低限度の生活を保障するとともに自立を助長する。</p> <p>(事務手続) 生活保護相談(調査所定記録用紙に記入) 申請者・民生委員・町担当者・県担当者で面談 生活の保護開始(変更)申請書(保護申請書に伴う調査・生活層等添付) 生活保護受給者にかかる収入申告 生活保護費(扶助費)資金前途により保護金品の交付 生活保護支払精算 移送費申請 各種免除申請 被保護世帯の所得状況実態調査 診療給付券交付 生活保護法により小・中学校の学校給食調査 戸籍謄本・世帯全員の住民票の交付申請 介護保険相談第1号保険者・第2号保険者 県北薩福祉事務所へ進達事務</p> <p>(対象者) 保護は、自分の収入だけでは最低生活を営むことができない世帯</p> <p>(実施時期) 随時</p>	<p>合併時に、川内市の例により調整する。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目		23-13 生活保護事業								
調整方針		生活保護事業は、国の制度であり、合併までに川内市の例により調整し、新市において実施する。								
区分		川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
被保護世帯(世帯)		296	54	46	17	25	7	13	39	22
被保護人員(人)		403	69	59	18	31	7	18	54	27
保護率(%) (月平均の被保護人数÷月平均人口×1000)		5.5	8.5	9.3	3.1	6.8	5.1	9.5	19.4	32.3
生活扶助	人員(人)	4,162	672	585	177	268	73	162	480	286
	扶助額(千円)	206,390	31,542	26,112	8,551	14,879	3,344	8,697	23,133	15,114
住宅扶助	人員(人)	2,990	382	294	46	75	24	36	51	165
	扶助額(千円)	34,359	4,090	1,829	312	597	138	366	214	1,125
教育扶助	人員(人)	390	2	12		4		12	30	12
	扶助額(千円)	3,022	10	83		64		62	229	103
介護扶助	人員(人)	480	106	217	37	45	47	13	53	76
	扶助額(千円)	5,100	5,262	2,318	431	903	638	185	383	681
医療扶助	人員(人)	3,800	722	618	192	319	77	197	582	320
	扶助額(千円)	446,912	63,874	60,684	27,285	57,505	8,042	29,481	70,543	20,455
生業扶助	人員(人)	1								
	扶助額(千円)	31								
葬祭扶助	人員(人)	8	1	1						
	扶助額(千円)	1,117	118	237						
被保護世帯計	人員(人)	4,840	825	707	221	370	89	221	648	329
	扶助額(千円)	696,931	104,898	91,265	36,579	73,947	12,162	38,792	94,502	37,478

その他の福祉事業について

合併協定項目23 - 14号「その他の福祉事業」について、次のとおり提案する。

平成15年11月13日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針（案） 】

その他の福祉事業について

- 1 民生委員・児童委員協議会事務局は、今後の事務局のあり方等について調整を要するため、新市に移行後、速やかに調整する。
- 2 日本赤十字社関係は、社会福祉協議会や婦人会が実施しており、廃止の方向で調整する。
- 3 社会福祉協議会委託は、委託業務等の内容が異なっており、合併時に、新たな制度等を制定する。
- 4 民生委員推薦会は、推薦委員の選出方法等が異なっており、合併時に新たな制度等を制定する。
- 5 樋脇町民生委員記念林造成管理計画は、廃止の方向で調整する。
- 6 災害弔慰金・災害障害見舞金支給は、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 7 災害援護資金貸付は、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 8 災害見舞金支給は、支給額や支給要件に差異があることから、合併時に、新たに制度等を制定する。
- 9 被災者生活再建支援金支給は、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 10 戦没者追悼式は、主催者や開催時期が異なっており、新市に移行後、速やかに調整する。
- 11 行旅困窮者の法外援助は、現行のまま新市に引き継ぐ。

平成 年 月 日 確認

その他の福祉事業について

1 協定項目の要旨・留意点

国等の制度に基づいて実施している事業は、現行のとおり実施する。
地域格差が生じないように統合又は再編し、充実に努める。
関連資料については、別紙のとおり。

2 提案の理由

その他の福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進し、充実に努めることが適当である。

独自制度による事業は、従来の実績を尊重し、区域内全体の均衡の保たれた調整が必要である。

3 協定（協議）先進事例

<p>広島県高田郡6町合併協議会（平成16年3月1日目標 新設合併） その他の福祉事業については、各町でのこれまでの取り組みを踏まえ、新市全域へサービスの拡大を図るよう調整する。</p>
<p>東京都西東京市(平成13年1月21日 新設合併) その他の福祉事業については、社会経済状況の変化、少子高齢化の進展などに伴い、量から質への転換になっていることを踏まえ、今後の福祉施策の方向性を総合的に勘案しながら調整するものとする。</p>
<p>岩手県北上市（平成3年4月1日 新設合併） 3市町村のうち2以上の市町村で行っている事業については、原則として最も水準の高い制度に統一する。 独自に行っている事業については、これまでの実績を尊重しつつ、新市全域の均衡に配慮して調整する。</p>

4 参考法令

民生委員法（昭和23年法律198号）

第4条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が、前条の区域ごとに、その区域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ）の意見をきいて、これを定める。

災害救助法（昭和22年法律118号）

第1条 この法律、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

5 今後の協議スケジュール

平成15年11月25日 各市町村協議回答
平成15年11月26日 （幹事会一次協議）（協議会）
平成15年12月 6日 （幹事会二次協議）
平成15年12月11日 協議会確認

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会

協定項目	23 - 14 その他の福祉事業									
調整方針	・民生委員・児童委員協議会事務局は、今後の事務局のあり方等について調整を要するため、新市に移行後、速やかに調整する。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
<p>民生委員・児童委員協議会事務局</p>	<p>(概要) 川内市内の単位民生委員児童委員協議会11団体から組織されている連合会事務局である。</p> <p>(役員) 会長・副会長・監事2名・事務局職員</p> <p>(分掌事務) 各種文書の受理・報告・回答 民児協会長連絡会議の開催 地区民児協連絡会議の会場確保・資料作成 川内市民生委員児童委員協議会連合会大会の開催 会員研修会の開催 各種研修会等への参加及び連絡調整 補助金・交付金等の申請事務 連合会の一般会計及び特別会計の予算執行事務</p>	<p>(概要) 民生委員・児童委員の活動を円滑に推進し、地域福祉の増進に寄与するため、定例会及び研修会等を実施する。</p> <p>(役員) 会長・副会長・監事</p> <p>(分掌事務) 各種文書の受理・報告・回答 民児協会長連絡会議の開催 地区民児協連絡会議の会場確保・資料作成 樋脇町民生委員児童委員協議会の開催 会員研修会の開催 各種研修会等への参加及び連絡調整 補助金・交付金等の申請事務 連合会の一般会計及び特別会計の予算執行事務</p>	<p>(概要) 民生委員・児童委員の活動を円滑に推進し、地域福祉の増進に寄与するため、定例会及び研修会等を実施する。</p> <p>(役員) 会長・副会長・監事</p> <p>(分掌事務) 各種文書の受理・報告・回答 入来町民生委員児童委員協議会の開催 校区民児協会議の会場確保・資料作成 会員研修会の開催 各種研修会等への参加及び連絡調整 補助金・交付金等の申請事務 協議会の一般会計及び特別会計の予算執行事務</p>	<p>(概要) 民生委員・児童委員の活動を円滑に推進し、地域福祉の増進に寄与するため、定例会及び研修会等を実施する。</p> <p>(役員) 会長・副会長・監事</p> <p>(分掌事務) 各種文書の受理・報告・回答 民児協会長連絡会議の開催 地区民児協連絡会議の会場確保・資料作成 東郷町民生委員児童委員協議会の開催 会員研修会の開催 各種研修会等への参加及び連絡調整 補助金・交付金等の申請事務 連合会の一般会計及び特別会計の予算執行事務</p>	<p>(概要) 民生委員・児童委員の活動を円滑に推進し、地域福祉の増進に寄与するため、定例会及び研修会等を実施する。</p> <p>(役員) 会長・副会長・監事</p> <p>(分掌事務) 各種文書の受理・報告・回答 民児協会長連絡会議の開催 地区民児協連絡会議の会場確保・資料作成 祁答院町民生委員児童委員協議会の開催 会員研修会の開催 各種研修会等への参加及び連絡調整 補助金・交付金等の申請事務 連合会の一般会計及び特別会計の予算執行事務</p>	<p>(概要) 民生委員及び児童委員活動を円滑に推進し、地域福祉の増進に寄与するため、定例会及び研修会等を実施する。</p> <p>(役員) 会長・副会長・監事</p> <p>(分掌事務) 各種文書の受理・報告・回答 民児協会長連絡会議の開催 地区民児協連絡会議の会場確保・資料作成 里村民生委員児童委員協議会の開催 会員研修会の開催 各種研修会等への参加及び連絡調整 補助金・交付金等の申請事務 連合会の一般会計及び特別会計の予算執行事務</p>	<p>(概要) 民生委員及び児童委員活動を円滑に推進し、地域福祉の増進に寄与するため、定例会及び研修会等を実施する。</p> <p>(役員) 会長・副会長・監事</p> <p>(分掌事務) 各種文書の受理・報告・回答 民児協会長連絡会議の開催 地区民児協連絡会議の会場確保・資料作成 上甌村民生委員児童委員協議会の開催 会員研修会の開催 各種研修会等への参加及び連絡調整 補助金・交付金等の申請事務 連合会の一般会計及び特別会計の予算執行事務</p>	<p>(概要) 民生委員及び児童委員活動を円滑に推進し、地域福祉の増進に寄与するため、定例会及び研修会等を実施する。</p> <p>(役員) 会長・副会長・監事</p> <p>(分掌事務) 各種文書の受理・報告・回答 民児協会長連絡会議の開催 地区民児協連絡会議の会場確保・資料作成 下甌村民生委員児童委員協議会の開催 会員研修会の開催 各種研修会等への参加及び連絡調整 補助金・交付金等の申請事務 連合会の一般会計及び特別会計の予算執行事務</p>	<p>(概要) 民生委員及び児童委員活動を円滑に推進し、地域福祉の増進に寄与するため、定例会及び研修会等を実施する。</p> <p>(役員) 会長・副会長・監事</p> <p>(分掌事務) 各種文書の受理・報告・回答 民児協会長連絡会議の開催 地区民児協連絡会議の会場確保・資料作成 鹿島村民生委員児童委員協議会の開催 会員研修会の開催 各種研修会等への参加及び連絡調整 補助金・交付金等の申請事務 連合会の一般会計及び特別会計の予算執行事務</p>	<p>今後の事務局のあり方等について調整を要するため、新市に移行後、速やかに調整する。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会

協定項目	23 - 14 その他の福祉事業									
調整方針	・日本赤十字社関係は、社会福祉協議会や婦人会が実施しているため、廃止の方向で調整する。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
日本赤十字社関係		樋脇町社会福祉協議会が実施する日本赤十字社関係事業の広報啓発を行う。		東郷町社会福祉協議会が実施する日本赤十字社関係事業の広報啓発を行う。			<p>(目的) 人々の苦痛の軽減、疾病の予防、健康の増進及び社会福祉の増進のため、赤十字奉仕団をはじめボランティアの支援を得ながら、支部及び施設、地区・分区が一体となって、積極的に事業の推進を図り、赤十字の使命達成に努める。</p> <p>(事業内容) 国際活動 災害救助 救急法・家庭看護法等の講習 赤十字奉仕団 赤十字防災ボランティア 青少年赤十字 福祉事業 援護事業 赤十字大会と思想普及事業 社員増強運動 医療事業 血液事業 社会福祉事業</p> <p>(奉仕団構成) 上甌村地域婦人連絡協議会の組織の中で構成されている。 委員長・副委員長・書記・会計</p>		<p>(目的) 赤十字の理想とする人道的責務を達成する。</p> <p>(事務内容) 災害義援金の受けつけ 赤十字の救援物資の配分 共同募金</p>	社会福祉協議会や婦人会が実施しているため、廃止の方向で調整する。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会

協定項目	23 - 14 その他の福祉事業									
調整方針	・社会福祉協議会委託は、委託業務等の内容が異なっており、合併時に、新たな制度等を制定する。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
社会福祉協議会委託	<p>(目的) 市で実施する事業等について、福祉関係の中核となっている社会福祉協議会へ委託することで、より市民へ密着した活動を行うことにより福祉の充実を図る。</p> <p>(委託業務内容) ○障害福祉関係 川内勤労身体障害者教養文化施設管理運営業務委託 川内市アーチェリー場管理運営委託 川内市身体障害者リフト付福祉バス運行業務委託 川内市身体障害者スポーツ教室開催事業委託 川内市身体障害者機能回復訓練指導事業委託 川内市心身障害児通園事業委託(つくし園) ○児童福祉関係 川内市児童クラブ館管理運営業務委託 川内市児童館管理運営業務委託 ○高齢者福祉関係 川内市老人バス管理運行業務委託 川内市屋内ゲートボール施設管理運営業務委託</p> <p>(委託先) 川内市社会福祉協議会</p>	<p>(目的) 生活支援型、身体障害者のホームヘルプサービス等の事業を行う。</p> <p>(委託業務内容) 生活支援型ホームヘルプサービス業務 身体障害者ホームヘルプサービス業務 在宅福祉アドバイザー業務</p> <p>(委託先) 樋脇町社会福祉協議会</p>	<p>(目的) 町で実施する事業等について、福祉関係の中核となっている社会福祉協議会へ委託することで、より町民へ密着した活動を行うことにより福祉の充実を図る。</p> <p>(委託業務内容) 在宅福祉アドバイザー業務委託 在宅ねたきり老人等寝具洗濯サービス事業委託 福祉給食サービス事業委託 LSA(生活援助員)派遣事業委託 ホームヘルプ派遣事業委託 生活支援型ホームヘルプサービス事業委託 生活支援型ホームヘルプサービス事業委託 入来町高齢者福祉センター管理運営委託 ミニデイサービス事業委託</p> <p>(委託先) 入来町社会福祉協議会</p>	<p>(目的) 町で実施している各種の事業を町内の福祉関係の中心施設である社会福祉協議会を通じて行うことで、より地域に密着した事業として活用頂くことで、地域の福祉の充実を図る。</p> <p>(委託業務内容) 生活支援ホームヘルプサービス事業 独居老人声かけ事業 給食サービス事業 まごころ郵便事業 知的障害者デイサービス事業 居宅介護等事業 (精神関係) (委託先) 東郷町社会福祉協議会</p>	<p>(目的) 町で実施している各種の事業を町内の福祉関係の中心施設である社会福祉協議会を通じて行うことで、より地域に密着した事業として活用頂くことで、地域の福祉の充実を図る。</p> <p>(委託業務内容) 軽度生活支援事業 ホームヘルプサービス事業 在宅福祉アドバイザー事業 地域福祉活動事業 高齢者地域支援体制整備・評価事業</p> <p>(委託先) 祁答院町社会福祉協議会</p>	<p>(目的) 村で実施している各種の事業を村内の福祉関係の中心施設である社会福祉協議会を通じて行うことで、より地域に密着した事業として活用頂くことで、地域の福祉の充実を図ることを目的とする。</p> <p>(委託業務内容) 在宅介護支援センター運営委託事業 生活支援ハウス運営 生きがい対応型デイサービス事業 「食」の自立支援事業運営 へき地保育所「友愛園」管理運営委託事業</p> <p>(委託先) 里村社会福祉協議会</p>	<p>(目的) 村で実施している各種の事業を村内の福祉関係の中心施設である社会福祉協議会を通じて行うことで、より地域に密着した事業として活用頂くことで、地域の福祉の充実を図ることを目的とする。</p> <p>(委託業務内容) 身体障害者ホームヘルプサービス事業 在宅介護支援センター運営委託事業 高齢者訪問給食サービス事業 高齢者地域支援体制整備・評価事業</p> <p>(委託先) 上甌村社会福祉協議会</p>	<p>(目的) 村で実施している各種の事業を村内の福祉関係の中心施設である社会福祉協議会を通じて行うことで、より地域に密着した事業として活用頂くことで、地域の福祉の充実を図ることを目的とする。</p> <p>(委託業務内容) 敬老年金支給事業 ねたきり老人等介護手当て事業 ねたきり老人等紙おむつ支給事業 生きがい対応型デイサービス事業 生活支援型ホームヘルプサービス事業 高齢者訪問給食サービス事業 高齢者生活福祉センター運営事業 生活支援移送サービス事業</p> <p>(委託先) 下甌村社会福祉協議会</p>	<p>(目的) 村で実施している各種の事業を村内の福祉関係の中心施設である社会福祉協議会を通じて行うことで、より地域に密着した事業として活用頂くことで、地域の福祉の充実を図ることを目的とする。</p> <p>(委託業務内容) 敬老年金支給事業 ねたきり老人等介護手当て事業 ねたきり老人等紙おむつ支給事業 生きがい対応型デイサービス事業 生活支援型ホームヘルプサービス事業 在宅介護支援センター運営事業 福祉センター生活援助員事業 ごみ処理管理事業 し尿処理管理運営事業 葬祭場管理事業</p> <p>(委託先) 鹿島村社会福祉協議会</p>	<p>委託業務等の内容が異なっており、合併時に、新たな制度等を制定する。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会

協定項目	23 - 14 その他の福祉事業									
調整方針	・ 民生委員推薦会は、推薦委員の選出法等が異なっており、合併時に、新たな制度等を制定する。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
<p>民生委員推薦会</p>	<p>(目的) 民生委員推薦会は、地方自治法により市の付属機関として設置しなければならない。 推薦会は、民生委員児童委員の候補者を県知事に推薦するために選出区分から選出された候補者の適否について審議し適任者を選出しなければならない。</p> <p>(組織) 川内市民生委員推薦会</p> <p>(推薦会委員) ・委員は、市長が委嘱する。 ・任期3年間 ・委員数14名</p> <p>(内訳) ・1号委員議員2名 ・2号委員民生委員2名 ・3号委員社会福祉事業関係者2名 ・4号委員社会福祉団体の代表者2名 ・5号委員教育関係者2名 ・6号委員行政機関の関係者2名 ・7号委員学識経験者2名</p> <p>(民生委員児童委員候補者の選任方法) 民生委員児童委員及び主任児童委員選任に関する規程により選任する。</p>	<p>(目的) 民生委員推薦会は、地方自治法により町の付属機関として設置しなければならない。 推薦会は、民生委員児童委員の候補者を県知事に推薦するために選出区分から選出された候補者の適否について審議し適任者を選出しなければならない。</p> <p>(組織) 樋脇町民生委員推薦会</p> <p>(推薦会委員) ・委員は、町長が委嘱する。 ・任期3年間 ・委員数14名</p> <p>(内訳) ・1号委員議員2名 ・2号委員民生委員2名 ・3号委員社会福祉事業関係者2名 ・4号委員社会福祉団体の代表者2名 ・5号委員教育関係者2名 ・6号委員行政機関の関係者2名 ・7号委員学識経験者2名</p> <p>(民生委員児童委員候補者の選任方法) 町が推薦し、推薦委員会で協議し、選任する。</p>	<p>(目的) 民生・児童委員に欠員が生じた場合や、改選の時期に町内の各種団体から選ばれた委員を通じて、各地域の方々からあらかじめ分けてある地域から委員となる方を推薦して頂き、その方々について資格の審査等を行う。</p> <p>(組織) 入来町民生委員推薦会</p> <p>(推薦会委員) ・委員は、町長が委嘱する。 ・任期3年間 ・委員数14名</p> <p>(内訳) ・1号委員議員2名 ・2号委員民生委員2名 ・3号委員社会福祉事業の実施に関係ある者2名 ・4号委員社会福祉関係団体の代表2名 ・5号委員教育に関係ある者2名 ・6号委員関係行政機関の職員2名 ・7号委員学識経験のある者2名</p>	<p>(目的) 民生・児童委員に欠員が生じた場合や、改選の時期に町内の各種団体から選ばれた委員を通じて、各地域の方々からあらかじめ分けてある地域から委員となる方を推薦して頂き、その方々について資格の審査等を行う。</p> <p>(組織) 東郷町民生委員推薦会</p> <p>(推薦会委員) ・委員は、町長が委嘱する。 ・任期3年間 ・委員数14名</p> <p>(内訳) ・1号委員議員2名 ・2号委員民生委員2名 ・3号委員社会福祉事業の実施に関係ある者2名 ・4号委員社会福祉関係団体の代表2名 ・5号委員教育に関係ある者2名 ・6号委員関係行政機関の職員2名 ・7号委員学識経験のある者2名</p>	<p>(目的) 民生委員・児童委員及び主任児童委員の改選の時期に、地域の公民館長5名に内申依頼をし、地区公民館長さんから出てきた内申に基づき、民生委員の推薦を行うための民生委員推薦会を開催する。</p> <p>(組織) 祁答院町民生委員推薦会</p> <p>(推薦会委員) ・委員は、町長が委嘱する。 ・任期3年間 ・委員数14名</p> <p>(内訳) ・1号委員議員2名 ・2号委員民生委員2名 ・3号委員社会福祉事業の実施に関係ある者2名 ・4号委員社会福祉関係団体の代表2名 ・5号委員教育に関係ある者2名 ・6号委員関係行政機関の職員2名 ・7号委員学識経験のある者2名</p>	<p>(目的) 一斉改選時に、自治会長に内申依頼をし、自治会長から出てきた内申に基づき、民生委員の推薦を行うための民生委員推薦会を開催する。</p> <p>(組織) 里村民生委員推薦会</p> <p>(推薦会委員) ・委員は、町長が委嘱する。 ・任期3年間 ・委員数7名</p> <p>(内訳) ・1号委員議員1名 ・2号委員民生委員1名 ・3号委員社会福祉事業の実施に関係ある者1名 ・4号委員社会福祉関係団体の代表1名 ・5号委員教育に関係ある者1名 ・6号委員関係行政機関の職員1名 ・7号委員学識経験のある者1名</p>	<p>(目的) 一斉改選時に、公民館長に内申依頼をし、公民館長から出てきた内申に基づき、民生委員の推薦を行うための民生委員推薦会を開催する。</p> <p>(組織) 上甌村民生委員推薦会</p> <p>(推薦会委員) ・委員は、町長が委嘱する。 ・任期3年間 ・委員数7名</p> <p>(内訳) ・1号委員議員1名 ・2号委員民生委員1名 ・3号委員社会福祉事業の実施に関係ある者1名 ・4号委員社会福祉関係団体の代表1名 ・5号委員教育に関係ある者1名 ・6号委員関係行政機関の職員1名 ・7号委員学識経験のある者1名</p>	<p>(目的) 民生委員法により民生委員の推薦を行うための民生委員推薦会を開催する。</p> <p>(組織) 下甌村民生委員推薦会</p> <p>(推薦会委員) ・委員は、町長が委嘱する。 ・任期3年間 ・委員数7名</p> <p>(内訳) ・第1号議会議員1名 ・第2号委員民生委員1名 ・第3号社会福祉事業の実施に関係ある者1名 ・第4号村の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表1名 ・第5号教育に関係ある者1名 ・第6号関係行政機関の職員1名 ・第7号学識経験のある者1名</p>	<p>(目的) 一斉改選時に、民生委員の推薦を行うための民生委員推薦会を開催する。</p> <p>(組織) 鹿島村民生委員推薦会</p> <p>(推薦会委員) ・委員は、町長が委嘱する。 ・任期3年間 ・委員数7名</p> <p>(内訳) ・1号委員議員1名 ・2号委員民生委員1名 ・3号委員社会福祉事業の実施に関係ある者1名 ・4号委員社会福祉関係団体の代表1名 ・5号委員教育に関係ある者1名 ・6号委員関係行政機関の職員1名 ・7号委員学識経験のある者1名</p>	<p>推薦委員の選出法等が異なっており、合併時に、新たな制度等を制定する。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会

協定項目	23 - 14 その他の福祉事業									
調整方針	<ul style="list-style-type: none"> ・樋脇町民生委員記念林造成管理計画は、廃止の方向で調整する。 ・災害甲慰金・災害障害見舞金支給は、現行のまま新市に引き継ぐ。 									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
樋脇町民生委員記念林造成管理計画	<p>(目的) 民生委員制度40周年の記念事業として民生委員記念林を設定し、将来これから生ずる利益を樋脇町社会福祉事業運営の資金に充てる。</p> <p>(事業内容) 火災の予防及び消防盗伐、誤伐、侵襲その他の加害行為の予防及び防止 病害虫の駆除 境界標その他標識の設置保存 看守人の設置 その他造林地保存のため、町において必要と認める事業(活動) 民生委員による下草払いを実施し、林地管理を実施している。</p>									
災害甲慰金・災害障害見舞金支給	<p>(目的) 暴風豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対し、甲慰金を支給を行い、自然災害により精神又は身体的に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行う。</p> <p>(負担割合) 国1/2県1/4市1/4</p>									

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会

協定項目	23 - 14 その他の福祉事業									
調整方針	・災害援護資金貸付は、現行のまま新市に引き継ぐ。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
災害援護資金貸付	<p>災害救助法が適応された災害</p> <p>都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害</p> <p>所得制限あり</p> <p>災害の程度により350万円まで</p> <p>補助率 国2/3 県1/3</p>	<p>(目的) 自然災害により被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するために災害援助金の貸付を行う。</p> <p>(内容) 世帯主の療養に要する期間がおおむね1月以上の負傷の場合</p> <p>イ家財又は住居の被害金とその価値の1/3以上の場合150万円 口家財の被害があり、かつ、住居の損害がない場合250万円 八住居が半壊した場合270万円 二住居が全壊した場合350万円</p> <p>世帯主の負傷がない場合 イ家財に損害があり、かつ、住居の損害がない場合150万円 口住居が半壊した場合170万円 八住居が全壊した場合(この場合を除く)250万円 二住居の全体が滅失若しくは流失した場合350万円</p> <p>利率年3% 償還期間10年(内据置3年)</p> <p>(貸付方法) 借り入れの申し込みを受けたときは、その内容を検討のうえ、被害の状況・所得等の調査を行い貸し付ける。</p>	<p>(目的) 自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金を貸し付ける。</p> <p>(対象者) 町内に住所を有し災害により住宅・宅地等の被害を受けた町民</p> <p>(貸付額) 1世帯につき10万円以上50万円以内で無利子とする。</p> <p>(償還期間) 3年以内(但し、貸付けを受けた日から11月を据置期間とする。)</p> <p>(貸付方法) 被災の翌月から6月以内に罹災証明と納税証明を添付して申込む。70歳以上の者は連帯借受人を加える。</p>	<p>災害弔慰金に関する法律及び同法施行令の規定に準拠し、暴風豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害援護資金の貸付を行う。</p> <p>(内容) 世帯主の療養に要する期間がおおむね1月以上の負傷の場合</p> <p>イ家財又は住居の被害金とその価値の1/3以上の場合150万円 口家財の被害があり、かつ、住居の損害がない場合250万円 八住居が半壊した場合270万円 二住居が全壊した場合350万円</p> <p>世帯主の負傷がない場合 イ家財に損害があり、かつ、住居の損害がない場合150万円 口住居が半壊した場合170万円 八住居が全壊した場合(この場合を除く)250万円 二住居の全体が滅失若しくは流失した場合350万円</p> <p>利率年3% 償還期間10年(内据置3年)</p>	<p>(目的) 自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金を貸し付ける。</p> <p>(内容) 世帯主の療養に要する期間がおおむね1月以上の負傷の場合</p> <p>イ家財又は住居の被害金とその価値の1/3以上の場合150万円 口家財の被害があり、かつ、住居の損害がない場合250万円 八住居が半壊した場合270万円 二住居が全壊した場合350万円</p> <p>世帯主の負傷がない場合 イ家財に損害があり、かつ、住居の損害がない場合150万円 口住居が半壊した場合170万円 八住居が全壊した場合(この場合を除く)250万円 二住居の全体が滅失若しくは流失した場合350万円</p> <p>利率年3% 償還期間10年(内据置3年)</p> <p>(貸付方法) 借り入れの申し込みを受けたときは、その内容を検討のうえ、被害の状況・所得等の調査を行い貸し付ける。</p>	<p>(目的) 自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金を貸し付ける。</p> <p>(内容) 世帯主の療養に要する期間がおおむね1月以上の負傷の場合</p> <p>イ家財又は住居の被害金とその価値の1/3以上の場合150万円 口家財の被害があり、かつ、住居の損害がない場合250万円 八住居が半壊した場合270万円 二住居が全壊した場合350万円</p> <p>世帯主の負傷がない場合 イ家財に損害があり、かつ、住居の損害がない場合150万円 口住居が半壊した場合170万円 八住居が全壊した場合(この場合を除く)250万円 二住居の全体が滅失若しくは流失した場合350万円</p> <p>利率年3% 償還期間10年(内据置3年)</p> <p>(貸付方法) 借り入れの申し込みを受けたときは、その内容を検討のうえ、被害の状況・所得等の調査を行い貸し付ける。</p>	<p>(目的) 自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金を貸し付ける。</p> <p>(内容) 世帯主の療養に要する期間がおおむね1月以上の負傷の場合</p> <p>イ家財又は住居の被害金とその価値の1/3以上の場合150万円 口家財の被害があり、かつ、住居の損害がない場合250万円 八住居が半壊した場合270万円 二住居が全壊した場合350万円</p> <p>世帯主の負傷がない場合 イ家財に損害があり、かつ、住居の損害がない場合150万円 口住居が半壊した場合170万円 八住居が全壊した場合(この場合を除く)250万円 二住居の全体が滅失若しくは流失した場合350万円</p> <p>利率年3% 償還期間10年(内据置3年)</p> <p>(貸付方法) 借り入れの申し込みを受けたときは、その内容を検討のうえ、被害の状況・所得等の調査を行い貸し付ける。</p>	<p>(目的) 自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金を貸し付ける。</p> <p>(内容) 世帯主の療養に要する期間がおおむね1月以上の負傷の場合</p> <p>イ家財又は住居の被害金とその価値の1/3以下の場合150万円 口家財の被害があり、かつ、住居の損害がない場合250万円 八住居が半壊した場合270万円 二住居が全壊した場合350万円</p> <p>世帯主の負傷がない場合 イ家財に損害があり、かつ、住居の損害がない場合150万円 口住居が半壊した場合170万円 八住居が全壊した場合(この場合を除く)250万円 二住居の全体が滅失若しくは流失した場合350万円</p> <p>利率年3% 償還期間10年(内据置3年)</p> <p>(貸付方法) 借り入れの申し込みを受けたときは、その内容を検討のうえ、被害の状況・所得等の調査を行い貸し付ける。</p>		<p>現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会

協定項目	23 - 14 その他の福祉事業									
調整方針	・災害見舞金支給は、支給額や支給要件に差異があることから、合併時に、新たに制度等を制定する。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
災害見舞金支給	<p>(目的) 自然災害</p> <p>(対象災害) 災害救助法による救助が行われた災害</p> <p>(見舞金) 死亡 自然災害 ・生計の主100万円 ・その他20万円 火災 ・生計の主20万円 ・その他10万円</p> <p>負傷 ・14日以上30日未満1万円 ・30日以上3万円</p> <p>住家の全壊又は全焼 ・持家1棟につき10万円 ・非持家2万円</p> <p>住家の半壊及び半壊 ・持家1棟につき5万円 ・非持家世帯員1当たり1万円</p>	<p>(目的) 災害見舞金等に関する法律の適用を受けない災害による被災者に対し見舞金を支給し、再起意識の助長と福祉の向上に寄与する。</p> <p>(内容) 町内に住所を有する災害見舞金等に関する法律の適用を受けない災害による被災者</p> <p>災害が原因で災害発生後3月後以内に死亡した場合 1人につき5万円 災害が原因で負傷し、7日以上入院した場合 1人につき5千円 災害による住家の全壊 基本額5万円 世帯1人増す毎に5千円</p> <p>災害による住家の半壊 基本額2万円 世帯1人増す毎に2千円</p> <p>災害による住家の床上浸水 基本額1万円 世帯1人増す毎に2千円</p> <p>受託の裏山が崩壊し、住家に損害を与えた場合において機械処理による復旧で除去処理1件当たり10万円を越えたとき 1件当たり3万円</p>	<p>災害見舞金として当初予算に5万円計上ただし、条例・規則無し</p>		<p>(目的) 非常災害に際し、その罹災者に対し必要な援護を行う。</p> <p>(内容) 町内に住所を有する災害見舞金等に関する法律の適用を受けない災害による被災者。</p> <p>(見舞金) 災害が原因で死亡した場合 1人につき5万円 住居が火災により全壊または土砂完全埋没、完全流出した場合 1世帯につき5万円 住居が風水害等により全壊した場合 1世帯につき3万円 住居が半壊又は半壊した場合 1世帯につき2万円 住居が風水害等により床上浸水した場合 1世帯につき1万円 罹災により著しい負傷者があった場合 1人につき5千円以内 その他町長が特に必要と認めたもの</p>	<p>(目的) 村民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに 対し災害見舞金を支給する。</p> <p>(見舞金) 当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその世帯主の生計を主として維持していた場合250万円 その他の場合125万円</p>	<p>(目的) 村民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、直ったときに 対し災害見舞金を支給する。</p> <p>(見舞金) 当該傷害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその世帯の生計を主として維持していた場合250万円 その他の場合125万円</p>	<p>(目的) 村民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、直ったときに 対し災害見舞金を支給する。</p> <p>(見舞金) 当該傷害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその世帯の生計を主として維持していた場合250万円 その他の場合125万円</p>	<p>(目的) 暴風、豪雨等の自然災害により死亡した村民の遺族に対する災害見舞金の支払を行う、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた村民に災害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付を行い、もって村民の福祉及び生活の安定に資する。</p> <p>(見舞金) 一般見舞金10万円 特別見舞金200万円 身体障害者になった場合 2万円～100万円</p>	<p>支給額や支給要件に差異があることから、合併時に、新たに制度等を制定する。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会

協定項目	23 - 14 その他の福祉事業									
調整方針	・被災者生活再建支援金支給は、現行のまま新市に引き継ぐ。 ・戦没者追悼式等は、主催者や開催時期が異なっており、新市に移行後、速やかに調整する。									
項目	榑脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針（案）	
被災者生活再建支援金支給 (目的) 自然災害 (災害対象) 災害救助法に定める適用基準(1号及び2号適用)に該当する災害外2対象 (支給額) 100万円 (負担割合) 被災者生活再建支援基金1/2 国1/2		(根拠法) 被災者生活再建支援法 (目的) 自然災害 (災害対象) 災害救助法に定める適用基準(1号及び2号適用)に該当する災害外2対象 (支給額) 100万円～50万円 (負担割合) 被災者生活再建支援基金1/2 国1/2			(目的) 支援法が適用される区域については、国より自立した生活の再建を支援する。 (内容) 県内に支援法が適用される市町村が1以上ある自然災害において、支援法が適用されない区域に係る自然災害により、災害を受けた被災者に対しては、県より自立した生活の再建を支援する。村の単独支援制度はないが、国・県制度への進達業務を行う。	(目的) 支援法が適用される区域については、国より自立した生活の再建を支援する。 (内容) 県内に支援法が適用される市町村が1以上ある自然災害において、支援法が適用されない区域に係る自然災害により、災害を受けた被災者に対しては、県より自立した生活の再建を支援する。村の単独支援制度はないが、国・県制度への進達業務を行う。	(目的) 支援法が適用される区域については、国より自立した生活の再建を支援する。 (内容) 県内に支援法が適用される市町村が1以上ある自然災害において、支援法が適用されない区域に係る自然災害により、災害を受けた被災者に対しては、県より自立した生活の再建を支援する。村の単独支援制度はないが、国・県制度への進達業務を行う。		現行のまま新市に引き継ぐ。	
戦没者追悼式等 (目的) 戦没者に対し追悼の意を表し、式典を催す。 (会場) 市民会館ホール (実績) 平成14年度約220人	(目的) 県戦没者慰霊祭等の慰霊行事に町遺族会が参加する際、遺族会と連絡調整を図る。	(内容) 県で行われる戦没者追悼式等に遺族会の方々と連絡を取り職員も一緒に随行し、参列する。町主催の追悼式等は行っていない。	(内容) 県で行われる戦没者追悼式等に遺族会の方々と連絡を取り職員も一緒に随行し、参列する。町主催の追悼式等は行っていない。	(目的) 戦没者に対し追悼の意を表すとともに、恒久平和の確立に努力する決意を表す。 (名称) 祁答院町戦没者追悼式 (内容) ・毎年11月中旬に、祁答院町慰霊塔広場で開催 ・無宗教、献花方式、お菓子約200個 ・参加者約200人 ・町遺族会より会員に感謝状、記念品贈呈毎年5人程度 (負担割合) 町10/10	(目的) 明治以降、戊辰の役、台湾の役、十年の役、日清・日露戦争、済南事変、支那事変、大東亜戦争で197柱の里村出身者の追悼式を4月1日慰霊塔前で行う。 (内容) 戦没者合同慰霊の式 ・黙祷 ・慰霊のことば ・追悼のことば ・読経 ・献花並びに焼香 ・村長あいさつ (事業の負担割合) 里村社会福祉協議会から案内	(目的) 先の大戦で亡くなられた、もとの軍人、軍属の方に思いをいたし、戦没者の慰霊に追悼の誠を捧げ心からご冥福を祈る。 (内容) ・黙祷 ・慰霊のことば ・追悼のことば ・読経 ・献花並びに焼香 ・村長あいさつ	(目的) 戦没者に対し追悼の意を表すとともに、恒久平和の確立に努力する決意を表す。 (名称) 下甌村戦没者追悼式 (概要) 毎年10月下旬に実施 仏式 献花方式 参列者遺族約100人・職員3人 (事業の負担割合) 村10/10 社会福祉協議会へ委託 (公共的団体) 下甌村社会福祉協議会	(目的) 戦没戦災死亡者に対して追悼の意を表すため、遺族及び関係者が一同に会し、式典を行う。実施は、村社会福祉協議会が自主財源で実施する。	主催者や開催時期が異なっており、新市に移行後、速やかに調整する。	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会

協定項目	23-14 その他の福祉事業										
調整方針	・行路困難者の法外援助は、現行のまま新市に引き継ぐ。										
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)	
行路困難者の法外援助	<p>(目的)行旅人・行旅病人・行旅死亡人の取扱い事務 (事務手順) 行旅人 ○社会福祉協議会の助け合い資金より、旅費・軽食の費用として700円を支給している。 行旅病人(歩行することができない)旅行中の病人で療養する方法がなく、救護者もない者) ○被救護者の身元確認に必要な本籍地、住所又は居所、扶養義務者・病人の容貌・特徴・所有物を記録する。 ○被救護者の扶養義務者・同居の親族等に対し被救護者に対し被救護者の引取りを行うべき旨を速やかに通知する。 ○扶養義務者又は同居の親族がいなく、県に対し被救護者の引取りを行うべき旨を通知する。 ○取扱い費用の徴収(所有金品、有価証券、扶養義務者、県等) 行旅死亡人(旅行中死亡し、かつ引取り者がいない者) ○死亡時の状況、身元の確認のために必要な死亡人の容貌、特徴、遺留物件を記録したうえで肢体を火葬し、県に報告する。 ○身元不明の場合は、身元確認のために記録した事項を主務官庁の掲示板上に告示するとともに、官報、新聞等に広告する。 ○身元判明の場合は、その相続人に又は扶養義務者に若しくは同居の親族に本人の身元確認のための必要な事項を通知する。 ○取扱い費用の徴収(遺留金品、有価証券、相続人、扶養義務者、県等)</p>	<p>(目的)行旅病人・行旅死亡人の取扱い事務 (事務手順) 行旅病人 ○事情、生活状況、経路を調査し困窮している状況であると判断された場合、隣町までの交通費500円を支給している。 行旅死亡人 ○死亡時の状況、身元確認に必要な死亡人の容貌、特徴、遺留物件等を記録したうえで死体を火葬する。 ○身元不明の場合は、身元確認のために記録した事項を主務公署等の掲示板上に30日以上告示するとともに、官報、新聞紙に公告する。 ○身元判明の場合は、身元確認のために記録した事項を主務公署等の掲示板上に30日以上告示するとともに、官報、新聞紙に公告する。 ○身元判明の場合は、その存続人に又は扶養義務者に若しくは同居の親族に本人の身元確認のための必要な事項を通知する。 ○取扱い費用の徴収(遺留金品、有価証券、相続人、扶養義務者、県等)</p>	<p>(目的)行旅病人・行旅死亡人の取扱い事務 (事務手順) 行旅病人 ○事情、生活状況、経路を調査し困窮している状況であると判明された場合、隣町までの交通費を支給している。 行旅死亡人 ○死亡時の状況、身元確認に必要な死亡人の容貌、特徴、遺留物件等を記録したうえで死体を火葬する。 ○身元不明の場合は、身元確認のために記録した事項を主務公署等の掲示板上に30日以上告示するとともに、官報、新聞紙に公告する。 ○身元判明の場合は、身元確認のために記録した事項を主務公署等の掲示板上に30日以上告示するとともに、官報、新聞紙に公告する。 ○身元判明の場合は、その存続人に又は扶養義務者に若しくは同居の親族に本人の身元確認のための必要な事項を通知する。 ○取扱い費用の徴収(遺留金品、有価証券、相続人、扶養義務者、県等)</p>	<p>(目的)行旅病人・行旅死亡人の取扱い事務 (事務手順) 行旅病人 ○事情、生活状況、経路を調査し困窮している状況であると判明された場合、隣町までの交通費を支給している。 行旅死亡人 ○死亡時の状況、身元確認に必要な死亡人の容貌、特徴、遺留物件等を記録したうえで死体を火葬する。 ○身元不明の場合は、身元確認のために記録した事項を主務公署等の掲示板上に30日以上告示するとともに、官報、新聞紙に公告する。 ○身元判明の場合は、身元確認のために記録した事項を主務公署等の掲示板上に30日以上告示するとともに、官報、新聞紙に公告する。 ○身元判明の場合は、その存続人に又は扶養義務者に若しくは同居の親族に本人の身元確認のための必要な事項を通知する。 ○取扱い費用の徴収(遺留金品、有価証券、相続人、扶養義務者、県等)</p>	<p>(目的)行旅病人・行旅死亡人の取扱い事務 (事務手順) 行旅病人 ○事情、生活状況、経路を調査し困窮している状況であると判明された場合、隣町までの交通費を支給している。 行旅死亡人 ○死亡時の状況、身元確認に必要な死亡人の容貌、特徴、遺留物件等を記録したうえで死体を火葬する。 ○身元不明の場合は、身元確認のために記録した事項を主務公署等の掲示板上に30日以上告示するとともに、官報、新聞紙に公告する。 ○身元判明の場合は、身元確認のために記録した事項を主務公署等の掲示板上に30日以上告示するとともに、官報、新聞紙に公告する。 ○身元判明の場合は、その存続人に又は扶養義務者に若しくは同居の親族に本人の身元確認のための必要な事項を通知する。 ○取扱い費用の徴収(遺留金品、有価証券、相続人、扶養義務者、県等)</p>	<p>(目的)行旅病人・行旅死亡人の取扱い事務 (事務手順) 行旅病人 ○事情、生活状況、経路を調査し困窮している状況であると判明された場合、隣町までの交通費を支給している。 行旅死亡人 ○死亡時の状況、身元確認に必要な死亡人の容貌、特徴、遺留物件等を記録したうえで死体を火葬する。 ○身元不明の場合は、身元確認のために記録した事項を主務公署等の掲示板上に30日以上告示するとともに、官報、新聞紙に公告する。 ○身元判明の場合は、身元確認のために記録した事項を主務公署等の掲示板上に30日以上告示するとともに、官報、新聞紙に公告する。 ○身元判明の場合は、その存続人に又は扶養義務者に若しくは同居の親族に本人の身元確認のための必要な事項を通知する。 ○取扱い費用の徴収(遺留金品、有価証券、相続人、扶養義務者、県等)</p>	<p>(目的)行旅病人・行旅死亡人の取扱い事務 (事務手順) 行旅病人 ○事情、生活状況、経路を調査し困窮している状況であると判明された場合、隣町までの交通費を支給している。 行旅死亡人 ○死亡時の状況、身元確認に必要な死亡人の容貌、特徴、遺留物件等を記録したうえで死体を火葬する。 ○身元不明の場合は、身元確認のために記録した事項を主務公署等の掲示板上に30日以上告示するとともに、官報、新聞紙に公告する。 ○身元判明の場合は、身元確認のために記録した事項を主務公署等の掲示板上に30日以上告示するとともに、官報、新聞紙に公告する。 ○身元判明の場合は、その存続人に又は扶養義務者に若しくは同居の親族に本人の身元確認のための必要な事項を通知する。 ○取扱い費用の徴収(遺留金品、有価証券、相続人、扶養義務者、県等)</p>	<p>(目的)行旅病人・行旅死亡人の取扱い事務 (事務手順) 行旅病人 ○事情、生活状況、経路を調査し困窮している状況であると判明された場合、隣町までの交通費を支給している。 行旅死亡人 ○死亡時の状況、身元確認に必要な死亡人の容貌、特徴、遺留物件等を記録したうえで死体を火葬する。 ○身元不明の場合は、身元確認のために記録した事項を主務公署等の掲示板上に30日以上告示するとともに、官報、新聞紙に公告する。 ○身元判明の場合は、身元確認のために記録した事項を主務公署等の掲示板上に30日以上告示するとともに、官報、新聞紙に公告する。 ○身元判明の場合は、その存続人に又は扶養義務者に若しくは同居の親族に本人の身元確認のための必要な事項を通知する。 ○取扱い費用の徴収(遺留金品、有価証券、相続人、扶養義務者、県等)</p>	<p>(目的)行旅病人・行旅死亡人の取扱い事務 (事務手順) 行旅病人 ○事情、生活状況、経路を調査し困窮している状況であると判明された場合、隣町までの交通費を支給している。 行旅死亡人 ○死亡時の状況、身元確認に必要な死亡人の容貌、特徴、遺留物件等を記録したうえで死体を火葬する。 ○身元不明の場合は、身元確認のために記録した事項を主務公署等の掲示板上に30日以上告示するとともに、官報、新聞紙に公告する。 ○身元判明の場合は、身元確認のために記録した事項を主務公署等の掲示板上に30日以上告示するとともに、官報、新聞紙に公告する。 ○身元判明の場合は、その存続人に又は扶養義務者に若しくは同居の親族に本人の身元確認のための必要な事項を通知する。 ○取扱い費用の徴収(遺留金品、有価証券、相続人、扶養義務者、県等)</p>	<p>(目的)行旅病人・行旅死亡人の取扱い事務 (事務手順) 行旅病人 ○事情、生活状況、経路を調査し困窮している状況であると判明された場合、隣町までの交通費を支給している。 行旅死亡人 ○死亡時の状況、身元確認に必要な死亡人の容貌、特徴、遺留物件等を記録したうえで死体を火葬する。 ○身元不明の場合は、身元確認のために記録した事項を主務公署等の掲示板上に30日以上告示するとともに、官報、新聞紙に公告する。 ○身元判明の場合は、身元確認のために記録した事項を主務公署等の掲示板上に30日以上告示するとともに、官報、新聞紙に公告する。 ○身元判明の場合は、その存続人に又は扶養義務者に若しくは同居の親族に本人の身元確認のための必要な事項を通知する。 ○取扱い費用の徴収(遺留金品、有価証券、相続人、扶養義務者、県等)</p>	<p>現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

提案第42号

「その他事業（選挙事務関係）」について

合併協定項目23-23(1)号「その他事業（選挙事務関係）」について、次のとおり提案する。

平成15年11月13日

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針（案） 】

その他事業（選挙事務関係）について

- (1) 投票区については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整する。
- (2) 開票区、投票時間、不在者投票（期日前投票）事務並びに不在者投票（期日前投票）時間については、合併時に調整することとし、不在者投票（期日前投票）所については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (3) ポスター掲示場については、設置場所の検討を行い、新市に移行後速やかに調整する。

平成 年 月 日 確認

協定項目 23 - 23 (1) 号 資料

その他事業（選挙事務関係）について

1 . 協議項目の要旨・留意点

新市発足後、50 日以内に市長等の選挙を行う必要がある。
新市域での選挙がスムーズに行われるよう調整する必要がある。
平成 15 年 12 月 1 日に現不在者投票の一部が期日前投票となるなど、公職選挙法の改正が行われる。
関連資料については、別紙のとおりである。

2 . 提案の理由

新市において、スムーズな選挙並びに選挙事務が実施できるように調整し、提案する。

3 . 協定（協議）先進事例

島根県安来市・広瀬町・伯太町合併協議会（平成 16 年 10 月 1 日目標 新設合併）

選挙関係事務については、以下のとおりとする。

- (1) 投票区については、現行のとおりとし、新生市において調整する。
- (2) 開票所については、新生市において選定する。
- (3) 公法等については、新生市において調整する。
- (4) 選挙公営については、安来市の例による。

鳥取県天神川流域合併協議会（平成 16 年 10 月 1 日目標 新設合併）

- (1) 投票区については、当面、現行のとおりとする。
- (2) 選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する取り扱いについては、公職選挙法に基づき、倉吉市の例による。
- (3) 選挙公報は、発行する。

広島県尾道市・御調町・向島町合併協議会（平成 17 年 2 月 1 日目標 編入合併）

選挙関係事務については、次のとおりとする。

- (1) 投票区の設定については、現行のとおりとする。
- (2) 不在者投票については、新市の本庁舎、御調支所及び向島支所に不在者投票所を設ける。

4. 参考法令等（条文等抜粋）

地方自治法施行令（抜粋）

第4条 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、当該普通地方公共団体の選挙管理委員は、議会において選挙されるまでの間、従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者又は選挙管理委員であつた者の互選により定めた者をもつてこれに充てるものとする。

公職選挙法一部改正（平成15年12月1日施行）概要

期日前投票制度

- ・選挙期日前であっても、選挙期日と同じように直接投票用紙を投票箱に投票することができる。
- ・従来の不在者投票のうち、名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会で行う投票が対象となる。
- ・投票対象者は、選挙期日に仕事や用務があるなどの現行の不在者投票事由に該当すると見込まれる者である。投票の際には、一定の事由に該当すると見込まれる旨の宣誓書の提出が必要である。
- ・投票期間は、選挙期日の公示日又は告示日の翌日から選挙期日の前日までである。
- ・投票場所は各市町村に設けられる「期日前投票所」である。
- ・投票時間は、午前8時30分から午後8時までである。
- ・投票手続きは、選挙期日の投票所における投票と同じく確定投票となるため、基本的な手続きは選挙期日の投票所における投票と同じである。
- ・選挙権の有無は、期日前投票を行う日に認定される。

期日前投票制度のメリット

- ・今までの不在者投票で行っていた、投票用紙を内封筒及び外封筒に入れ、外封筒に署名するという手続きが不要となり、投票しやすくなった。
- ・期日前投票制度に係る不在者投票の受理不受理の決定、外封筒及び内封筒の開封などの事務作業が少なくなることから、事務負担が軽減される。
- ・期日前投票の投票に電磁的記録式投票機（電子投票）によって行うことができる。

5 今後の協議スケジュール

平成15年11月25日 各市町村協議回答
平成15年11月26日 （幹事会一次協議）（協議会）
平成15年12月 6日 （幹事会二次協議）
平成15年12月11日 協議会確認

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	2 3 - 2 3 (1) その他事業 (選挙事務関係)		[投票区等]	総務部会 文書法制・選挙・庁舎管理分科会	
調整方針 (案)	<ul style="list-style-type: none"> ・投票区については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整する。 ・開票区については、選挙区との調整が必要であり、合併時に調整する。 ・投票時間については、甌島4村の取扱いに考慮し、合併時に調整する。 ・不在者投票 (期日前投票) 事務並びに不在者投票 (期日前投票) 時間については、合併時に調整する。なお、不在者投票 (期日前投票) 所については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。 ・ポスター掲示場については、設置場所の検討を行い、新市に移行後速やかに調整するものとする。 				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
投票区	投票区 37区 指定投票区 第2投票区 指定関係投票区 第1投票区 第3投票区 ~ 第37投票区	投票区 8区	投票区 9区	投票区 10区	投票区 8区
開票区	開票所 1ヵ所	開票所 1ヵ所	開票所 1ヵ所	開票所 1ヵ所	開票所 1ヵ所
不在者投票	<p>【事務執行の場所】 川内市役所別館1階選挙管理委員会事務局</p> <p>【事務執行体制】 選挙管理委員会事務職員3人 臨時職員6人~10人(選挙の種類により異なる) 受付場所:選挙管理委員会事務局 受付時間:午前8時30分~午後6時 体制:職員及び臨時職員3名以上で対応</p> <p>【不在者投票管理システム】 業社名 行政システム鹿児島株式会社 (平成12年度から運用開始)</p>	<p>【事務執行の場所】 各選挙において不在者投票を行う場所は1階の選挙管理委員会室で行っている。</p> <p>【事務執行体制】 総務課職員のみで対応し、常時職員2人以上体制である。臨時職員1名 受付 総務課窓口(選挙管理委員会) 体制 平日、休日、祝日(午前8時30分~午後6時)総務課 職員3名以上体制で対応。</p> <p>・不在者投票管理システムは導入していない。</p>	<p>【事務執行の場所】 各選挙において不在者投票を行う場所は庁舎隣の入来町保健センターで行っている。</p> <p>【事務執行体制】 総務課職員のみで対応し、常時2人以上体制である。 受付 保健センター窓口(選挙管理委員会) 体制 平日、休日、祝日(午前8時30分~午後6時)総務課 職員3名以上体制で対応。</p> <p>【事務改善事業】 不在者投票管理システムは導入していない。</p>	<p>【事務執行の場所】 東郷町役場庁舎1階選挙管理委員会事務局</p> <p>【事務執行体制】 選挙管理委員会書記長及び書記2名 受付場所:選挙管理委員会事務局 受付時間:午前8時30分~午後6時 体制:選挙管理委員会書記及び総務課職員で対応</p> <p>・不在者投票管理システムは導入していない。</p>	<p>【事務執行の場所】 各選挙において不在者投票を行う場所は1階の休憩室で行っている。</p> <p>【事務体制】 総務課職員のみで対応し、常時2人以上体制である。 受付 総務課窓口(選挙管理委員会) 体制 平日、休日、祝日(午前8時30分~午後5時) 総務課 職員2名以上体制で対応。</p> <p>・不在者投票管理システムは導入していない。</p>
投票時間	<p>【選挙当日投票時間】(37投票所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・午前7時から午後5時まで 土川集会所 ・午前7時から午後6時まで 楠元農業就業改善センター 滄浪小学校屋内運動場 寄田校区公民館 白浜公民館 別府原広報研修館 吉川集会所 ・午前7時から午後7時まで 上記以外の投票所 	<p>【選挙当日投票時間】 午前7時~午後7時 (1時間繰上)</p>	<p>【選挙当日投票時間】 午前7時~午後7時 (1時間繰上)</p>	<p>【選挙当日投票時間】 午前7時~午後7時 (1時間繰上)</p>	<p>【選挙当日投票時間】(8投票所) 午前7時から午後7時(1時間繰上)</p>
ポスタ - 掲示場設置に関する事務	<p>【公営ポスター掲示場数】 法定設置基準数 283箇所</p> <p>川内市長選挙及び国、県の選挙 205箇所 川内市議会議員選挙 170箇所</p>	<p>【公営ポスター掲示場数】 公職選挙法第144条による 政令による設置数、実際の設置数ともに 59箇所</p>	<p>【公営ポスター掲示場数】 公職選挙法第144条による 政令による設置数(減少2ヵ所) 63箇所</p>	<p>【公営ポスター掲示場数】 法定設置基準数 73箇所</p> <p>実際の設置数 55箇所</p>	<p>【公営ポスター掲示場数】 法定設置基準数 61箇所</p> <p>実際の設置数 61箇所</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 23(1) その他事業(選挙事務関係)		[投票区等]	総務部会 文書法制・選挙・庁舎管理分科会	
調整方針(案)					
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案
投票区	投票区 2区	投票区 7区	投票区 10区	投票区 2区	新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、合併後3年以内程度を目処に調整する。 ・繰上げ投票の検討
開票区	開票所 1ヵ所	開票所 1ヵ所	開票所 1ヵ所	開票所 1ヵ所	合併時に、新たな制度等を制定する。 ・選挙区との調整が必要
不在者投票	<p>【事務執行の場所】 里村役場1階玄関横</p> <p>【事務執行体制】 選挙管理委員会事務職員2人(総務課職員) 受付場所:総務課窓口(選挙管理委員会事務局) 受付時間:午前8時30分～午後6時 体制:総務課職員2名以上体制で対応</p> <p>・不在者投票管理システムは導入していない。</p>	<p>【事務執行の場所】 上甌村役場総務課内</p> <p>【事務執行体制】 選挙管理委員会事務職員1人 総務課職員2人(選挙の種類により異なる) 受付場所:上甌村役場総務課内 受付時間:午前8時30分～午後6時 体制:職員3名以上で対応</p> <p>・不在者投票管理システムは導入していない。</p>	<p>【事務執行の場所】 各選挙において不在者投票を行う場所は役場1階ホールで行っている。</p> <p>【事務執行体制】 選挙管理委員会書記のみで対応している。 受付 総務課窓口(選挙管理委員会) 体制 村長、村議会議員選挙 (午前8時30分～午後8時) その他の選挙 (午前8時30分～午後6時) 選挙管理委員会書記で対応。</p> <p>・不在者投票管理システムは導入していない。</p>	<p>【事務執行の場所】 鹿島村選挙管理委員会事務局</p> <p>【事務執行体制】 選挙管理委員会事務職員2人 職員2人 受付場所:選挙管理委員会事務局 受付時間:午前8時30分～午後6時 体制:職員4名で対応</p> <p>・不在者投票管理システムは導入していない。</p>	<p>不在者投票事務・投票時間については合併時に、新たな制度等を制定する。 ・名簿照合等のオンライン化を図る。 ・不在者投票システムとの調整(オンライン化)</p> <p>不在者投票所については現行のまま新市に引き継ぐ。 ・選挙区との調整が必要</p> <p>* H15.12.1公選法の改正がある予定。</p>
投票時間	【選挙当日投票時間】(2投票所) 午前7時から午後6時まで	【選挙当日投票時間】(7投票所) 午前7時から午後6時まで(2時間繰上)	【選挙当日投票時間】 午前7時～午後6時(2時間繰上) 7ヶ所 午前7時～午後5時(3時間繰上) 3ヶ所	【選挙当日投票時間】(2投票所) 午前7時から午後6時まで	合併時に、新たな制度等を制定する。 ・選挙区との調整が必要である。 ・甌島 4村の取扱い
ポスト・掲示場設置に関する事務	村内 10ヵ所	【公営ポスター掲示場数】 法定設置基準数 45箇所 議会の議員及び長の選挙 13箇所 国、県議員等の選挙 32箇所	【公営ポスター掲示場数】 村内に 53箇所	【公営ポスター掲示場数】 法定設置基準数 10箇所 実際の設置数 10箇所	合併時に、新たな制度等を制定する。 ・設置場所については、議員特例により調整の必要がある。

提案第43号

「その他事業（個人情報保護制度）」について

合併協定項目23-23(2)号「その他事業（個人情報保護制度）」について、次のとおり提案する。

平成15年11月13日

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針（案） 】

その他事業（個人情報保護制度）について

電子計算組織に係る個人情報保護条例については、未制定の団体もあるため、合併時に川内市の制度を基本に制定する。

また、マニュアル処理まで含む包括的個人情報保護条例については、未制定のため、新市において調整する。

平成 年 月 日 確認

協定項目 23 - 23 (2) 号 資料

その他事業（個人情報保護制度）について

1 . 協議項目の要旨・留意点

行政が保有する個人情報の保護と自己の情報の開示等を請求する権利の保障が求められ、個人の権利利益の保護が求められている。
関連資料については、別紙のとおり。

2 . 提案の理由

新市において個人情報保護制度を確立する方向で提案する。

3 . 協定（協議）先進事例

京都府 宮津市・加悦町・岩滝町・伊根町・野田川町合併協議会（未定 新設合併）

個人情報保護について

新市が保有する個人情報の保護について、適正な取扱いに関する基本的な事項を定め、併せて自己の個人情報の開示等を請求する権利を保障することにより、個人の権利利益の保護を図るため、宮津町の例により、個人情報保護条例を合併時に制定します。

兵庫県津名郡 5 町合併協議会（平成 17 年 3 月 31 日まで 新設合併）

個人情報の開示、訂正及び削除を請求する権利を明らかにし、個人の権利利益の保護を図るとともに、行政の適正な運営に資するよう、東浦町の例を参考に合併時に調整をし、個人情報保護条例を制定する。

兵庫県洲本市・五色町合併協議会（平成 17 年 3 月 31 日まで 新設合併）

個人情報の開示、訂正及び削除を請求する権利を明らかにし、個人の権利利益の保護を図るとともに、行政の適正な運営に資するよう、洲本市の例により新市発足まで個人情報保護条例を整備する。

4. 参考法令等（条文等抜粋）

個人情報保護に関する法律

（目的）

第1条 この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本原則及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（地方公共団体の責務）

第10条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（保有する個人情報の保護）

第16条 地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

5 今後の協議スケジュール

平成15年11月25日 各市町村協議回答
平成15年11月26日 （幹事会一次協議）（協議会）
平成15年12月6日 （幹事会二次協議）
平成15年12月11日 協議会確認

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	2 3 - 2 3 (2) その他事業 (個人情報保護制度)		[電子計算組織に係る個人情報保護条例]	総務部会 文書法制・選挙・庁舎管理分科会	
調整方針 (案)	電子計算組織に係る個人情報保護については、未制定の団体もあるため、合併時に新たな制度を制定する。 また、マニュアル処理まで含む包括的個人情報保護条例については、未制定のため、新市において調整する。				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
条例等	川内市電子計算組織に係る個人情報保護条例 川内市電子計算組織に係る個人情報保護条例施行規則	樋脇町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例 樋脇町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する規則	入来町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例 入来町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する規則	東郷町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例 東郷町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例規則	電子計算機処理に係る個人情報保護に関する条例 電子計算機処理に係る個人情報保護に関する条例施行規則
目的	電子計算組織により処理する個人情報の保護に関し、必要な事項を定めることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。	電子計算組織により処理する個人に関する情報の保護について必要な事項を定め、もって町民の基本的な人権を擁護するとともに福祉の向上を図り、公正で民主的な町政の発展に資することを目的とする。	電子計算組織に係る個人情報の保護及び事務の適正な運用について必要な事項を定め、もって町民の基本的な人権の擁護を図るとともに福祉の向上に資することを目的とする。	樋脇町に同じ	樋脇町に同じ
実施機関	市長 (水道事業管理者の職務を行う市長を含む)、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会				
開示の請求 (情報の開示)	1. 自己を本人とする処理情報の開示を書面により請求することができる。 2. 相続人等は、規則の定めるところにより、当該死者の処理情報の開示を書面により請求することができる。 3. 法定代理人等は、本人又は相続人等に代わって前2項の規定による開示請求をすることができる。	個人に関する情報が記載されている者から、自己に関する記録の内容について請求があったときは、当該請求に係る個人の情報を開示しなければならない。	電子計算組織に個人情報が記録されている者から、自己に関する個人情報の記録内容について開示の請求があったときは、法令に定めがある場合を除き当該請求に係る記録内容を開示しなければならない。	樋脇町に同じ	樋脇町に同じ
開示の決定等	1. 当該開示請求のあった日から15日以内に当該開示請求に係る処理情報の全部若しくは一部の開示又は不開示を決定し、その旨を当該開示請求をした者に速やかに書面により通知しなければならない。 2. 事務処理上困難その他正当な理由があるときは、前項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。				
情報公開審査会	川内市情報公開・個人情報保護審査会 【委員】 5名以内 (うち委員長1名) 2名が鹿児島市、3名は川内市 【任期】 3年 【報酬】 日額報酬 委員長 11,500円 委員 弁護士及び大学教授 10,300円 弁護士及び大学教授を除く者 7,100円		入来町個人情報保護審議会 【委員】 10名 (会長・助役、副会長…総務課長) 助役、総務課長、町民課長、 税務課長又はこれらに相当する者 【任期】 2年		個人情報保護審議会 【委員】 15名 (会長) 学識経験者2名、議会議員3名、関係課長から町 長が委嘱する。 【任期】 2年
費用負担	開示に係る手数料…無料 コピー、郵送等は実費負担				

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	2 3 - 2 3 (2) その他事業(個人情報保護制度)		〔電子計算組織に係る個人情報保護条例〕	総務部会 文書法制・選挙・庁舎管理分科会	
調整方針(案)					
分野名	里村	上飯村	下飯村	鹿島村	調整方針案
条例等	未制定 (現状は里村電子計算組織の管理運営に関する規則のみ制定)	上飯村電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例 上飯村電子計算組織に係る個人情報の保護に関する規則	該当なし	鹿島村電子計算組織に係る個人情報保護に関する条例 鹿島村電子計算組織に係る個人情報保護に関する条例施行規則	合併時に、新たな制度等を制定する。 ・個人情報保護条例が整備されていない。 ・国、県の条例に添った整備を行う。
目的		樋脇町に同じ ただし、町を村に置き換える。		電子計算組織処理に係る個人情報の取扱いについて必要な事項を定めることにより、行政の円滑な運営を図りつつ、村民の権利利益を保護することを目的とする。	
実施機関					
開示の請求 (情報の開示)		樋脇町に同じ ただし、町を村に置き換える。		何人も、村長に対し、自己の処理情報について、書面により、開示を請求することができる。	
開示の決定等					
情報公開審査会					
費用負担					

提案第44号

「その他事業（地籍調査事業）」について

合併協定項目23-23(3)号「その他事業（地籍調査事業）」について、次のとおり提案する。

平成15年11月13日

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針（案） 】

その他事業（地籍調査事業）について

地籍調査事業については、新市で引き続き実施することとし、地籍調査完了に伴う成果等については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

平成 年 月 日 確認

その他事業（地籍調査事業）について

1 . 協議項目の要旨・留意点

国土調査法に基づき土地の所在・権利・利用関係を明らかにする。
地籍調査事業の完了地区は、その成果を引き継ぎ、実施地区については新市でも引き続き実施することとする。
関連資料については、別紙のとおり。

2 . 提案の理由

新市においても継続して事業推進を図る内容で提案する。

3 . 協定（協議）先進事例

広島県三次市・双三郡・甲奴町合併協議会（平成 16 年 4 月 1 日 新設合併）

地籍調査事業については、新市に引き継ぐ。

広島県世羅郡三町合併協議会（平成 16 年 10 月 1 日 新設合併）

地籍調査事業については、引き続き新町において実施する。

愛媛県かみうけな合併協議会（平成 16 年 8 月 1 日 新設合併）

地籍調査に係る成果等については、現行のまま新町に引き継ぐこととする。

兵庫県津名郡 5 町合併協議会（平成 17 年 3 月 31 日 新設合併）

地籍調査事業については、新市において全般的に実施する方向で検討する。

5 今後の協議スケジュール

平成15年11月25日 各市町村協議回答
平成15年11月26日 (幹事会一次協議)(協議会)
平成15年12月 6日 (幹事会二次協議)
平成15年12月11日 協議会確認

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 23 (3) その他事業 (地籍調査事業)				総務部会 税務分科会																																																																																
調整方針 (案)	地籍調査事業については、新市で引き続き実施することとし、地籍調査完了に伴う成果等については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。																																																																																				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町																																																																																
82 地籍調査事業	<p>【目的】 ・国土調査法に基づき、土地の物理的状況について土地所有者の協力を得て現地調査を実施し、その結果に基づき既存の地籍・地目等を修正し登記する。 ・補助の概要 (事業費ベース) 国庫補助金 50%・県補助金 25%・市負担金 25%</p> <p>【内容】 計画期間：昭和52年度～平成18年度完了予定 平成14年度までの進捗率は98.35%で、全体面積244.91Km²に対して調査済面積は240.87Km²</p> <p>【平成15年度地籍調査事業】 進捗率 1.23Km² 一筆地調査 (E工程) 0.87Km² 地籍図根多角点測量 (D工程) 1.23Km² 地籍細部測量 (F工程) 1.23Km² 面積測定 (G工程) 1.35Km² 地籍図複図作成 (H工程) 1.35Km² 82枚</p> <p>【平成16年度地籍調査事業】 進捗率 0.87Km² 一筆地調査 (E工程) 0.98Km² 地籍図根三角点測量 (C工程) 0.87Km² 地籍図根多角点測量 (D工程) 0.87Km² 地籍細部測量 (F工程) 0.87Km² 面積測定 (G工程) 1.23Km² 地籍図複図作成 (H工程) 1.23Km² 165枚</p> <p>【事業計画】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>面積</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H16</td> <td>0.87Km²</td> <td>35,100千円</td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>0.98Km²</td> <td>38,400千円</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>0.61Km²</td> <td>27,200千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.46Km²</td> <td>100,700千円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	面積	事業費	H16	0.87Km ²	35,100千円	H17	0.98Km ²	38,400千円	H18	0.61Km ²	27,200千円	計	2.46Km ²	100,700千円	<p>昭和38年開始～昭和52年完了</p>	<p>【目的】 ・国土調査法に基づき、土地の物理的状況について土地所有者の協力を得て現地調査を実施し、その結果に基づき既存の地籍・地目等を修正し登記する。 ・補助の概要 (事業費ベース) 国庫補助金 50%・県補助金 25%・町負担金 25%</p> <p>【内容】 計画期間：昭和62年度～平成20年度完了予定 平成14年度までの進捗率は60.40%で、全体面積59.62Km²に対して調査済面積は36.01Km²</p> <p>【平成15年度地籍調査事業】 進捗率 64.21% 一筆地調査 (E工程) 2.27Km² 地籍図根三角点測量 (C工程) 2.27Km² 地籍図根多角点測量 (D工程) 2.27Km² 地籍細部測量 (F工程) 2.27Km² 面積測定 (G工程) 2.54Km² 地籍図複図作成 (H工程) 2.54Km² 53枚</p> <p>【平成16年度地籍調査事業】 進捗率 68.73% 一筆地調査 (E工程) 2.70Km² 地籍図根三角点測量 (C工程) 2.70Km² 地籍図根多角点測量 (D工程) 2.70Km² 地籍細部測量 (F工程) 2.70Km² 面積測定 (G工程) 2.27Km² 地籍図複図作成 (H工程) 2.27Km² 52枚</p> <p>【事業計画】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>面積</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H16</td> <td>2.70Km²</td> <td>47,720千円</td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>6.52Km²</td> <td>90,000千円</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>3.10Km²</td> <td>46,000千円</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>3.27Km²</td> <td>46,000千円</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>3.07Km²</td> <td>44,000千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>18.66Km²</td> <td>273,720千円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	面積	事業費	H16	2.70Km ²	47,720千円	H17	6.52Km ²	90,000千円	H18	3.10Km ²	46,000千円	H19	3.27Km ²	46,000千円	H20	3.07Km ²	44,000千円	計	18.66Km ²	273,720千円	<p>【目的】 ・国土調査法に基づき、各筆の所在・地番・地目・所有者を調査し境界及び面積の確定測量登記を行い、高度成長した社会に適合しない旧土地台帳や旧字図を今後、土木事業・土地開発事業等様々な事業計画立案に役立てることが出来るものへとしていく。また、災害等の境界復旧時にも活用できるような一筆座標等の数値化を推進していく。 ・補助の概要 (事業費ベース) 国庫補助金 50%・県補助金 25%・町負担金 25%</p> <p>【内容】 計画期間：平成元年度～平成19年度完了予定 (平成19年度は認証、登記事務) 平成14年度までの進捗率は77.55%で、全調査対象面積79.17Km²に対して調査済面積は61.40Km²</p> <p>【平成15年度地籍調査事業】 進捗率 85.10% 一筆地調査 (E工程) 5.97Km² 地籍図根三角点測量 (C工程) 5.97Km² 地籍図根多角点測量 (D工程) 5.97Km² 地籍細部測量 (F工程) 5.97Km² 面積測定 (G工程) 3.25Km² 地籍図複図作成 (H工程) 3.25Km² 61枚</p> <p>【平成16年度地籍調査事業】 進捗率 92.32% 一筆地調査 (E工程) 5.72Km² 地籍図根三角点測量 (C工程) 5.72Km² 地籍図根多角点測量 (D工程) 5.72Km² 地籍細部測量 (F工程) 5.72Km² 面積測定 (G工程) 5.97Km² 地籍図複図作成 (H工程) 5.97Km² 107枚</p> <p>【事業計画】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単位</th> <th>年度</th> <th>面積</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">認定事務</td> <td>H16</td> <td>5.72Km²</td> <td>91,940千円</td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>3.18Km²</td> <td>45,000千円</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>0.79Km²</td> <td>12,000千円</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>9.69Km²</td> <td>148,940千円</td> </tr> </tbody> </table>	単位	年度	面積	事業費	認定事務	H16	5.72Km ²	91,940千円	H17	3.18Km ²	45,000千円	H18	0.79Km ²	12,000千円	H19			計	9.69Km ²	148,940千円	<p>【目的】 ・国土調査法に基づき、土地の物理的状況について土地所有者の協力を得て現地調査を実施し、その結果に基づき既存の地籍・地目等を修正し登記する。 ・補助の概要 (事業費ベース) 国庫補助金 50%・県補助金 25%・町負担金 25%</p> <p>【内容】 計画期間：昭和62年度～平成23年度完了予定 平成14年度までの進捗率は49.63%で、全体面積68.98Km²に対して調査済面積は34.24Km²</p> <p>【平成15年度地籍調査事業】 進捗率 55.25% 一筆地調査 (E工程) 3.87Km² 地籍図根三角点測量 (C工程) 3.87Km² 地籍図根多角点測量 (D工程) 3.87Km² 地籍細部測量 (F工程) 3.87Km² 面積測定 (G工程) 2.2Km² 地籍図複図作成 (H工程) 2.2Km² 116枚</p> <p>【平成16年度地籍調査事業】 進捗率 61.10% 一筆地調査 (E工程) 4.04Km² 地籍図根三角点測量 (C工程) 4.04Km² 地籍図根多角点測量 (D工程) 4.04Km² 地籍細部測量 (F工程) 4.04Km² 面積測定 (G工程) 3.87Km² 地籍図複図作成 (H工程) 3.87Km²</p> <p>【事業計画】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>面積</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H16</td> <td>4.00Km²</td> <td>51,700千円</td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>5.30Km²</td> <td>67,000千円</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>5.30Km²</td> <td>67,000千円</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>5.30Km²</td> <td>67,000千円</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>5.30Km²</td> <td>67,000千円</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>5.63Km²</td> <td>72,000千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>30.87Km²</td> <td>391,700千円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	面積	事業費	H16	4.00Km ²	51,700千円	H17	5.30Km ²	67,000千円	H18	5.30Km ²	67,000千円	H19	5.30Km ²	67,000千円	H20	5.30Km ²	67,000千円	H21	5.63Km ²	72,000千円	計	30.87Km ²	391,700千円
	年度	面積	事業費																																																																																		
H16	0.87Km ²	35,100千円																																																																																			
H17	0.98Km ²	38,400千円																																																																																			
H18	0.61Km ²	27,200千円																																																																																			
計	2.46Km ²	100,700千円																																																																																			
年度	面積	事業費																																																																																			
H16	2.70Km ²	47,720千円																																																																																			
H17	6.52Km ²	90,000千円																																																																																			
H18	3.10Km ²	46,000千円																																																																																			
H19	3.27Km ²	46,000千円																																																																																			
H20	3.07Km ²	44,000千円																																																																																			
計	18.66Km ²	273,720千円																																																																																			
単位	年度	面積	事業費																																																																																		
認定事務	H16	5.72Km ²	91,940千円																																																																																		
	H17	3.18Km ²	45,000千円																																																																																		
	H18	0.79Km ²	12,000千円																																																																																		
	H19																																																																																				
	計	9.69Km ²	148,940千円																																																																																		
年度	面積	事業費																																																																																			
H16	4.00Km ²	51,700千円																																																																																			
H17	5.30Km ²	67,000千円																																																																																			
H18	5.30Km ²	67,000千円																																																																																			
H19	5.30Km ²	67,000千円																																																																																			
H20	5.30Km ²	67,000千円																																																																																			
H21	5.63Km ²	72,000千円																																																																																			
計	30.87Km ²	391,700千円																																																																																			

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 23 (3) その他事業 (地籍調査事業)				総務部会 税務分科会															
調整方針 (案)																				
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案															
<p>地籍調査事業</p>	<p>昭和36年開始～昭和53年完了</p>	<p>昭和55年開始～平成5年完了</p>	<p>【目的】 ・国土調査法に基づき、土地の物理的状況について土地所有者の協力を得て現地調査を実施し、その結果に基づき既存の地籍・地目等を修正し登記する。 ・補助の概要(事業費ベース) 国庫補助金 50%・県補助金 25%・町負担金 25%</p> <p>【内容】 計画期間：昭和58年度～平成18年度完了予定 平成14年度までの進捗率は74.71%で、全体面積57.61Km²に対して調査済面積は43.04Km²</p> <p>【平成15年度地籍調査事業】 進捗率 81.18% 一筆地調査 (E工程) 3.73Km² 地籍図根三角点測量 (C工程) 5.21Km² 地籍図根多角点測量 (D工程) 3.73Km² 地籍細部測量 (F工程) 3.73Km² 面積測定 (G工程) 4.86Km² 地籍図複図作成 (H工程) 4.86Km² 66枚×2=132枚</p> <p>【平成16年度地籍調査事業】 進捗率 90.42% 一筆地調査 (E工程) 5.32Km² 地籍図根三角点測量 (C工程) 2.07Km² 地籍図根多角点測量 (D工程) 5.32Km² 地籍細部測量 (F工程) 5.32Km² 面積測定 (G工程) 3.73Km² 地籍図複図作成 (H工程) 3.73Km² 60枚×2=120枚</p> <p>【事業計画】</p> <table border="1" data-bbox="1003 1050 1317 1129"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>面積</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H16</td> <td>5.32Km²</td> <td>67,200千円</td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>3.50Km²</td> <td>60,000千円</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>1.80Km²</td> <td>40,000千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>10.62Km²</td> <td>167,200千円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	面積	事業費	H16	5.32Km ²	67,200千円	H17	3.50Km ²	60,000千円	H18	1.80Km ²	40,000千円	計	10.62Km ²	167,200千円	<p>昭和61年開始～平成8年度完了</p>	<p>現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県との調整 ・調査完了のところと調査中のところがある。 ・地図のデータ化を行うとすると早く完了させる必要がある。 ・新市になっても、調査中の市町村は継続する。 ・地籍調査の業務は本庁と支所のどちらで行うか調整が必要である。
年度	面積	事業費																		
H16	5.32Km ²	67,200千円																		
H17	3.50Km ²	60,000千円																		
H18	1.80Km ²	40,000千円																		
計	10.62Km ²	167,200千円																		

提案第45号

「その他事業(会計事務関係)」について

合併協定項目23-23(4)号「その他事業(会計事務関係)」について、次のとおり提案する。

平成15年11月13日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針(案) 】

その他事業(会計事務関係)について
指定金融機関等については、9市町村の指定金融機関等の中から合併までに定める。

平成 年 月 日 確認

協定項目 23 - 23 (4) 号資料

その他事業（会計事務関係）について

1 協定項目の要旨・留意点

新市の公金出納事務の効率化を図るため、地方自治法の規定により金融機関を指定し、公金の出納事務の一部を取り扱わせるものである。

関連資料については、別紙のとおり。

2 提案の理由

地方自治法施行令第168条第2項の規定により「指定金融機関は市町村に1つの指定」となっているが、現在9市町村内に指定金融機関が4金融機関ある（別紙）ため、これを1つとする必要がある。

3 協定（協議）先進事例

香川県東かがわ市（平成15年4月1日 新設合併）

東かがわ市の指定金融機関は、(株)百十一銀行とする。

東かがわ市の指定代理金融機関は、香川県農業協同組合及び(株)香川銀行とするよう調整を図る。

収納代理金融機関は、現在、引田町、白鳥町及び大内町が指定している金融機関とできるよう調整を図る。

岐阜県益田郡合併協議会（平成16年3月1日目標 新設合併）

5町村及び益田広域連合の指定金融機関等の中から5町村長が協議して定める。

兵庫県養父郡合併協議会（平成16年4月1日目標 新設合併）

指定金融機関等については、合併時に統一する。

4 参考法令（条文等抜粋）

地方自治法

（指定金融機関）

第235条 省略

2 市町村は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、市町村の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせることができる。

地方自治法施行令

（指定金融機関等）

第168条 省略

2 市町村は、地方自治法第235条第2項の規定により、議会の議決を経て、一の金融機関を指定して、当該市町村の公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせることができる。（指定金融機関）

3 普通地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、指定金融機関をしてその取り扱う収納及び支払いの事務の一部を、当該普通地方公共団体の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。

（指定代理金融機関）

4 普通地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、指定金融機関をして、その取り扱う収納の事務の一部を、当該普通地方公共団体の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。（収納代理金融機関）

5 今後の協議スケジュール

平成15年11月25日 各市町村協議回答
平成15年11月26日 (幹事会一次協議)(協議会)
平成15年12月 6日 (幹事会二次協議)
平成15年12月11日 協議会確認

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目		23-23(4) その他事業(会計事務関係)について							専門部会名	企画財政部会	
調整方針案		指定金融機関等については、9市町村の指定金融機関等の中から合併までに定める。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村		
現況	指定金融機関	鹿児島銀行	鹿児島銀行	さつま川内農協 入来支所	さつま川内農協	さつま農協	南日本銀行 甌島支店		南日本銀行		
	収納代理金融機関			鹿児島銀行 入来支店	鹿児島銀行	鹿児島銀行 入来支店				(鹿児島銀行 串木野支店)	
		川内信用金庫	川内信用金庫	川内信用金庫 市比野支店	川内信用金庫						
		さつま川内農協	さつま川内農協				さつま川内農協 里支所	さつま川内農協 こしき支店		(さつま川内農協 鹿島支店)	
		鹿児島信用金庫 川内支店				鹿児島信用金庫 宮之城支店					
		鹿児島相互信用 金庫川内支店									
		県信用漁連西薩 支店川内営業所					県信用漁連 里支所	県信用漁連上甌村 漁協・中甌支所		(県信用漁連 鹿島支所)	
		南日本銀行 川内支店				南日本銀行 宮之城支店		南日本銀行 甌島支店			
		九州労働金庫 川内支店		九州労働金庫 川内支店							
		熊本ファミリー銀行 川内支店									
		宮崎太陽銀行 川内支店									
		宮崎銀行 川内支店									
					県信用組合 宮之城支店		県信用組合 宮之城支店				
		(内)郵便局	川内郵便局		入来郵便局	東郷郵便局	祁答院郵便局	里郵便局	中甌郵便局 平良郵便局	手打郵便局	(鹿島郵便局)
	鹿児島貯金 センター	九州郵政局						福岡貯金事務 センター			

提案第46号

「その他事業(契約事務関係)」について

合併協定項目23 - 23(5)号「その他事業(契約事務関係)」について、次のとおり提案する。

平成15年11月13日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針(案) 】

その他事業(契約事務関係)について

工事等入札指名事務及び入札事務は、合併時に川内市の例により調整する。

平成 年 月 日 確認

協定項目 23 - 23 (5) 号資料

その他事業（契約事務関係）について

1 協定項目の要旨・留意点

契約に関する事務に関し必要な事項を調整するものとする。

- (1) 工事等入札指名事務について
指名基準、指名業者数等について調整する。
- (2) 入札事務については
入札方法、入札保証金、最低制限価格等について調整する。
予定価格の事前公表制度については、合併時まで調整する。
電子入札の実施については、新市発足後研究することとする。
- (3) 関連資料については、別紙のとおり。

2 提案の理由

工事等入札指名事務及び入札事務について、事務の効率化や透明性等の向上を図る観点から調整し、提案する。

3 協定（協議）先進事例

愛媛県重信町川内町合併協議会（平成16年4月1日目標 新設合併）

入札制度の取扱いに関すること

- (1) 新市においては、入札に関する窓口を統合し事務の専門化・効率化を図る。
- (2) 入札に関する情報については、透明性等の向上を図る観点から、積極的に公開する。

4 参考法令等（条文等抜粋）

地方自治法(昭和22年法律第67号)

(契約の締結)

第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

3～6 略

5 今後の協議スケジュール

平成15年11月25日 各市町村協議回答
平成15年11月26日 (幹事会一次協議)(協議会)
平成15年12月6日 (幹事会二次協議)
平成15年12月11日 協議会確認

協定項目	23-23(5)その他事業(契約事務関係)について	専門部会名 企画財政部会
-------------	---------------------------	---------------------

調整方針案	工事等入札指名事務及び入札事務は、合併時に川内市の例により調整する。
--------------	------------------------------------

項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
【指名委員会】 (所掌事務) (1) 指名競争入札に参加する者の資格の審査及び等級の格付けに関し意見を述べること。 (2) 次に掲げる指名競争入札に参加する者を選考すること。 ア 設計価格500万円以上の建設工事 イ 設計価格300万円以上の測量設計等委託事業 ウ 見積価格100万円以上の物品の調達又は修繕 2 前項第2号に掲げる価格未満の建設工事、測量設計等委託事業又は物品の調達若しくは修繕で、当該主管の課所長が必要と認めた場合は委員会に付議することができる。 【委員会の構成】 (1) 建設工事 技術助役、総務部長、建設部長、水道局長及び当該工事の主管課所長(教育委員会にあっては、教育部長を含む。) (2) 測量、設計その他土木建設に関する委託事業 技術助役、総務部長、当該事業の主管部長及び主管課所長 【指名基準】 入札参加資格格付審査基準 第1 工事種別等の格付は次に掲げる区分による。 1 土木工事については 1等級から4等級まで 2 舗装工事については 1等級から3等級まで 3 造園工事については 1等級から2等級まで 4 建築工事については 1等級から4等級まで 5 電気工事については 1等級から2等級まで 6 管工事については 1等級から3等級まで 7 水道施設工事については1等級から3等級まで 8 建築・土木・測量コンサルタントについては 1等級から2等級まで 9 補修コンサルタントについては 1等級 10 製造の請負、物品の購入及び役務の給付については 1等級から3等級まで 【指名業者数】 工事種別・等級毎に指名。ただし、同一等級に16行以上ある場合には分割指名し、最大15業者。 【指名停止基準】 (資格の停止) ・事故等に基づく処置基準 ・措置要件(虚偽記載)(過失による粗雑工事)(契約違反)(公衆損害事故)(工事関係者事故) ・期間 1月以上12月以内 ・措置要件(虚偽記載)(過失による粗雑工事)(契約違反)(公衆損害事故)(工事関係者事故) ・期間 1月以上24月以内 【該当対応】 (措置) 代表役員等、一般役員等、使用人が該当容疑で逮捕、公訴提訴されたとき。 指名停止 ・・逮捕、公訴を知った日から3月以上24月以内	【指名推せん委員会】 1 指名推せん委員会は、建設工事等を発注しようとする主管課長から内申を受けて、樋脇町契約規則第21条及び第24条第1項に基づき、建設工事ならびに物品の調達(修繕を含む)に係る指名競争入札の入札者及び随意契約に係る見積者の指名のための資格者の推せんを行う。 (推せん委員会対象金額) 設計金額が30万円以上の随意契約(物品購入含む) 設計金額が50万円以上の工事請負 設計金額が30万円以上の業務委託 【委員会の構成】 1 委員会の委員は、助役、総務課長、企画課長、経済課長及び建設課長のほか、当該工事等の主管課長並びに委員長が適当と認められたもの。 【指名推せん基準】 1 指名推せん委員会は、建設工事等入札参加資格者能力格付(2年に1回)をもって、格付区分に属する業者の中から指名推せんの決定を行う。 2 コンサルティング業務(業務委託)の業者の選定については、資格者の中から当該業務内容等を考慮して指名推せんの決定を行う。 【指名業者数】 1 契約担当者は、指名競争入札に参加せようとする者の指名をするときは、なるべく5人以上の者についてとする。 イ 請負に付する額が5千万円未満の工事 5人以上10人未満 ロ 請負に付する額が5千万円以上3億円未満 12人未満 ハ 請負に付する額が3億円以上 15人未満 2 契約担当者は、随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴するものとする。 【指名停止基準】 抜粋 1 町長は、有資格者が別表第1、第2及び第3、第4に掲げる措置要件の1に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところに期間を定め、当該資格者について指名停止を行うものとする。 ・(別表1)事故等に基づく措置基準 抜粋 ・過失による粗雑工事(町発注工事) 当該認定した日から1ヶ月以上6ヶ月以内 ・契約違反(町発注工事) 当該認定した日から2週間以上4ヶ月以内 ・公衆損害事故(町発注工事) 当該認定した日から1ヶ月以上6ヶ月以内 ・工事事故(町発注工事) 当該認定した日から2週間以上4ヶ月以内 ・(別表2)贈賄及び不正行為等に基づく措置基準 抜粋 ・贈賄 有資格者(個人、役員、使用人)が町職員に対する贈賄の容疑により逮捕されたとき 逮捕を知った日から公訴の提起又は、公訴を提起しない処分が行われたことを知った日まで ・不正又は不誠実な行為 当該認定した日から1ヶ月以上9ヶ月以内 【該当対応】 1 該当情報が寄せられた場合は、指名推せん委員会において情報の確認及び指名業者等の事情聴取を行い、該当の事実が確認された場合は、入札執行の延期又は入札執行の取り止めを決定し、公正取引委員会へ通知する。 2 不正行為に対する必要な措置を行う。 【指名願いの受付】 ・毎年2月～3月末まで総務課で受付(紙ファイル綴じて提出依頼)後、建設課で審査確認後保管 ・全ての業種を随時受付	【指名委員会】 1 委員会は、請負工事等を発注しようとする主管課長から内申を受けた請負工事等について、入来町建設工事等入札参加資格審査要綱に基づき請負工事等入札指名資格者名簿(以下「指名業者名簿」という。)に登録された者の中から、厳正かつ公平に選定し指名するものとする。 2 委員会は、入来町工事請負契約に係る指名停止等の措置要綱に基づき、業者の指名停止等の審査を行うものとする。 3 委員会は、その他入札参加者の選定等に必要事項について、協議、審査を行うものとする。 【委員会組織】 1 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。 2 委員長は助役、副委員長は総務課長とし、委員は企画課長、経済課長、建設課長をもってあてられるものとし、委員長が必要であると認めるときは関係課長、関係課長補佐、その他委員長が適当と認められた者として認めることができる。 【指名基準】 1 指名委員会は、次の事項を考慮して指名業者を決定するものとする。 (1) 契約しようとする請負工事等の技術的適性及び工事経歴 (2) 契約しようとする請負工事等の実施場所及び地理的条件 (3) 業者の手持ち工事の状況及び技術者数 (4) 請負工事の施工に際しての不誠実な行為の有無 (5) その他安全管理、労働福祉の状況等指名委員会が必要と認める事項 2 請負工事等入札指名格付については、県格付けを準用し前項に掲げる事項を考慮して指名の決定を行うものとする。 3 コンサルティング業務(以下「業務委託」という。)の業者選定については、第1項に掲げる事項及び専門技術部門における専門資格者(建築士、技術士、)等の設置状況を考慮して指名の決定を行うものとする。 【指名業者数】 1 指名委員会において指名する業者数は、なるべく5人以上とする。 【指名願いの受け付け】 ・2年に一度受け付け、次回は平成15年12月から平成16年2月末日まで ・随時受け付けあり ・建設課にて受け付け、紙ファイル綴じて提出依頼 ・業者管理システム導入なし 【指名停止基準】 1 事故等に基づく措置基準(抜粋) ・過失による粗雑工事 当該認定をした日から1ヶ月以上6ヶ月以内 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準(抜粋) ・贈賄 逮捕を知った日から控訴の提起又は控訴を提起しない処分が行われたことを知った日まで 3 暴力団及び関係者に基づく基準(抜粋) ・有資格業者の役員が関係者及び経営者に事実上参加 当該認定した日から6ヶ月以上12ヶ月以内 ただし、期間内に改善が認められればその日まで 4 その他の措置基準(抜粋) ・契約の履行に当たり、故意に工事等を粗雑にし、又は物品等の納入に不正の行為をした者 当該認定をした日から3ヶ月以上12ヶ月以内 【指名停止基準】 (資格の停止) 事故等に基づく措置基準 1 過失による粗雑行為(町と締結した工事) 当該認定日から1月以上6ヶ月以内 2 過失による粗雑行為(町以外締結した工事) 当該認定日から1月以上3月以内 3 契約違反 当該認定日から2週間以上4月以内 4 公衆損害事故(町発注の工事) 当該認定日から1月以上6ヶ月以内 5 公衆損害事故(一般工事) 当該認定日から1月以上3月以内 6 工事関係者事故(町発注の工事) 当該認定日から2週間以上4月以内 7 工事関係者事故(一般工事) 当該認定日から2週間以上2月以内 賄賂及び不正行為等に基づく措置基準 賄賂 1 有資格業者個人、有資格業者員又はその使用人が、町の職員に対し行った賄賂の容疑に逮捕されたとき 逮捕を知った日から公訴の提起又は公訴を提起しない処分が行われたことを知った日まで 2 代表役員又は一般職員等が県内の他の公共機関の職員に対して行った賄賂の容疑により逮捕されたとき 逮捕を知った日から公訴の提起又は公訴を提起しない処分が行われたことを知った日まで 3 次のイロハにあげるものが県内の他の公共機関の職員に対して行った賄賂の容疑により公訴されたとき イ 代表役員等 [2月以上6月以内] ロ 一般職員等 1月以上4月以内 ハ 使用人 1月以上3月以内 4 代表役員又は一般職員等が県外の他の公共機関の職員に対して行った賄賂の容疑により逮捕されたとき 逮捕又は公訴を知った日から2月以上5月以内 不正又は不誠実な行為 ・前各号におけるほか業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約相手として不適当であると認められる場合 当該認定日から1月以上9月以内 ・前各号におけるほか代表役員等が禁固以上の刑にあたる容疑にて公訴され、禁固以上の刑若しくは刑法の規定より罰金刑を宣告され、契約相手として不適当と認められる場合 当該認定日から1月以上9月以内 暴力団及び関係者に基づく基準 1 有資格業者が又は法人である有資格業者役員等が、暴力団関係者の場合。または暴力団関係者が有資格業者の経営に事実上参加していること認められる場合 当該認定日から6月以上12月以内ただし改善されない場合は改善されたこと認められる日まで 2 有資格業者が、業務に関し不正に暴力団関係者を利用、使用したと認められるとき 当該認定日から2月以上6月以内 3 有資格業者が、不正に暴力団関係者に対し財産上の利益を与えたと認められる場合 当該認定日から6月以上12月以内 その他 1月以上12月以内		

工事入札指名事務及び入札事務

川西薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-23(5)その他事業(契約事務関係)について				専門部会	企画財政部会
調整方針						
項目	祁答院町	里村	上飯村	下飯村	鹿島村	
<p>工事入札指名事務及び入札事務</p>	<p>【指名委員会】 委員会は、請負工事等を発注しようとする主管課長から内申を受けた請負工事等について、祁答院町建設工事指名競争入札参加者の指名基準等に関する要綱に基づき、厳正かつ公平に選定し指名するものとする。 【委員会組織】 第1条 祁答院町契約規則(平成10年規則第7号)第21条の規定に基づいて建設工事入札者指名のための資格者の推薦をするため、建設工事の入札者指名のための資格者推薦委員会(以下「委員会」という。)を置く。 第2条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。 助役、総務課長、建設課長、経済課長、企画開発課長、土木管理係長、耕地係長、林政係長 2 委員会に委員長を置き、委員長は助役をもって充てる。 第3条 委員会は、委員長が必要に応じて召集する。 2 委員会の議事の決定は、委員長が出席した委員の意見を尊重して行う。 3 委員会をひらくいとまがないとき、又はやむを得ない理由があるときは、前2項に規定する手続を省略することができる。 【指名基準】 町が発注する建設工事の指名競争入札に参加させようとする建設業者を指名する場合の基準は、次に掲げるとおりとする。 (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項において準用する同令第167条の4第2項の規定により指名競争入札に参加させないこととされた者でないこと。 (2) 指名に当たっては、次に掲げる事項を勘案すること。 ア 建設工事場所の地域性 イ 建設業者に関する次に掲げる事項 ア)経営状況 (ウ)信用度 (エ)手持工事量 イ)施工についての技術的適性 (オ)安全管理の状況 ウ)労働福祉の状況 (キ)指名回数等の機会均等 ウ 指名する建設業者数 【指名業者数】 (1) 祁答院町契約規則(平成10年規則第7号)第21条の規定により、なるべく5人以上とすること。 (2) 祁答院町契約規則第24条の2の規定により見積書を徴する場合は、なるべく2人以上の者から徴するものとする。 (3) 建設業者をできる限り多く指名することは差し支えないものであること。 【指名願いの受付】 指名願いは随時受け付けており、総務課で受付・保管。 【指名停止基準】 事故等に基づく措置基準 町長は、事業主又はその使用人が次の各号に該当すると認められた場合は、一定期間を定め、その期間中当該業者の指名を停止するものとする。 1 町工事等の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格の審査申請書及び入札参加資格の確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、町工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 2 町工事等の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑に行つたと認められるとき。(かしが軽微であると認められるときを除く) 3 町内を施行場所とする一般工事等の施工にあたり、過失により建設工事等を粗雑に行つた場合において、それによるかしが重大であると認められるとき。 4 第2号に掲げる場合の外、町工事等の施工に当たり契約に違反し、町工事等の相手方として不適当であると認められるとき。 5 町工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったことにより、次のアからウまでのいずれかに該当したとき。 ア 公衆に死亡者若しくは多数の負傷者を生じさせ、又は重大な損害を与えたとき イ 公衆に負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。 ウ 当該町工事等の工事関係者に志望者又は負傷者を生じさせたとき。 6 町内を施行場所とする一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったことにより、次のアからウまでのいずれかに該当したとき。 ア 公衆の死亡者若しくは多数の負傷者を生じさせ、又は重大な損害を与えたとき イ 公衆に負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。 ウ 当該一般工事等の工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたとき。 7 不渡手形を発行し、銀行が取引を停止したとき。 【指名停止基準】 (資格の停止) 事故等に基づく処置基準 ・措置要件 虚偽記載、過失による粗雑工事、契約違反、公衆損害事故、工事関係者事故 ・期間 1月以上2月以内 ・措置要件 賄賂及び不正行為等に基づく措置基準 ・措置要件 賄賂、独占禁止法違反行為、談合、営業の停止、故意による粗雑工事等、妨害違反、契約不履行等、不正又は不誠実な行為 ・期間 1月以上2月以内</p>	<p>【指名推薦委員会】 1 指名推せん委員会は、建設工事等を発注しようとする主管課長から内申を受けて、里村建設工事入札者指名のための資格者推薦委員会設置規程に基づき、建設工事ならびに物品の調達(修繕を含む)に係る指名競争入札の入札者及び随意契約に係る見積者の指名のための資格者の推せんを行う。 【委員会の構成】 ・助役、総務課長、住民課長、経済課長、建設課長、保健福祉課長 ・委員は助役をもって充てる。委員長に事故あつたとき又は欠けるときは、総務課長がその職務を代理する。 【指名推せん基準】 1 指名推せん委員会は、建設工事等入札参加資格者能力格付(2年に1回)をもって、格付区分に属する者及びその上位又は直近以下に属する者の中から指名推せんを決定を行う。 2 コンサルティング業務(業務委託)の業者の選定については、資格者の中から当該業務内容等を考慮して指名推せんを決定を行う。 【指名業者数】 1 契約担当者は、指名競争入札に参加させようとする者の指名をするときは、なるべく5人以上の者についてするものとする。 イ 請負に付する額が5百万円未満の工事 3人以上を目途 ロ 請負に付する額が5百万円以上3千万円未満 5人を目途 ハ 請負に付する額が3千万円以上1億円未満 7人を目途 ニ 請負に付する額が1億円以上 10人を目途 2 契約担当者は、随意契約の方法により契約を締しようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴するものとする。 【指名停止基準】 ・過失により工事を粗雑したと認められるとき ・契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であるとみられるとき ・安全管理の措置が不適切であったため、公衆並びに工事関係者に損害を与えたとき認められるとき ・有資格業者である個人、有資格者の役員又は、その使用人が村や他の公共機関の職員に対して行った賄賂の容疑により逮捕されたとき ・競争入札等において、その公正な執行を妨げたもの又は、公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者</p>	<p>【指名委員会】 建設工事の指名競争入札に指名する者を適正に選定する 入札の必要に応じ助役が召集し委員会を開く 【委員会の構成】 助役、総務課長、建設課長、企画課長、及び主管課長 【指名基準】 ・要綱に基づき当該年度の建設業者経営事項等審査結果を準用し、工事施工能力が下記に定められた本工事費 に対応するもの及びその上位又は直近下位の等級に属する建設業者のうちから選定。 ・建設業者の同時施工の総工事最高施工能力を、経営規模、経営比較、信用度、手持工事の質及び量等で考慮し能力限度以上のものを選定。 ・施行地域に本店又は営業所を有する建設業者を、優先的に選定を考慮する場合においても施工能力と工事箇所の地理的条件を充分勘定のうえ選定。 ・緊急を要する工事、特殊な技術経験、機械等を要する工事、軽微な工事、その他特別な場合はこのかぎりでない。 建設工事の種類 建設工事の標準金額 参加資格の区分 土木工一式 A級 38,000千円以上 17,000千円以上38,000千円未満 B 7,000千円以上17,000千円未満 C 7,000千円未満 D 建築一式工事 A 70,000千円以上 30,000千円以上70,000千円未満 B 10,000千円以上30,000千円未満 C 10,000千円未満 D 舗装工事 A 30,000千円以上 30,000千円未満 B 15,000千円未満 C 5,000千円未満 D 造園工事 A 8,000千円以上 8,000千円未満 B 管工事 A 10,000千円以上 5,000千円以上10,000千円未満 B 5,000千円未満 C 電気工事 A 10,000千円以上 5,000千円以上10,000千円未満 B 5,000千円未満 C 【指名業者数】 工事入札参加資格申請書をもって審査、受理を行い、その中から事業規模に応じて事業執行課で推薦者数を設定、推薦し指名委員会へ付託する。 500万円以下 3業者 500万円以上1000万円未満 3~5業者 1000万円以上3000万円未満 3~8業者 3000万円以上 5~10業者 【指名停止基準】 なし</p>	<p>【指名推薦委員会】 1 委員会は、請負工事等を発注しようとする主管課長から内申を受けた請負工事等について、下飯村建設工事指名競争入札参加者指名要綱に基づき、下飯村契約規則(平成9年下飯村規則第11号)第22条の規定により作成された請負工事等入札指名資格者名簿(以下「指名業者名簿」という。)に登録された者のうちから、厳正かつ公平に選定し指名するものとする。 2 委員会は、下飯村請負工事等指名停止等措置要領に基づき、業者の指名停止等の審査を行うものとする。 【委員会組織】 第2条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。 2 委員長は助役とし、委員は総務課長、住民課長、経済課長で構成する。 ただし、必要がある場合には、関係職員の出席を求め説明又は意見を聞くことができる。 3 委員長が欠けたときは、総務課長がその職務を代理する。 【指名基準】 1 指名推薦委員会は、次の事項を考慮して指名業者を決定するものとする。 (1) 契約しようとする請負工事等の技術的適性及び工事経歴 (2) 契約しようとする請負工事等の実施場所及び地理的条件 (3) 業者の手持ち工事の状況及び技術者数 (4) 請負工事等の施工に際しての業者の不在、不誠実な行為の有無 (5) その他安全管理、労働福祉の状況等指名審査会が必要と認める事項 【指名願いの受付】 H14・1・4~H14・3・31まで有効 (経営審査評表の提出要) 建設課で受付(郵送可) 【指名停止基準】 (資格の停止) なし。</p>	<p>【指名推薦委員会】 1 委員会は、請負工事等を発注しようとする主管課長から内申を受けた請負工事等について、鹿児島建設工事入札参加資格審査要綱に基づき、鹿島村契約規則(昭和52年3月1日)により作成された請負工事等入札指名資格者名簿(以下「指名業者名簿」という。)に登録された者のうちから、厳正かつ公平に選定し指名するものとする。 2 推薦委員会は、その他入札参加者の選定等に必要事項について、協議、審査を行うものとする。 【委員会組織】 第2条 委員会は委員長及び委員をもって構成する。 2 委員長は助役とし、委員は総務課長、住民課長、経済土木課長、企画課長をもって構成する。 ただし、必要がある場合には、関係職員の出席を求め説明又は意見を聞くことができる。 3 委員長が欠けたときは、総務課長がその職務を代理する。 【指名基準】 1 指名推薦委員会は、次の事項を考慮して指名業者を決定するものとする。 (1) 契約しようとする請負工事等の技術的適性及び工事経歴 (2) 契約しようとする請負工事等の実施場所及び地理的条件 (3) 業者の手持ち工事の状況及び技術者数 (4) 請負工事等の施行に際しての業者の不在、不誠実な行為の有無 (5) その他安全管理、労働福祉の状況等指名推薦委員会が必要と認める事項 【指名】 指名推薦委員会において指名する業者数は、なるべく5人以上の者についてするものとする。ただし、指名推薦委員会において必要があると認めるときは、必要に応じて増減することができる。</p>	

提案第47号

「その他事業(企画事務関係)」について

合併協定項目23-23(6)号「その他事業(企画事務関係)」について、次のとおり提案する。

平成15年11月13日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓朗

【調整方針(案)】

その他事業(企画事務関係)について	
1	総合計画策定について
(1)	総合計画「基本構想」については、旧市町村の総合計画を考慮した新市まちづくり計画における「まちづくりの基本方針」の承継を図り、新市に移行後、速やかに策定する。
(2)	総合計画「基本計画」については、新市まちづくり計画に基づき策定する。この策定までの間は、新市まちづくり計画基本計画により行政運営を行う。なお、「基本計画」策定に当たり、各地区コミュニティ協議会の地区振興計画を参考にする。
(3)	総合計画「実施計画」(3ヶ年計画)については、新市まちづくり計画を基に暫定的な計画を新市に移行後、速やかに策定する。
2	定住促進に関することについて
	新市に移行後、速やかに調整する。

平成 年 月 日 確認

その他事業（企画事務関係）について

1 協定項目の要旨・留意点

新市のあるべき姿を示すものとして、旧市町村の総合計画を考慮し、新市まちづくり計画に基づいた総合計画を策定する必要がある。

新市の均衡ある発展を図るための定住促進対策を図る必要がある。

関連資料については、別紙のとおり。

2 提案の理由

新市の均衡ある発展を図ることを目的とした総合計画策定や定住促進対策について、構成市町村と協議調整が必要なことを考慮し提案する。

3 協定（協議）先進事例

総合計画策定について

長野県千曲市（平成15年9月1日 新設合併）

現行の各市町村の総合計画及び新市将来構想・新市建設計画との整合を図り、新市において新たに策定する。

愛知県田原市（平成15年8月20日 新設合併）

新市において新計画を策定する。

なお、新計画が策定されるまでの間は、現行計画を新市に引き続き運用する。

若者定住促進対策について

兵庫県篠山市（平成11年4月1日 新設合併）

合併後3年間、現行のとおりとする。

香川県東かがわ市（平成15年4月1日 新設合併）

新市において速やかに制度化する。

4 参考法令（条文等抜粋）

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（地方公共団体の法人格とその事務）

第2条 地方公共団体は、法人とする。

・ …略…

5 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これを即して行なうようにしなければならない。

5 参考資料

一般的な総合計画の構成

総合計画		基本構想 (第1層)	長期的視点からの市の将来目標と構想など、行政運営の基本的な方針を示すもの。地方自治法第2条第5項により市議会の議決を要する。新市で策定される各分野別計画(離島振興計画・都市計画マスタープラン等)の根幹的なものとなる。
		基本計画 (第2層)	基本構想の提示する将来像を実現するための施策体系を明らかにするとともに、中・長期的な行政課題の解決に向けての主要事業計画と計画目標を示す。
		実施計画(第3層)	基本計画の各施策の実現手段として行う具体的事務・事業を示すもの。通常、向こう3ヶ年の計画とされ、毎年度見直される。事務・事業の進行管理指標として、また、後年度を含む予算編成指標としての役割がある。

総合計画策定手順の考え方

計画階層	策定手順の考え方
基本構想	通常、基本計画と併せて策定するが、法定事項であることと基本計画及び地区振興計画の策定スケジュールを勘案しながら、新市に移行後、速やかに策定する。
基本計画	地区振興計画の策定状況を踏まえながら策定作業を行う。 それまでの間は、暫定措置として新市まちづくり計画で行政運営を行う。
実施計画	基本計画に併せて策定する。それまでの間は、新市まちづくり計画を基に暫定計画を策定し、予算編成の指標とする。

新市まちづくり計画(原案)の構成

計画階層	策定手順の考え方
基本方針	新市における速やかな一体化や地域の発展と市民福祉の向上を図るためのまちづくりについて、基本的な方針(政策)を示したもの。
基本計画	「基本方針」を基に、合併後のまちづくりの具体的施策を示したもの。
まちづくり事業計画	「基本計画」を基本にして実施する主な事業を示したものです。

6 今後の協議スケジュール

平成15年11月25日	各市町村協議回答
平成15年11月26日	(幹事会一次協議)(協議会)
平成15年12月6日	(幹事会二次協議)
平成15年12月11日	協議会確認

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協 定 項 目	23-23(6) その他事業（企画関係事務）について					専門部会名	企画財政部会
調 整 方 針 案	(1) 総合計画「基本構想」については、旧市町村の総合計画を考慮した新市まちづくり計画における「まちづくりの基本方針」の承継を図り、新市に移行後、速やかに調整する。 (2) 総合計画「基本計画」については、新市まちづくり計画に基づき策定する。この策定までの間は、新市まちづくり計画基本計画により行政運営を行う。なお、「基本計画」策定に当たり、各地区コミュニティ協議会の地区振興計画を参考にする。 (3) 総合計画「実施計画」（3ヶ年計画）については、新市まちづくり計画を基に暫定的な計画を新市に移行後、速やかに策定する。						
項 目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町		
総合計画策定	第4次川内市総合計画 【策定年月】 平成13年9月 【目的】 ・行政の総合的・計画的な運営指針となる総合計画の策定 ・市政全般の総合開発及び調整等に関する審議機関としての総合開発審議会の開催 【内容】 ・第4次川内市総合計画 将来都市像：人・まち輝く「水景文化都市」川内 基本構想：10年間（H13～H22） 基本計画：上期5年間（H13～H17） 実施計画：3年間（毎年ローリング） 【策定の経緯】 平成11年度 ・総合計画策定委員会及び策定専門部会発足 平成12年度 ・アンケート ・総合開発審議会（2回） 平成14年度 ・アンケート結果の公表、意見・提言の募集 ・基本構想骨子案の公表と意見募集	樋脇町第3次総合振興計画 【策定年月】 平成9年3月 【目的】 ・行政の総合的・計画的な運営指針となる総合計画の策定 ・町政全般の総合開発及び調整等に関する審議機関としての総合振興計画審議会の開催 【内容】 ・第3次川内市総合計画 将来都市像：住みよい町 住みたい町 基本構想：10年間（H9～H18） 基本計画：後期5年間（H14～H18） 実施計画：3年間（毎年ローリング） 【策定の経緯】 平成8年 総合振興計画策定プロジェクト委員会発足（各課職員15名）（平成9年3月までに計3回開催） ・町民意識調査の実施、分析 ・町長及び各課のヒアリングを実施 振興計画審議会開催（平成9年3月までに計2回開催） 調査報告書作成 平成9年 3月町議会議決 平成14年3月 後期基本計画の策定（議会報告） 【策定業務委託】 なし	第4次入来町総合振興計画 【策定年月】 平成13年3月 【計画期間】 平成13年度～平成26年度 【テーマ】 地域を見つめなおすことから始まるまちづくり 【策定の経緯】 平成10年 まちづくりの絵画・提言募集 まちづくり町民アンケート調査（全戸） 平成11年 まちづくり町民ボランティア会議（いきりワクワク未来塾 33名） 12.11.28まで延べ45回） まちづくりワーキンググループ会議（役場若手職員13名） 12.11.16まで延べ38回） 平成12年 総合計画策定委員会発足（課長級）（平成12年12月までに計3回開催） 総合計画策定調整会議（補佐・係長級）（平成12年12月までに計3回開催）	東郷町総合振興計画 【策定年月】 平成8年3月 【計画期間】 平成8年度～平成17年度 【策定の目的】 全ての町民と行政が一体となって進める21世紀へ向けた まちづくりの指標 【策定の経緯】 各課のヒアリングを行い、町長協議し、平成8年3月議会で議決 【基本計画の見直し】 後期の13～17年度までの基本計画を見直し、13年6月議会において議決	第4次祁答院町総合振興計画 【策定年月】 平成14年4月 【計画期間】 平成14年度～平成23年度 【テーマ】 活力にあふれ 心豊かに 夢ふくらむ 住みよいまちづくり 【策定の経緯】 平成12年 総合計画策定企画会議発足（各課職員15名）（平成14年2月までに計13回開催） 町民意識調査の実施、分析 町長及び各課のヒアリングを実施 平成13年 祁答院町長期計画策定審議会（20名）（平成14年2月まで計3回開催） 平成13年 祁答院町まちづくり委員会（40名）（平成14年2月まで計3回開催） 平成14年 3月町議会議決 【印刷業務】 (株)スタジオアドス 14年度 1,050,000円 200部 【附属機関】 祁答院町長期計画策定審議会		
	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案		
	里村第4次総合計画 【策定年月】 平成12年3月 【計画期間】 平成12年度～平成22年度 【基本理念】 多様な人々が生き生きと行き交う誇り高い村づくり 【策定の経緯】 平成11年 里総合計画振興計画策定委員会（各課職員12名）（平成12年2月までに計2回開催） 村民意識調査の実施、分析 村長及び各課のヒアリングを実施 平成12年2月 3月町議会議決 【策定業務委託】 (株)ランドサーベイ 11年度 6,300,000円 【附属機関】 里村振興計画審議会 【事業の目的】 村長の諮問に応じ、里村総合計画の策定に必要な調査及び審議を行なう。 【概要】 委員 12名で組織 内訳 議会の議員 3人 農業委員会の委員 1人 教育委員会の委員 1人 公共的団体の役員及び職員 5人 学識経験者 2人 会長1名・副会長1名 委員報酬1日5,800円 審議会開催 不定期	上甌村第4次総合計画 【策定年月】 平成12年6月 【計画期間】 平成14年度～平成23年度 【基本理念】 資源と知恵の融合で挑戦し、共生のこころ豊かな、やすらぎある「上甌」づくり 【策定の経緯】 平成12年10月 -上甌村村民意識調査- むらづくりアンケート調査 総合計画策定委員会発足（各課職員12名）（平成14年3月までに計5回開催） 村民意識調査の実施、分析 村長及び各課のヒアリングを実施 平成14年2月 村総合振興計画審議会諮問 平成14年 3月町議会議決 【策定業務委託】 (株)鹿児島総合研究所 14年度 4,620,000円 【印刷業務】 (有)イースト朝日 14年度 252,000円 200部	下甌村総合振興計画 【策定年月】 平成14年3月 【計画期間】 平成14年度～平成23年度 【キャッチフレーズ】 しもこしき 新・竜宮の里 【策定の経緯】 平成12年 地域づくり座談会の実施 庁内策定組織発足（平成13年11月までに計12回開催） 地域・経済団体の聞き取り調査の実施 アンケート調査の実施（村民、出郷者） 現計画の現況調査、評価 平成13年 各地区での村づくり懇話会の開催 総合計画審議会開催（平成13年11月までに計2回開催） 基本構想の策定 基本計画・戦略プロジェクトの策定 最終計画案の作成 平成14年 3月町議会議決 【策定業務委託】 (株)鹿児島総合研究所 12年度 4,252,500円 13年度 4,462,500円 【印刷業務】 洲上印刷(株) 14年度 1,785,000円 500部（計画書） 661,500円 3,000部（概要版）	鹿島村 第3次総合計画 【策定年月】 平成8年3月 【計画期間】 平成8年度～平成17年度 【テーマ】 やすらぎを求め生き生きと人が輝く海洋生産基地かしまの創造 【策定の経緯】 平成7年 村長及び各課のヒアリングを実施 平成8年 3月町議会議決 【策定業務委託】 (株)日建クリエート 鹿島村総合計画案シミュレーション作成 7年度 978,500円 【印刷業務】(株)朝日印刷 7年度 957,900円 500部 【附属機関】鹿島村振興計画審議会 【事業の目的】村長の諮問に応じ、鹿島村総合計画の策定に必要な調査及び審議を行なう。 【概要】委員 14名で組織 内訳 議会の議員 教育委員会の委員 村の職員 公共的団体の役員 学識経験者 任期 2年 会長1名・副会長1名 委員報酬 1日 5,800円 審議会開催 不定期	(1) 総合計画「基本構想」については、旧市町村の総合計画を考慮した新市まちづくり計画における「まちづくりの基本方針」の承継を図り、新市に移行後、速やかに調整する。 (2) 総合計画「基本計画」については、新市まちづくり計画に基づき策定する。この策定までの間は、新市まちづくり計画基本計画により行政運営を行う。なお、「基本計画」策定に当たり、各地区コミュニティ協議会の地区振興計画を参考にする。 (3) 総合計画「実施計画」（3ヶ年計画）については、新市まちづくり計画を基に暫定的な計画を新市に移行後、速やかに策定する。		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協 定 項 目	23-23(6) その他事業（企画関係事務）について				専門部会名 企画財政部会
調 整 方 針 案	新市に移行後、速やかに調整する。				
項 目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
定住促進に関すること	<p>【目的】 本市における定住促進の推進を図る</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 定住促進施策の検討 定住促進施策に係る情報収集 	<p>(樋脇町地域づくり定住促進助成事業)</p> <p>【目的】 樋脇町における地域づくりや定住促進を図るため、助成金制度を確立し、人口の増加と活力に満ちた伸びゆく町を創造する。</p> <p>【条例の期間】 平成8年度から平成22年度まで 【助成金交付対象期間】 平成8年度から平成17年度まで</p> <p>【手続き】 (1)交付対象要件該当者（転入・転居・婚姻） (2)交付申請（要件発生から1年以内） 申請書類：申請書・住民票・建物登記簿謄本等 (3)審議会で審議 (4)交付決定 (5)交付</p> <p>【交付金の返還】 交付後、5年以内に町外へ転出された場合は、助成金の返還を求めている。毎年数件実績あり</p> <p>合併後の考え方： 定住団地として契約後4年以内に新築定住される方に田代ニュータウンを分譲しており、分譲者に対して同制度があることを広報している。このため制度の存続を求めている。但し、結婚及び児童の交付要件については再考できるのでは (定住促進団地整備分譲)平成14年11月1日現在</p> <p>【宮元定住促進団地】 事業主体 樋脇町 整備年度 平成9年度 分譲区画数 17区画 分譲済区画 全区画（平成14年度に2区画の買戻しを行い再分譲） 新築定住区画 15区画 分譲要件 契約後3年以内に新築定住すること</p> <p>【田代定住促進団地（田代ニュータウン）】 事業主体 樋脇町 整備年度 平成12～13年度 分譲区画数 94区画 分譲済区画 25区画 新築定住区画 11区画 分譲要件 契約後4年以内に新築定住すること</p> <p>補助金制度 田代ニュータウン定住促進支援補助金 新築定住・児童の転入及び結婚後の定住者に対して助成金を交付 結婚関連：町内に居住する人が引き続き婚姻後定住される場合に、1組当たり15万円を交付（個別調査票B-1.39に条例詳細明記）</p>	<p>【事業】 過疎地域集落再編整備事業（定住促進団地）</p> <p>【目的】 児童増対策として温泉を生かした宅地造成を行い、定住を促進しようとするものである。</p> <p>あさひ団地 区画数 35区画 売却区画数 16区画 建築戸数 8戸</p>	<p>(東郷町ふるさとづくり促進事業)</p> <p>【目的】 東郷町における地域づくりや定住促進を図るため、助成金制度を確立し、人口の増加と活力に満ちた伸びゆく町を創造する。</p> <p>【条例の期間】 平成5年度から平成19年度まで 【助成金交付対象期間】 平成5年度から平成19年度まで</p> <p>【手続き】 (1)交付対象要件該当者（転入・転居・婚姻・空家改修） (2)交付申請（要件発生から1年以内） 申請書類：申請書・住民票・建物登記簿謄本等 (3)審議会で審議 (4)交付決定 (5)交付</p> <p>【交付金の返還】 交付後、5年以内に町外へ転出された場合は、助成金の返還を求めている。毎年数件実績あり</p> <p>【助成対象事業】 義務教育以下の子どもを有する家族の転入で世帯責任者が65歳以下の者・・・10万円 町内に土地を購入し、住宅を新築して定住する世帯責任者が転入の日において65歳以下の者・・・50万円 町内に土地を保有しており、住宅を新築して定住する世帯責任者が転入の日において65歳以下の者・・・40万円 町内の借家又は親元に居住しており、新たに住宅を新築して転居し引き続き定住する世帯責任者が転居の日において65歳以下の者・・・40万円 建築年数10年以内の建て売り又は中古住宅を購入して転入し定住する世帯責任者が転入の日において65歳以下の者・・・築4年未満40万円・築4～10年未満30万円 町内に居住し、建築年数10年以内の建て売り又は中古住宅を購入して転居し引き続き定住する世帯責任者が転居の日において65歳以下の者・・・築4年未満以内20万円・築4～10年以内10万円 上記～までの斧淵校区以外へ定住するものは20万円の加算 義務教育以下の児童を有する世帯責任者が転入又は斧淵校区から他の校区へ転居し引き続き定住する者・・・児童1名につき10万円</p>	<p>【事業目的】 祁答院町の人口の増加を図るため、定住促進のための諸施策を講ずることにより、活力に満ちた祁答院町を創造し、もって町民の豊かなくらしと福祉の増進に寄与する。</p> <p>【条件】 ・生活の本拠を本町に5年以上居住する。</p> <p>【概要】 ・転入奨励金 65歳未満の者で1人転入の場合10万円 町内で就労した場合5万円加算、町内の居住地から片道20km以上通勤する場合5万円加算 65歳未満の者で1人転入の場合20万円 町内で就労した場合1人につき5万円加算、ただし10万円を限度とする。 町内の居住地から片道20km以上通勤する場合5万円加算 ・留町奨励金 新規卒業者であって、かつ定住の意志をもって引き続き本町に居住する場合10万円 町内に就労した場合5万円加算、町内の居住地から片道20km以上通勤する場合5万円加算 ・結婚祝金 結婚した場合に、その夫又は妻のいずれかが本町の町民であって、かつ、結婚後も新世帯において定住の意志がある場合10万円、夫又は妻のいずれかが産業後継者である場合5万円加算 ・住宅取得奨励金 65歳未満の者で転入者又は借家等に居住し、持家を有しない者、居住目的で町内に延べ床面積6㎡以上の住宅を取得する者ですべて上記の要件を満たす者が定住の意志をもって新築住宅を取得した場合30万円、中古住宅を取得した場合15万円（ただし公共工事に伴う移転補償によるもの及びがけ地近接危険住宅移転によるものを除く。） 住宅取得に伴って宅地を取得した場合10万円加算、町内業者が新築住宅の工事を施工した場合10万円加算</p> <p>【事務手順】 適要申請 審査 交付決定 交付</p> <p>【予算】 12,200,000円</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協 定 項 目	23-23 (6) その他事業(企画関係事務)について				専門部会名 企画財政部会
調 整 方 針 案					
項 目	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	課題・検討事項
定住促進に関すること	<p>【事業の目的】 本村における定住促進を図るため、結婚、出産及び就学に対して祝い金を支給することで若者が定住し出産をそくし人口の減少を防止するとともに、本村の活性化に寄与することを目的とする。</p> <p>【概要】 ・結婚祝金 一組当たり20万円 結婚するに至った双方若しくは一方が、年齢45歳未満であり、かつ本村に永住の意志表示をしている者に支給する。 ・就学祝金 1人当たり10万円 本村の小学校に入学する児童の保護者に支給する。</p> <p>【事務手順】 適用申請 審査 交付決定 交付</p>	Uターン、Iターンの推進及び支援	<p>【事業】 下甌村漁業従事Iターン者用住宅</p> <p>【対象者】 以下に該当する者 下甌村が実施する漁業体験教室に参加したIターン者で下甌村に定住する者 漁業に従事するためにIターンし、下甌村に定住する者</p> <p>【内容】 公営住宅に以下の月額家賃(1戸当り)で入居が可能 単身者用 6,000円 養育者用 8,000円</p>	<p>鹿島村奨学資金条例・同施行規則</p> <p>【目的】 ・高等学校、大学、短期大学及び専門学校へ進学しようとする者の経済上の負担軽減を図るため奨学資金を貸与し、有能な人材を育成することを目的とする。</p> <p>【内容】 ・鹿島村奨学資金貸付基金100,000,000円を設置する。 ・基金の年度毎の貸与総額は15,000,000円以内とする。 ・奨学資金の貸与額は、高等学校が月額30,000円 大学、短期大学及び専門学校が月額50,000円とする。</p> <p>【申請手続】 ・鹿島村奨学資金貸与申請書 ・在学証明書 ・村長の発行する納税証明書</p> <p>【奨学生推薦会】 ・村長が毎年委嘱する5人以内の委員で組織し、議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長が決する。</p> <p>【奨学資金の返還】 ・学校等を卒業した日から6月を経過した日の属する月の翌月から毎月5,000円以上を20年以内返還しなければならない。 ・奨学生が奨学資金の貸与を辞退し、または停止されたときは、前項に準じて返還しなければならない。 ・奨学資金には、利息を付さない。</p> <p>【返還の猶予】 ・高等学校の奨学生であった者が大学、短期大学及び専門学校に進学したとき。 ・疾病その他正当な事由によって返還が困難となったとき。</p> <p>【返還免除】 ・本人が死亡したとき。 ・奨学生が卒業後一定期間鹿島村に継続して居住したとき。 ・5年以上10年未満返還の半額免除 ・10年を超える期間は、全部の返還を免除する。</p>	新市に移行後、速やかに調整する。

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

合併協定項目6号「議会議員の定数及び任期の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成15年11月13日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【調整方針(案)】

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

- 1 新市の議会の議員の定数は34人とする。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項の規定を適用し、合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間(4年間)に限り、新市の議会の議員の定数は44人とする。
また、選挙区については、旧市町村の区域ごとに設置し、各選挙区の議員の定数は次のとおりとする。

旧川内市の区域	25人	旧樋脇町の区域	4人	旧入来町の区域	3人
旧東郷町の区域	3人	旧祁答院町の区域	3人	旧里 村の区域	1人
旧上甑村の区域	2人	旧下甑村の区域	2人	旧鹿島村の区域	1人

なお、特例適用後の一般選挙からは、選挙区は設置しない。
- 2 議員報酬の額は、川内市の例により、合併時まで調整する。
- 3 委員会の種別及び委員数は、新市の議会全員協議会において調整する。

平成 年 月 日 確認

協定項目6 資料

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

1 協定項目の要旨・留意点

議会議員の定数、任期等について検討する。

新設合併の場合は、合併関係市町村の廃止と同時に議会議員も失職するが、一定期間に限り特例措置が認められており、その適用についても検討が必要となる。

特例措置には、定数特例と在任特例がある。

2 提案の理由

関係法令に基づき、合併の効果、地域間の均衡等に配慮した内容で提案する。

3 協定(協議)先進事例

<p>(地方自治法第91条による原則適用)</p> <p>岐阜県飛騨4町村合併協議会(平成16年2月1日目標 新設合併)</p> <p>新市の議会議員の定数は、26名とする。</p> <p>旧市町村の区域に1選挙区を設け、各選挙区の定数は、次のとおりとする。</p> <p>旧宮川町区域：11名 旧河合村区域：3名 旧宮川村区域：3名 旧神岡町区域：9名</p> <p>なお、将来における議員定数及び旧市町村の区域に選挙区を設けることについては新市において協議するものとする。</p>
<p>京都府峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 (平成16年3月1日目標 新設合併)</p> <p>(1) 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第6条及び第7条の規定は適用せず、地方自治法第91条第1項及び第2項の規定に基づき、定数を30人とし新市の設置の日から50日以内に選挙を行う。</p> <p>(2) 選挙区については、全市域で1選挙区とする。</p>
<p>(市町村の合併の特例に関する法律第6条による定数特例適用)</p> <p>岐阜県郡上郡町村合併協議会(平成16年2月1日目標 新設合併)</p> <p>(1) 新市の議会の議員の定数は26人とする。ただし、市町村の合併に関する法律第6条第1項の規定を適用し、合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り新市の議会の議員の定数は30人とする。</p> <p>(2) 合併後最初に行われる選挙に係る選挙区については、旧市町村の区域をもって選挙区とし、各選挙区の議員の定数は次のとおりとする。</p> <p>八幡町の区域8人、大和町の区域4人、白鳥町の区域6人、高鷲村の区域3人 美並村の区域3人、明宝村の区域3人、和良村の区域3人</p> <p>(3) 将来における議会の議員の定数及び選挙区を設けることについては、新市において調整するものとする。</p>
<p>愛媛県東宇和・三瓶町合併協議会(平成16年4月1日目標 新設合併)</p> <p>1 新市の議会の議員の定数は、市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項を適用し31人とする。</p> <p>2 新市においては、合併前の全ての関係町の区域ごとに公職選挙法第15条第6項に規定する選挙区を設けることとし、各選挙区の定数は次のとおりとする。</p> <p>明浜町の区域 4人 宇和町の区域 10人 野村町の区域 7人 城川町の区域 4人 三瓶町の区域 6人</p> <p>3 報酬の額は、宇和町の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。</p>

<p>(市町村の合併の特例に関する法律第7条による在任特例適用)</p> <p>東京都西東京市(平成13年1月21日 新設合併)</p> <p>2市の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後2年間引き続き新市の議会の議員として在任する。</p> <p>香川県さぬき市(平成14年4月1日 新設合併)</p> <p>議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年1月間、引き続き新町の議会の議員として在任する。</p>

4 参考法令等(条文等抜粋)

地方自治法(昭和22年4月17日 法律第67号)

(市町村議会の議員の定数)

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

1.~6. (略)

7. 人口10万以上20万未満の市 34人

8.~11. (略)

3~6(略)

7 第7条第1項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村(以下本条において「設置関係市町村」という。)は、設置関係市町村が2以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が1のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。

8 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。

9 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第1項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。

10 第7項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。

(人口の定義)

第254条 この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。

公職選挙法(昭和25年4月15日 法律第100号)

(選挙の単位)

第12条

1~3(略)

4 市町村の議会の議員は、選挙区がある場合に合っては、各選挙区において、選挙区がない場合にあってはその市町村の区域において、選挙する。

(地方公共団体の議会の議員の選挙区)

第15条

1～5 (略)

6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙区につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)については、区の区域をもって選挙区とする。

7 第2項、第3項又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。

8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮してさだめることができる。

9 前各号に定めるもののほか、地方公共団体の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関し必要な事項は、政令で定める。

(一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙)

第33条

1～2 (略)

3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。

4 (略)

5 第1項から第3項までの選挙の期日は、次の各号の区分により、告示しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4)指定都市以外の市の議会の議員及び長の選挙にあつては、少なくとも7日前に

(5) (略)

公職選挙法施行令(昭和25年4月20日 政令第89号)

(人口に比例しない議員の定数)

第9条 市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合においては、関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき当該市町村の議会の議員の定数は、人口に比例しないので定めることができる。

市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年3月29日 法律第6号)

(議会の議員の定数に関する特例)

第6条 新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第91条第2項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の二倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

2～7 (略)

8 第1項、第2項又は第5項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

(議会の議員の在任に関する特例)

第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなつたときは、この限りでない。

- 一 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間
- 二 (略)

2 前項の規定は、前条第1項又は第2項の協議が成立した場合には適用しない

3 (略)

4 前条第8項の規定は、第1項又は前項において準用する同条第5項の協議について準用する。

(議会の議員の退職年金に関する特例)

第7条の2 市町村の合併の日の前日において合併関係市町村(当該市町村の合併が、市町村の区域の全部又は一部の編入を伴うものであった場合においては、当該市町村合併により編入された区域が当該市町村の合併前に属していた合併関係市町村に限る。)の議会の議員であった者(同日において当該合併関係市町村の区域に住所を有していた者に限る。)のうち、当該市町村の合併がなかったものとした場合における当該合併関係市町村の議会の議員の任期が満了すべき日(以下この項において「任期が満了すべき日」という。)前に退職し、かつ、その在任期間が12年未満である者で、当該在職期間と当該退職した日の翌日から任期が満了すべき日までの期間とを合算した期間が12年以上であるものは、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第161条第1項の規定の適用については、在職期間が12年以上であるものとみなす。

2 前項の規定の適用を受ける者に対する地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成14年法律第37号)附則第4条第1項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法第161条第2項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同項中「150分の45」とあるのは、同表の下欄に掲げる割合に読み替えるものとする。

在職期間が8年以上9年未満の者	150分の30
在職期間が9年以上10年未満の者	150分の33
在職期間が10年以上11年未満の者	150分の37
在職期間が11年以上12年未満の者	150分の41

5 今後の協議スケジュール

- 平成15年11月25日 各市町村協議回答
- 平成15年12月6日 (幹事会一次協議)
- 平成15年12月18日 (幹事会二次協議)
- 平成15年12月24日 協議会確認

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	6 議会議員の定数及び任期の取扱い	専門部会名	議会・監査専門部会																																																																																																														
調整方針	<p>新市の議会の議員の定数は、34人とする。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項の規定を適用し、合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間(4年間)に限り、新市の議会の議員の定数は44人とする。</p> <p>また、選挙区については、旧市町村ごとに設置し、各選挙区の議員の定数は次のとおりとする。</p> <p>旧川内市の区域 25人 旧樋脇町の区域 4人 旧入来町の区域 3人 旧東郷町の区域 3人 旧祁答院町の区域 3人 旧里村の区域 1人 旧上甑村の区域 2人 旧下甑村の区域 2人 旧鹿島村の区域 1人</p> <p>なお、特例適用後の一般選挙からは、選挙区は設置しない。</p>																																																																																																																
項目	調整項目の内容																																																																																																																
議員定数及び任期	<p>1 基本的事項</p> <p>(1) 議員定数 議員の定数は、地方自治法第91条の規定に基づき、人口を基準に定めることとされている。 ここでいう人口とは、官報で公示された最近の国勢調査人口又はこれに準ずる全国的な人口調査結果に基づく人口のことであり、いわゆる「住民基本台帳人口」とは異なる。 (人口の定義：地方自治法第254条) なお、平成11年の地方分権一括法による改正で、平成15年1月1日からは左下表の人数を上限として、条例により議員定数を定めることとなった。</p> <table border="1" data-bbox="320 746 768 1177"> <thead> <tr> <th>人口段階</th> <th>法定上限数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2千未満の町村</td><td>12</td></tr> <tr><td>2千以上5千未満の町村</td><td>14</td></tr> <tr><td>5千以上1万未満の町村</td><td>18</td></tr> <tr><td>1万以上2万未満の町村</td><td>22</td></tr> <tr><td>5万未満の市及び2万以上の町村</td><td>26</td></tr> <tr><td>5万以上10万未満の市</td><td>30</td></tr> <tr><td>10万以上20万未満の市</td><td>34</td></tr> <tr><td>20万以上30万未満の市</td><td>38</td></tr> <tr><td>30万以上50万未満の市</td><td>46</td></tr> <tr><td>50万以上90万未満の市</td><td>56</td></tr> <tr><td>90万以上の市</td><td>50万を超える数が40万を増すごとに8人を56人に加えた数(96人が上限)</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="887 754 1805 858"> <caption>平成12年国勢調査人口 (単位：人)</caption> <thead> <tr> <th>川内市</th> <th>樋脇町</th> <th>入来町</th> <th>東郷町</th> <th>祁答院町</th> <th>里村</th> <th>上甑村</th> <th>下甑村</th> <th>鹿島村</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>73,236</td> <td>7,951</td> <td>6,454</td> <td>5,978</td> <td>4,625</td> <td>1,517</td> <td>2,008</td> <td>2,803</td> <td>892</td> <td>105,464</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="887 903 1928 1139"> <caption>各市町村の議会議員の定数及び任期の状況(平成15年10月1日現在) (単位：人)</caption> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>川内市</th> <th>樋脇町</th> <th>入来町</th> <th>東郷町</th> <th>祁答院町</th> <th>里村</th> <th>上甑村</th> <th>下甑村</th> <th>鹿島村</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法定定数</td> <td>30</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>14</td> <td>12</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>12</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>条例定数</td> <td>28</td> <td>16</td> <td>16</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>12</td> <td>10</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>現員数</td> <td>27</td> <td>16</td> <td>16</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>12</td> <td>10</td> <td>129</td> </tr> <tr> <td>任期満了日</td> <td>H17.6.9</td> <td>H19.4.29</td> <td>H16.5.24</td> <td>H19.4.29</td> <td>H19.4.29</td> <td>H19.4.29</td> <td>H19.4.29</td> <td>H18.12.9</td> <td>H17.5.9</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>合併時の残任期間</td> <td>8月</td> <td>2年6月</td> <td>3年7月</td> <td>2年6月</td> <td>2年6月</td> <td>2年6月</td> <td>2年6月</td> <td>2年2月</td> <td>7月</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 地方自治法による原則と合併特例法による特例</p> <p>原則 議員の身分については、新設合併の場合、旧市町村の法人格は滅失することになり、新たに法人格をもった新市が地方自治法第91条の規定により、合併市町村の人口に基づいて新定数を算定し、条例を制定する必要がある。この場合、地方自治法第7条第6項の市町村の設置の告示による市町村の設置の日から50日以内に、同法91条第2項による合併市町村の人口に基づき算出された定数に基づき、新市の議会議員の選挙を行うこととなる。(公職選挙法第33条第3項、117条)</p> <p>原則に対する合併特例法で規定する特例は次頁に記載</p>			人口段階	法定上限数	2千未満の町村	12	2千以上5千未満の町村	14	5千以上1万未満の町村	18	1万以上2万未満の町村	22	5万未満の市及び2万以上の町村	26	5万以上10万未満の市	30	10万以上20万未満の市	34	20万以上30万未満の市	38	30万以上50万未満の市	46	50万以上90万未満の市	56	90万以上の市	50万を超える数が40万を増すごとに8人を56人に加えた数(96人が上限)	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甑村	下甑村	鹿島村	計	73,236	7,951	6,454	5,978	4,625	1,517	2,008	2,803	892	105,464	市町村名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甑村	下甑村	鹿島村	計	法定定数	30	18	18	18	14	12	14	14	12	150	条例定数	28	16	16	14	14	10	10	12	10	130	現員数	27	16	16	14	14	10	10	12	10	129	任期満了日	H17.6.9	H19.4.29	H16.5.24	H19.4.29	H19.4.29	H19.4.29	H19.4.29	H18.12.9	H17.5.9	-	合併時の残任期間	8月	2年6月	3年7月	2年6月	2年6月	2年6月	2年6月	2年2月	7月	-
人口段階	法定上限数																																																																																																																
2千未満の町村	12																																																																																																																
2千以上5千未満の町村	14																																																																																																																
5千以上1万未満の町村	18																																																																																																																
1万以上2万未満の町村	22																																																																																																																
5万未満の市及び2万以上の町村	26																																																																																																																
5万以上10万未満の市	30																																																																																																																
10万以上20万未満の市	34																																																																																																																
20万以上30万未満の市	38																																																																																																																
30万以上50万未満の市	46																																																																																																																
50万以上90万未満の市	56																																																																																																																
90万以上の市	50万を超える数が40万を増すごとに8人を56人に加えた数(96人が上限)																																																																																																																
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甑村	下甑村	鹿島村	計																																																																																																								
73,236	7,951	6,454	5,978	4,625	1,517	2,008	2,803	892	105,464																																																																																																								
市町村名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甑村	下甑村	鹿島村	計																																																																																																							
法定定数	30	18	18	18	14	12	14	14	12	150																																																																																																							
条例定数	28	16	16	14	14	10	10	12	10	130																																																																																																							
現員数	27	16	16	14	14	10	10	12	10	129																																																																																																							
任期満了日	H17.6.9	H19.4.29	H16.5.24	H19.4.29	H19.4.29	H19.4.29	H19.4.29	H18.12.9	H17.5.9	-																																																																																																							
合併時の残任期間	8月	2年6月	3年7月	2年6月	2年6月	2年6月	2年6月	2年2月	7月	-																																																																																																							

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	6 議会議員の定数及び任期の取り扱い	専門部会名	議会・監査専門部会																														
調整方針																																	
項目	調整項目の内容																																
議員定数及び任期	<p>定数特例(特例法第6条第1項) 市町村の合併後最初に行われる選挙(設置選挙)により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、地方自治法第91条第1項に規定する定数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を増加することができる。 なお、この場合でも、公職選挙法第15条第6項の規定により、合併後の市町村の区域内に複数の選挙区を置くことは可能である。この場合、選挙区ごとの定数配分は原則として人口に比例して定めることができる。</p> <p>在任特例(特例法第7条第1項) 合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、市町村の合併後2年を越えない範囲で、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。</p> <p>新設合併の場合は、定数特例または在任特例のいずれかを適用することができるが、これらの特例は、合併市町村の議員の定数が合併関係市町村の議員の定数の総和に比べて大幅に減少する場合が多いことから、激変緩和のために設けられているものである。 特例の適用の有無やその内容については、合併関係市町村が協議を行う必要があり、この協議には合併関係市町村の議会の議決を経るものとされその協議が成立したときは、合併関係市町村は直ちにその内容を告示しなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">地方自治法原則</th> <th colspan="2">定数特例</th> <th colspan="2">在任特例</th> </tr> <tr> <th>メリット</th> <th>デメリット</th> <th>メリット</th> <th>デメリット</th> <th>メリット</th> <th>デメリット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議員数が34名以内になることから、議会運営のスリム化、効率化が図られるとともに、議員報酬などの経費面においても合併の効果が期待できる。</td> <td>議員数の激変により、住民の声が届きにくくなり、議員・議会が住民意識から乖離する恐れがある。 また、議員は設置選挙で選出されることとなり議員の交代によって、新市への円滑な移行の障害になることも考えられる。</td> <td>議員数の激減緩和により旧市町村の地域の声が新市の施策に反映されることが期待される。 比較的人口の少ない地域でも議員を選出できる可能性がある。</td> <td>議員数の増加により、既存の議場では対応ができな い。 また、議員報酬等多大な経費の支出が生じる。 議会の意思決定スピードが低下する。</td> <td>旧市町村の議員全員が新市の施行に関わることにより、旧市町村の地域の声が反映されることになり、新市への移行が円滑になされる。(新市議会での発言権が強化される。)</td> <td>議員数の増加により、既存の議場では対応ができな い。 また、議員報酬等多大な経費の支出が生じる。 議会の意思決定スピードが低下する。</td> </tr> <tr> <th colspan="2">その他考えられる事項</th> <th colspan="4">その他考えられる事項</th> </tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ・特別職は失職するが、議会議員のみ特例を適用すると住民の理解が得られない。 ・小数になることで、議員一人ひとりの活動による影響力が強くなる。 ・選りすぐりの議会となる可能性がある。 </td> <td colspan="4"> <ul style="list-style-type: none"> ・原則適用すれば、議員不在の町村が出る可能性がある。(市町村長が失職するからこそ逆に議員は必要である。) ・地域の代表的要素が強くなり、細かなところまで目が届く。 ・多様な意見交換により、住民意識に近づく。 </td> </tr> </tbody> </table>			地方自治法原則		定数特例		在任特例		メリット	デメリット	メリット	デメリット	メリット	デメリット	議員数が34名以内になることから、議会運営のスリム化、効率化が図られるとともに、議員報酬などの経費面においても合併の効果が期待できる。	議員数の激変により、住民の声が届きにくくなり、議員・議会が住民意識から乖離する恐れがある。 また、議員は設置選挙で選出されることとなり議員の交代によって、新市への円滑な移行の障害になることも考えられる。	議員数の激減緩和により旧市町村の地域の声が新市の施策に反映されることが期待される。 比較的人口の少ない地域でも議員を選出できる可能性がある。	議員数の増加により、既存の議場では対応ができな い。 また、議員報酬等多大な経費の支出が生じる。 議会の意思決定スピードが低下する。	旧市町村の議員全員が新市の施行に関わることにより、旧市町村の地域の声が反映されることになり、新市への移行が円滑になされる。(新市議会での発言権が強化される。)	議員数の増加により、既存の議場では対応ができな い。 また、議員報酬等多大な経費の支出が生じる。 議会の意思決定スピードが低下する。	その他考えられる事項		その他考えられる事項				<ul style="list-style-type: none"> ・特別職は失職するが、議会議員のみ特例を適用すると住民の理解が得られない。 ・小数になることで、議員一人ひとりの活動による影響力が強くなる。 ・選りすぐりの議会となる可能性がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・原則適用すれば、議員不在の町村が出る可能性がある。(市町村長が失職するからこそ逆に議員は必要である。) ・地域の代表的要素が強くなり、細かなところまで目が届く。 ・多様な意見交換により、住民意識に近づく。 			
地方自治法原則		定数特例		在任特例																													
メリット	デメリット	メリット	デメリット	メリット	デメリット																												
議員数が34名以内になることから、議会運営のスリム化、効率化が図られるとともに、議員報酬などの経費面においても合併の効果が期待できる。	議員数の激変により、住民の声が届きにくくなり、議員・議会が住民意識から乖離する恐れがある。 また、議員は設置選挙で選出されることとなり議員の交代によって、新市への円滑な移行の障害になることも考えられる。	議員数の激減緩和により旧市町村の地域の声が新市の施策に反映されることが期待される。 比較的人口の少ない地域でも議員を選出できる可能性がある。	議員数の増加により、既存の議場では対応ができな い。 また、議員報酬等多大な経費の支出が生じる。 議会の意思決定スピードが低下する。	旧市町村の議員全員が新市の施行に関わることにより、旧市町村の地域の声が反映されることになり、新市への移行が円滑になされる。(新市議会での発言権が強化される。)	議員数の増加により、既存の議場では対応ができな い。 また、議員報酬等多大な経費の支出が生じる。 議会の意思決定スピードが低下する。																												
その他考えられる事項		その他考えられる事項																															
<ul style="list-style-type: none"> ・特別職は失職するが、議会議員のみ特例を適用すると住民の理解が得られない。 ・小数になることで、議員一人ひとりの活動による影響力が強くなる。 ・選りすぐりの議会となる可能性がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・原則適用すれば、議員不在の町村が出る可能性がある。(市町村長が失職するからこそ逆に議員は必要である。) ・地域の代表的要素が強くなり、細かなところまで目が届く。 ・多様な意見交換により、住民意識に近づく。 																															

協定項目	6 議会議員の定数及び任期の取り扱い	専門部会名	議会・監査専門部会																		
調整方針																					
項目	調整項目の内容																				
議員定数及び任期	<p>(3)選挙区の設定 公職選挙法第12条第4項、第15条第6項の規定により、政令指定都市以外の市町村の議会の議員については、原則として選挙区を設けず、その区域の全部を1選挙区として選挙を行うことになるが、特に必要があるときは、条例で選挙区を設けることができる。 その場合は、同法第15条第7項に基づき、行政区画、衆議院議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して、合理的に行うこととなる。「特に必要がある」とときは、例えば、市町村合併によって地域が広大になっていることなどが考えられるが、各市町村の実情に応じて判断するものとしている。（昭和22年11月29日行政実例）</p> <p>参考 1市町村内に選挙区を設けている市町村（政令指定都市を除く）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>議員数</th> <th>選挙区数</th> <th>選挙区設置の主な理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和歌山県高野町</td> <td>15名</td> <td>2</td> <td>S33.5の合併により申し合わせた</td> </tr> <tr> <td>長崎県崎戸町</td> <td>12名</td> <td>3</td> <td>島しょ部があるため（4有人島、7無人島）</td> </tr> </tbody> </table> <p>複数選挙区から単一選挙区へ変更した市町村</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>変更前</th> <th>変更理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛媛県中島町</td> <td>・6つの有人島と22の無人島からなる町 ・4選挙区を設置</td> <td>議員自ら住民より意見を聞き、また、町としてアンケートを行って、住民の意見を聞くなどした結果、2001年3月に「2003年4月の統一選からは1選挙区とする」条例を制定した。</td> </tr> </tbody> </table> <p>新設合併の場合、選挙区の設定は、地方自治法施行令第1条の2の規定による職務執行者の専決処分により行うこととなる。（昭和27年4月1日行政実例） 選挙区別定数は、人口に比例して条例で定めなければならないが（公選法第15条第8項）、特別の事情があるときは、概ね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。（公選法第15条第8項ただし書き） また、市町村の廃置分合又は境界変更があったときは、関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を編入した選挙区については、人口に比例しないで定めることができる。（公選令第9条）ただし、この特例を適用する場合は、適用期間が次のとおり限られているものと解されるので注意が必要である。（昭和29年2月17日、昭和29年3月30日、昭和30年2月16日行政実例）</p> <p>ア)議員の定数や任期の特例を選択しない場合 ・設置選挙から次の一般選挙の前まで（当該一般選挙には適用できない。以下同じ。）</p> <p>イ)定数特例を選択した場合 ・設置選挙から次の一般選挙の前まで</p> <p>ウ)在任特例を選択した場合 ・合併後最初の一般選挙の前まで</p>			市町村名	議員数	選挙区数	選挙区設置の主な理由	和歌山県高野町	15名	2	S33.5の合併により申し合わせた	長崎県崎戸町	12名	3	島しょ部があるため（4有人島、7無人島）	市町村名	変更前	変更理由	愛媛県中島町	・6つの有人島と22の無人島からなる町 ・4選挙区を設置	議員自ら住民より意見を聞き、また、町としてアンケートを行って、住民の意見を聞くなどした結果、2001年3月に「2003年4月の統一選からは1選挙区とする」条例を制定した。
市町村名	議員数	選挙区数	選挙区設置の主な理由																		
和歌山県高野町	15名	2	S33.5の合併により申し合わせた																		
長崎県崎戸町	12名	3	島しょ部があるため（4有人島、7無人島）																		
市町村名	変更前	変更理由																			
愛媛県中島町	・6つの有人島と22の無人島からなる町 ・4選挙区を設置	議員自ら住民より意見を聞き、また、町としてアンケートを行って、住民の意見を聞くなどした結果、2001年3月に「2003年4月の統一選からは1選挙区とする」条例を制定した。																			

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	6 議会議員の定数及び任期の取り扱い											専門部会名				議会・監査専門部会				
調整方針	・ 議員報酬、費用弁償等については、川内市の例により、合併時まで調整する。																			
項目	調整項目の内容																			
議員報酬等	報酬等 (単位：月額：円、年額千円)																			
区分	川内市		樋脇町		入来町		東郷町		祁答院町		里村		上甞村		下甞村		鹿島村		計	
	月額	年額	月額	年額	月額	年額	月額	年額	月額	年額	月額	年額	月額	年額	月額	年額	月額	年額	月額	年額
議長	486,000	5,832	308,000	3,696	308,000	3,696	308,000	3,696	308,000	3,696	303,600	3,644	309,600	3,715	303,600	3,644	303,600	3,644	-	35,263
副議長	431,000	5,172	253,400	3,041	253,400	3,041	253,400	3,041	253,400	3,041	249,800	2,998	254,800	3,058	249,800	2,998	249,800	2,998	-	29,388
議員	403,000	125,736	230,400	38,708	230,400	38,708	230,400	33,178	230,400	33,178	227,100	21,802	231,600	22,234	227,100	27,252	227,100	21,802	-	362,598
小計	-	136,740	-	45,445	-	45,445	-	39,915	-	39,915	-	28,444	-	29,007	-	33,894	-	28,444	-	427,249
期末手当	-	45,865	-	15,244	-	14,581	-	13,389	-	13,389	-	9,126	-	9,307	-	10,875	-	9,126	-	140,902
計	-	182,605	-	60,689	-	60,026	-	53,304	-	53,304	-	37,570	-	38,314	-	44,769	-	37,570	-	568,151
費用弁償																				
区分	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甞村	下甞村	鹿島村											
市町村内	車賃	37円/km	37円/km	-	-	実費	-	-	実費	実費										
	日当	3,000円	1,100円	950円	800円	1,100円	1,100円	1,000円	1,000円	2,000円										
	宿泊料	-	-	-	-	-	-	-	5,500円	8,000円										
市町村外	鉄道賃	実費	実費	実費	実費 グリーンA	片道150km以上 特別料金	県内 2等 県外 1等	実費	実費	実費										
	車賃	37円/km	37円/km	実費	37円/km	37円/km	実費あるいは 37円/km	37円/km	実費	実費										
	日当	3,000円	2,200円	1,900円	2,200円	2,200円	2,200円	2,000円	2,000円	2,000円										
	宿泊料	県内 13,300円 県外 14,800円	県内 9,500円 県外 12,500円	県内 9,500円 県外 12,500円	県内 9,500円 県外 12,500円	県内 9,500円 県外 12,500円	県内 9,500円 県外 12,500円	県内 9,500円 県外 12,500円	8,000円	県内 8,000円 県外 11,000円	県内 9,700円 県外 11,200円									

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	6 議会議員の定数及び任期の取り扱い	専門部会名	議会・監査専門部会							
調整方針	・委員会の種別及び委員数は、新市の議会全員協議会において調整する。									
項目	調整項目の内容									
委員会種別 及び委員数	常任委員会の状況									
	区分	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甑村	下甑村	鹿島村
	常任委員会数	4	3	3	2	2	2	2	2	2
	構成及び委員数	総務文教 7	総務 6	総務 6	総務 7	総務 7	総務 5	総務 5	総務 6	総務 5
		企画経済 7	文教厚生 5	文教厚生 5	経済建設 7	経済 7	経済 5	経済 5	経済建設 6	産業建設 5
		保健福祉 7	経済建設 5	経済建設 5						
	建設水道 7									
	常任委員会の任期	2年	2年	2年	2年	2年	4年	2年	2年	4年
	議会運営委員会の状況									
	区分	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甑村	下甑村	鹿島村
委員の選任方法	2人以上の会派からドント方式にて選任（議長のほか副議長、無会派議員はオブザーバー）	副議長と各常任委員会から委員長、副委員長が選任（議長はオブザーバー）	議長はオブザーバー	議長はオブザーバー	議長はオブザーバー	副議長と各常任委員会から委員長、副委員長が選任	議長はオブザーバー	議長はオブザーバー	議長はオブザーバー	
委員数	8	7	4	5	5	5	5	5	4	
任期	2年	2年	2年	2年	2年	4年	2年	2年	4年	

提案第49号

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

合併協定項目7号「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成15年11月13日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【調整方針(案)】

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

1. 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。
 - (1) 新市に川内市・樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町の1市4町の区域、里村・上甑村・下甑村・鹿島村の4村を区域とする2つの農業委員会を置く。
 - (2) 新市の農業委員会の選挙による委員の定数については、1市4町の区域は38人、4村の区域は10人とする。ただし、合併時に農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第3項の規定を適用し、平成17年4月30日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
 - (3) 選挙区設置等については、新市に移行後、速やかに協議する。
2. 農業委員会の運営等については、次のとおりとする。
 - (1) 農業委員会の運営については、合併時までに、具体的な調整を行うこととする。
 - (2) 諸証明手数料については、合併時までに、新たに制度等を制定する。

平成 年 月 日 確認

協定項目7号 資料

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

1. 協議項目の要旨・留意点

農業委員会委員の定数及び任期等の取扱いについて検討する。
農業委員会委員の報酬額等については、特別職の身分の取扱いにより、別途協議する。
関連資料については、別紙のとおり。

2. 提案の理由

島嶼部を抱えているという特異性により、1つの農業委員会では総会、現地調査等困難をきたすことが予想される。また、4村区域単独では選挙区設置も不可能であり委員不在となる恐れがあるため、2つの農業委員会を設置する内容で提案する。

農業委員の失職や農業委員会の設置されない空白期間の発生により、総会や現地調査もできないことにより許認可事務等について、住民サービスの低下を招くため、合併特例法を適用する内容で提案する。

3. 協定（協議）先進事例

兵庫県篠山市（平成11年4月1日 新設合併）

農業委員会については、合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間、引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。

東京都西東京市（平成13年1月21日 新設合併）

農業委員会委員の定数及び任期については、新市に1つの農業委員会を置き、2市の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

埼玉県さいたま市（平成13年5月1日 新設合併）

3市の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

岐阜県郡上郡町村合併協議会（平成16年3月1日目標 新設合併）

- (1) 新市に八幡町・美並村・明宝村・和良村の区域、大和町・白鳥町・高鷲村を区域とした2つの農業委員会を置く。
- (2) 7町村の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第3項の規定を適用し、合併後1年間従前の委員が引き続き新市の農業委員会委員として在任する。

4. 参考法令等（条文等抜粋）

1. 農業委員会の数

農業委員会等に関する法律

（設置）

第3条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。

2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

3 前項の規定によりその区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置いた市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会の区域を変更することができる。

農業委員会等に関する法律施行令

（2以上の農業委員会を置くことができる市町村）

第1条の3 法第3条第2項の政令で定める市町村は、その区域の面積が24,000ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が7,000ヘクタールを超える市町村とする。

2. 選挙による委員の定数

農業委員会等に関する法律

（選挙による委員）

第7条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、10人から40人までの間で条例で定める。

2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

農業委員会等に関する法律施行令

（選挙による委員の定数の基準）

第2条の2 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

	区 分	定数の基準
1	(1) その区域内の農地面積が、1,300ヘクタール以下の農業委員会 (2) 10アール(北海道にあつては、30アール)以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人(農地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)の数の合計数(以下「基準農業者数」という。)が1,100以下の農業委員会	20人以下
2	1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人以下

3	その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える農業委員会	40人以下
---	---------------------------------------------------	-------

3. 選挙による委員の任期

農業委員会等に関する法律

(委員の任期)

第15条 選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなったときはそのなくなった日の翌日から、それぞれ起算する。

市町村の合併の特例に関する法律

(農業委員会の委員の任期等に関する特例)

第8条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては80を超えず10を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては40を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

- (1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間
 - (2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間
- 2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第7条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。
 - 3 農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定により合併市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第35条第1項の規定により地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第34条の規定の適用がある場合を除いて、前2項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。
 - 4 第6条第8項の規定は、第1項の協議について準用する。

4. 選挙区

農業委員会等に関する法律

(選挙の単位)

- 第10条の2 農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。
- 2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、当該農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設けることができる。
- 3 前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。
- 4 第2項の規定により農業委員会の委員の選挙につき選挙区が設けられた場合において、選挙人の所属の選挙区は、その住所による。

(境界の変更の場合の特例)

第34条 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

農業委員会等に関する法律施行令

(選挙区の基準)

第5条 法第10条の2第2項の規定により農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設ける場合には、その分けて設けられるすべての選挙区につき、その区域内の農地面積が500ヘクタール以上となるか、又は基準農業者数が600以上となるようにしなければならない。

5. 選任による委員の定数及び任期

農業委員会等に関する法律

(選任による委員)

- 第12条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。
- (1) 農林水産省令で定める農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事（経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員）各1人
 - (2) 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者5人以内

(委員の任期)

第15条

- 4 第12条の規定により選任された委員は、一般選挙により選挙された委員の任期満了の日（選挙された委員の全員がすべてなくなつたときは、そのなくなつた日）まで在任

する。

- 5 第12条の規定により選任された委員のうち団体の推薦に係るものは、当該委員を推薦した団体の理事（経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員）でなくなつたときは、前項の規定にかかわらず、その職を失う。

5 今後の協議スケジュール

平成15年11月25日	各市町村協議回答
平成15年12月6日	（幹事会一次協議）
平成15年12月18日	（幹事会二次協議）
平成15年12月24日	協議会確認

新市の農業委員会委員の定数及び任期等の選択肢

農業委員会の区分	旧市町村の農業委員会	特例の有無	委員の区分	選任方法等	定数	任期	根拠法令
新市に1つの農業委員会を置く場合	旧市町村の農業委員会は消滅する。	原則の1	選挙による委員	全員失職する。新市設置の日から50日以内に選挙を行う。 (設置選挙)	政令で定める基準に従って10人から40人までの間で条 例で定める数。	3年(一般選挙の日から起算する)。	農委法第3条第1項(設置)、第7条第1項(定数)、第15条第1項(委員の任期)、農委法施行令第2条の2第1項(選挙による委員の定数の基準)
			選任による委員	全員失職する。合併後速やかに市長が選任する。	農業協同組合、農業共済組合が推薦した理事各1人。議会が推薦した識見を有する者5人以内。	上記の委員の任期満了の日まで。	農委法第12条(定数)、第15条第4項(委員の任期)
		合併特例法の1	選挙による委員	旧市町村の委員が引き続き在任する。 (在任特例)	9市町村の協議により10人から80人の範囲内で定める数。	合併後1年を超えない範囲内で協議により定める期間。	合併特例法第8条第1項、第2項(農業委員会の委員の任期等に関する特例)
			選任による委員(特例なし)	全員失職する。合併後速やかに市長が選任する。	農業協同組合、農業共済組合が推薦した理事各1人。議会が推薦した識見を有する者5人以内。	上記の委員の任期満了の日まで。	農委法第12条(定数)、第15条第4項(委員の任期)
新市の区域を分けて2つ以上の農業委員会を置く場合(市の面積が24,000ha以上、又は農地面積が7,000ha以上である場合)	旧市町村の農業委員会は消滅する。	原則の2	選挙による委員	全員失職する。新市設置の日から50日以内に選挙を行う。 (各委員会ごとに設置選挙)	政令で定める基準に従って10人から40人までの間で条 例で定める数。	3年(一般選挙の日から起算する)。	農委法第3条第2項(設置)、第7条第1項(定数)、第15条第1項(委員の任期)、農委法施行令第2条の2第1項(選挙による委員の定数の基準)
			選任による委員	全員失職する。合併後速やかに市長が選任する。	農業協同組合、農業共済組合が推薦した理事各1人。議会が推薦した識見を有する者5人以内。	上記の委員の任期満了の日まで。	農委法第12条(定数)、第15条第4項(委員の任期)
		合併特例法の2	選挙による委員	旧市町村の委員が引き続き在任する。 (各委員会ごとに在任特例)	9市町村の協議により10人から80人の範囲内で定める数。	合併後1年を超えない範囲内で協議により定める期間。	合併特例法第8条第1項、第3項(農業委員会の委員の任期等に関する特例)
			選任による委員(特例なし)	全員失職する。合併後速やかに市長が選任する。	農業協同組合、農業共済組合が推薦した理事各1人。議会が推薦した識見を有する者5人以内。	上記の委員の任期満了の日まで。	農委法第12条(定数)、第15条第4項(委員の任期)
旧市町村の区域で8つの農業委員会を置く場合(市の面積が24,000ha以上、又は農地面積が7,000ha以上である場合)	旧市町村の農業委員会はそのまま存続する。	農委法の1	選挙による委員	旧市町村の委員が引き続き在任する。	従来の定数。	従来の任期。	農委法第34条第1項(境界の変更の場合の特例)
			選任による委員	旧市町村の委員が引き続き在任する。	従来の定数。	従来の任期。	農委法第34条第1項(境界の変更の場合の特例)

法令名 農委法:農業委員会等に関する法律、農委法施行令:農業委員会等に関する法律施行令、合併特例法:市町村の合併の特例に関する法律

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	【農業委員会の数・選挙による委員の定数及び任期】	産業経済部会 農業委員会分科会
調整方針(案)	1. 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。 (1) 新市に川内市・樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町の1市4町の区域、里村・上甌村・下甌村・鹿島村の4村を区域とする2つの農業委員会を置く。 (2) 新市の農業委員会の選挙による委員の定数については、1市4町の区域は38人、4村の区域は10人とする。ただし、合併時に農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第3項の規定を適用し、平成17年4月30日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。 (3) 選挙区設置等については、新市に移行後、速やかに協議する。		

1. 農業委員会の数

・現在の区域面積及び農地面積

区分	1市4町						4村					総合計	備考
	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	計	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	計		
区域面積 (ha)	26,544	6,418	7,238	8,015	8,256	56,471	1,731	3,511	5,762	868	11,872	68,343	平成13年10月1日現在
農地面積 (ha)	2,360	827	726	583	796	5,292	96	83	130	20	329	5,621	2000年農林業センサスに基づいた14年度調査による

2. 選挙による委員数

現在の選挙による委員数

区分	1市4町						4村					総合計
	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	計	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	計	
公選委員数(人)	20 (20)	10 (10)	9 (10)	10 (10)	10 (10)	59 (60)	8 (10)	10 (10)	10 (10)	-	28 (30)	87 (90)

平成14年4月1日現在 ()は定数

3. 選挙による委員の任期

区分	1市4町					4村			
	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
任期	平成14年7月20日 ~ 平成17年7月19日	平成14年7月20日 ~ 平成17年7月19日	平成14年7月20日 ~ 平成17年7月19日	平成14年7月20日 ~ 平成17年7月19日	平成15年7月20日 ~ 平成18年7月19日	平成14年7月20日 ~ 平成17年7月19日	平成14年7月20日 ~ 平成17年7月19日	平成14年7月20日 ~ 平成17年7月19日	-

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	[選挙区・選任による委員の定数及び任期]	産業経済部会 農業委員会分科会
調整方針(案)			

4. 選挙区

区分	1市4町						4村				総合計	備考	
	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	計	里村	上甑村	下甑村	鹿島村			計
農地面積 (ha)	2,360	827	726	583	796	5,292	96	83	130	20	329	5,621	2000年農林業センサスを 基にした14年度調査によ る
基準農業者数 (人)	4,373	1,558	1,219	982	899	9,031	77	35	343	0	455	9,486	平成15年4月1日現在
選挙区の設定	可	可	可	可	可	可	不可	不可	不可	不可	不可	-	

5. 選任による委員の定数及び任期

現在の選任委員の定数

区分	1市4町						4村				総合計		
	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	計	里村	上甑村	下甑村	鹿島村		計	
選任委員	農業協同組合	1	1	1	1	1	5	0	1	0	-	1	6
	農業共済組合	1	1	1	1	1	5	0	0	0	-	0	5
	議会	3	2	3	2	4	14	1	1	1	-	3	17
	合計	5	4	5	4	6	24	1	2	1	-	4	28

1市4町の区域は、さつま川内農業協同組合・さつま農業協同組合及び北薩農業共済組合。4村の区域は、さつま川内農業協同組合及び北薩農業共済組合。 [平成15年4月1日現在]

現在の選任委員の任期

農業委員会等に関する法律第15条第4項により、選任された委員は、一般選挙により選挙された委員の任期満了の日(選挙された委員の全員がすべてなくなったときは、そのなくなった日)まで在任する。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い					【農業委員会の運営】	産業経済部会 農業委員会分科会
調整方針(案)	<ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会の運営については、合併時までに、具体的な調整を行うこととする。 ・諸証明手数料については、合併時までに、新たに制度等を制定する。 						
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町		
農業委員会総会の開催	・開催日 毎月下旬 28日基準 年12回 午前10時開催	・開催日 毎月25日基準 年12回 午前9時30分開催。	・開催日 毎月28日基準 年12回 午前9時30分開催	・開催日 毎月下旬24日基準 年12回 午後1時30分開催	・開催日 毎月20日前後 年12回 午前10時開催		
運営委員会の開催	必要により随時 平成13年度 3回開催						
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・総会 農地転用等許認可協議等、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定・移転、農地法3・4・5条に基づく許認可、農業振興地域整備計画の変更協議等々、農政に関すること。 ・議案書作成及び委員会開催通知・告示。 ・会議録の縦覧・告示。 ・総会議事録の作成。 ・農用地利用集積計画の告示及び通知。 ・その他の法令に基づく業務。 						
農業委員会費交付金	・農業委員会費交付金 平成13年度 9,384千円	・農業委員会費交付金 平成13年度 3,637千円	・農業委員会費交付金 平成13年度 3,209千円	・農業委員会費交付金 平成13年度 3,128千円	・農業委員会費交付金 平成13年度 3,531千円		
農業委員会研修	・視察研修 3年に2回(九州外研修と九州内研修を1回づつ実施)	・視察研修 改選の翌年に県外視察実施	・視察研修 3年に1回 九州外研修、3年に1回 県外研修	・視察研修 1年目 県内(1泊2日)、2年目 九州内(1泊2日)、3年目 九州外(2泊3日)	・県外研修 任期中1回(町補助金) ・自主研修 任期中1回(自費)		
事務局体制	・事務局長 1名、補佐(係長兼務)1名 係長1名、主査 2名、主事 2名、計 7名	・事務局長 1名、農地係長 1名、主事 1名、計 3名	・事務局長 1名、係長 1名、臨時職員 1名、計 3名	・事務局長 1名、主事 1名、筆耕 1名、計 3名	・事務局長 1名、係長 1名、臨時 1名、計 3名		
諸証明手数料	なし						
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	課題・問題点		
農業委員会の開催	・開催日 年6回開催 開催月の25日前後 午前10時開催	・開催日 年10回開催(月下旬) 午前9時開催	・開催日 毎月総会を開催(21日前後)	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・合併による広域化に伴う農地・農政部会の設置が必要になるのではないか。 ・定例総会の開催をどのようにするのか。(開催場所・時間等の問題) ・1つの農業委員会を設置するとなった場合に甌島の委員の参加をどうするのか。 ・農地関係に係る諸手数料(買受適格証明・農地転用受理証明・転用事実証明・耕作証明・非農地証明等)は、現在、下甌のみ非農地証明について徴収しているが他市町村が実施していないため、他手数料との不公平感を与えないために新市での制度制定が必要である。 		
運営委員会の開催							
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・総会 農地転用等許認可協議等、農業経営基盤強化促進法に基づく(利用権設定・移転、農地法3・4・5条に基づく許認可、農業振興地域整備計画の変更協議等々、農政に関すること。 ・議案書作成及び委員会開催通知・告示。 ・会議録の縦覧・告示。 ・総会議事録の作成。 ・農用地利用集積計画の告示及び通知。 ・その他の法令に基づく業務。 						
農業委員会費交付金	・農業委員会費交付金 平成13年度 1,487千円	・農業委員会費交付金 平成13年度 1,439千円	・農業委員会費交付金 平成13年度 1,508千円				
農業委員会研修	・視察研修 年1回県内研修	・視察研修 年に1回県内の先進地を視察実施					
事務局体制	・事務局長(経済課長兼務) 1名、書記(産業振興係長) 1名、計 2名	・事務局長(産業振興課長兼務) 1名、書記(産業振興課主幹兼務) 1名、計 2名	・事務局長(経済課長兼務) 1名、書記(農政係長兼務) 1名、計 2名				
諸証明手数料	なし						
			非農地証明 200円				

提案第50号

一部事務組合等の取扱い(その2)について

合併協定項目13号「一部事務組合等の取扱い(その2)」について、次のとおり提案する。

平成15年11月13日

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針(案) 】

一部事務組合等の取扱い(その2)について

- 1 薩摩郡東部衛生処理組合の構成団体である入来町と祁答院町については、当該組合及び構成団体との協議を行い、次のいずれかによることとする。
 - (1) 入来町・祁答院町は、合併の日の前日に当該組合を脱退し、新市において旧入来町・祁答院町の区域を対象に合併の日に当該組合に新たに加入する。
 - (2) 入来町・祁答院町は、合併の日の前日に当該組合を脱退し、新市において旧入来町・祁答院町の区域を当該組合に委託する。財産及び職員の取扱いについては当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。
 - (3) 入来町・祁答院町は、合併の日の前日に当該組合を脱退し、新市の直轄事業として行う。財産及び職員の取扱いについては当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。
- 2 串木野樋脇清掃組合の構成団体である樋脇町については、当該組合及び構成団体との協議を行い、次のいずれかによることとする。
 - (1) 組合構成団体が1団体となるため、当該組合は解散となる。よって、新市における旧樋脇町の区域は、当該組合及び構成団体の協議により決定される施設を所有する団体に委託する。財産の取扱いについては当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。
 - (2) 組合構成団体が1団体となるため、当該組合は解散となる。よって、新市の直轄事業として行う。財産の取扱いについては当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。

3 川薩地区介護保険組合の構成団体である川内市・樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町・里村・上甑村・下甑村・鹿島村については、当該組合及び構成団体との協議を行い、次のいずれかによることとする。

(1) 合併の日の前日に当該組合から脱退し、合併の日に新市において当該組合に加入する。

(2) 合併の日の前日に当該組合を解散し、合併の日に全ての事務を新市に引き継ぎ、直轄事業として実施する。財産の取扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。

平成 年 月 日 確認

1 今後の協議スケジュール

平成15年11月25日 各市町村協議回答
平成15年12月6日 (幹事会一次協議)
平成15年12月18日 (幹事会二次協議)
平成15年12月24日 協議会確認

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	13 一部事務組合等の取扱い(その2)	【 し尿処理・ごみ処理・火葬業務 】	住民健康福祉部 環境分科会
調整方針(案)	<p>薩摩郡東部衛生処理組合の構成団体である入来町と祁答院町については、当該組合及び構成団体との協議を行い、次のいずれかによることとする。</p> <p>(1) 入来町・祁答院町は、合併の日の前日(平成16年10月11日)に当該組合を脱退し、新市において旧入来町・祁答院町の区域を対象に合併の日(平成16年10月12日)に当該組合に新たに加する。</p> <p>(2) 入来町・祁答院町は、合併の日の前日(平成16年10月11日)に当該組合を脱退し、新市において旧入来町・祁答院町の区域を当該組合に委託する。財産及び職員の取扱いについては当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。</p> <p>(3) 入来町・祁答院町は、合併の日の前日(平成16年10月11日)に当該組合を脱退し、新市の直轄事業として行う。財産及び職員の取扱いについては当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。</p> <p>串木野樋脇清掃組合の構成団体である樋脇町については、当該組合及び構成団体との協議を行い、次のいずれかによることとする。</p> <p>(1) 組合構成団体が1団体となるため、当該組合は解散となる。よって、新市における旧樋脇町の区域は、当該組合及び構成団体の協議により決定される施設を所有する団体に委託する。財産の取扱いについては当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。</p> <p>(2) 組合構成団体が1団体となるため、当該組合は解散となる。よって、新市の直轄事業として行う。財産の取扱いについては当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。</p>		

団 体 名	薩摩郡東部衛生処理組合		調整方針(案)
設 立 年 月 日	昭和38年4月1日		薩摩郡東部衛生処理組合の構成団体である入来町と祁答院町については、当該組合及び構成団体との協議を行い、次のいずれかによることとする。
構 成 市 町 村	入来町・祁答院町・宮之城町・鶴田町・薩摩町		(1) 入来町・祁答院町は、合併の日の前日(平成16年10月11日)に当該組合を脱退し、新市において旧入来町・祁答院町の区域を対象に合併の日(平成16年10月12日)に当該組合に新たに加する。
事 務 所 の 位 置	薩摩郡宮之城町広瀬5410番地(薩摩郡東部衛生処理組合し尿処理場内)		(2) 入来町・祁答院町は、合併の日の前日(平成16年10月11日)に当該組合を脱退し、新市において旧入来町・祁答院町の区域を当該組合に委託する。財産及び職員の取扱いについては当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。
担 任 事 務	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物の処理 一般廃棄物処理施設の設置、経営及び管理 火葬場の設置、経営及び管理 		(3) 入来町・祁答院町は、合併の日の前日(平成16年10月11日)に当該組合を脱退し、新市の直轄事業として行う。財産及び職員の取扱いについては当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。
職 員 数	15年度当初職員総数 38名 うち組合採用職員数 21名 うち市町採用派遣職員数 1名(宮之城町) うち臨時職員数 16名		
財 産 及 び 債 務	【土地】 し尿処理施設:28,345㎡ ごみ処理施設:20,954.63㎡ 火葬施設:11,211.88㎡ 【建物】 し尿処理施設:1,861㎡(延面積3,414㎡) ごみ処理施設:2,909㎡ 火葬施設:603.95㎡ 【車両等】 し尿処理施設:汲取車6台、ダンプ車1台 ごみ処理施設:1台 火葬施設:0台	【基金】(13年度末決算) 106,749千円 【債務】(15年度末起債残高予定) 1,539,102千円	新市での業務体制等については、合併までに関係機関と協議する。

団 体 名	串木野樋脇清掃組合		調整方針(案)
設 立 年 月 日	平成8年 8月 1日		串木野樋脇清掃組合の構成団体である樋脇町については、当該組合及び構成団体との協議を行い、次のいずれかによることとする。
構 成 市 町 村	串木野市、樋脇町		(1) 組合構成団体が1団体となるため、当該組合は解散となる。よって、新市における旧樋脇町の区域は、当該組合及び構成団体の協議により決定される施設を所有する団体に委託する。財産及び職員の取扱いについては当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。
事 務 所 の 位 置	串木野市冠岳10,660番地(串木野樋脇環境センター内)		(2) 組合構成団体が1団体となるため、当該組合は解散となる。よって、新市の直轄事業として行う。財産及び職員の取扱いについては当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。
担 任 事 務	ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務		
職 員 数	15年度当初職員総数 5名 うち組合採用職員数 0名 うち市町採用派遣職員数 5名(串木野市4名・樋脇町1名)		
財 産 及 び 債 務	【土地】 15,961㎡ 【建物】 7,270㎡ 【車両等】 公用車 2台 フォーク 1台 バックホウ 1台	【基金】(15年度末基金高) 18,290千円 【債務】(15年度末起債残高予定) 2,720,302千円	新市での業務体制等については、合併までに関係機関と協議する。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	13 一部事務組合等の取扱い(その2)	【 介護保険業務 】	住民健康福祉部会 環境分科会
調整方針(案)	川薩地区介護保険組合の構成団体である川内市・樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町・里村・上甌村・下甌村・鹿島村については、当該組合及び構成団体との協議を行い、次のいずれかによることとする。 (1) 合併の日の前日(平成16年10月11日)に当該組合から脱退し、合併の日(平成16年10月12日)に新市において当該組合に加入する。 (2) 合併の日の前日(平成16年10月11日)に当該組合を解散し、合併の日(平成16年10月12日)に全ての事務を新市に引き継ぎ、直轄事業として実施する。財産の取扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。		

団 体 名	川薩地区介護保険組合		調整方針(案)
設 立 年 月 日	平成11年 4月 1日		川薩地区介護保険組合の構成団体である川内市・樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町・里村・上甌村・下甌村・鹿島村については、当該組合及び構成団体との協議を行い、次のいずれかによることとする。 (1) 合併の日の前日(平成16年10月11日)に当該組合から脱退し、合併の日(平成16年10月12日)に新市において当該組合に加入する。 (2) 合併の日の前日(平成16年10月11日)に当該組合を解散し、合併の日(平成16年10月12日)に全ての事務を新市に引き継ぎ、直轄事業として実施する。財産の取扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。 新市での業務体制等については、合併までに関係機関と協議する。
構 成 市 町 村	川内市、樋脇町、入来町、東郷町、宮之城町、鶴田町、薩摩町、祁答院町、里村、上甌村、下甌村、鹿島村		
事 務 所 の 位 置	川内市神田町3番22号(川内市役所内)		
担 任 事 務	介護保険法に基づく介護認定審査会の審査判定業務並びに要介護認定及び要支援認定に関する事務		
職 員 数	15年度当初職員総数 8名 うち組合採用職員数 0名 うち市町村採用派遣職員数 8名 (川内市3名、樋脇町1名、宮之城町1名、薩摩町1名、祁答院町1名、下甌村1名)		
財 産 及 び 債 務	[車両等] 小型貨物 1台 軽乗用 1台	[基金](15年度末基金高) 財政調整基金 53,524千円	

提案第51号

環境衛生事業（その2）について

合併協定項目23 - 9号「環境衛生事業（その2）」について、次のとおり提案する。

平成15年11月13日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【調整方針（案）】

環境衛生事業（その2）について	
1	<p>し尿処理関係</p> <p>(1) し尿汲取手数料及び地元との連絡調整は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし随時調整する。</p> <p>(2) し尿処理施設の整備については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>(3) 一般廃棄物処理業許可証交付手数料及び同再交付手数料並びに浄化槽清掃業許可証交付手数料及び同再交付手数料は、合併時に川内市の例により調整する。</p> <p>(4) 西薩環境センター対策委員会運営補助金は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p> <p>(5) し尿・浄化槽汚泥等の収集処理計画及びし尿収集・浄化槽清掃業の許可については、合併時に新たに制度等を制定する。</p> <p>(6) 投入手数料、し尿・浄化槽汚泥等の収集・処理業務、し尿処理施設の管理、し尿収集区域の指定及び海洋投入処分については、関係一部事務組合の調整方針に基づき、調整するものとする。</p>
2	<p>ごみ処理関係</p> <p>(1) 廃棄物処理計画は、合併時に新たに制度等を制定する。</p> <p>(2) 県外廃棄物搬出事業は、合併時に新たに制度等を制定する。</p> <p>(3) 川内市クリーンセンター内最終処分場、最終処分場(計画、設計、実施)及びごみ処理施設の整備については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>(4) 地元との連絡調整は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p> <p>(5) 川内市クリーンセンター地域振興補助金は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p> <p>(6) 一般家庭用ごみ袋販売委託は、新市に移行後速やかに調整する。</p> <p>(7) 廃棄物処理手数料、ごみの収集方法等、ごみの資源化及び特定家庭用機器廃棄物収集運搬手数料は、関係一部事務組合等の調整方針に基づき、調整するものとする。</p>

3 火葬関係

火葬場（火葬料）については、合併時に新たに制度等を制定する。

4 環境衛生事業に関する公共的団体については、公共的団体の取り扱いによる。

平成 年 月 日 確認

環境衛生事業（その2）について

1 協定項目の要旨・留意点

関係一部事務組合等は、西薩衛生処理組合、串木野瀬協清掃組合、薩摩郡東部衛生処理組合、甑島衛生管理組合及び川内市クリーンセンター等をいう。

し尿処理、ごみの分別・収集業務、一般廃棄物処理及び火葬業務等に係る項目は、地域の実情を考慮しながら、現状の住民サービスを低下させないよう関係一部事務組合等と協議のうえ調整する。

市町村が独自にその制度の充実を図っている事業については、従来の実績を尊重し、構成市町村で均衡の保たれた、制度の趣旨・目的が効果的に機能するように調整する。

関連資料については、別紙のとおり。

2 提案の理由

環境衛生事業は、住民が快適な生活環境の中で暮らせるよう、環境保全の推進、環境対策の充実強化等を図る観点から、事務事業一元化調整の基本的視点及び方針に沿った内容で提案するものである。

3 協定(協議)先進事例

<p>兵庫県篠山市（平成11年4月1日 新設合併） ごみ収集運搬業務の取り扱い</p> <p>(1) ごみ収集回数及び収集方法については、当面現行のとおりとし、新町において作成する一般廃棄物処理計画に基づき調整する。</p> <p>(2) ごみ収集関係の助成制度及び委託制度については、その実施内容等において充実している町の例により統一する。</p>
<p>宮城県加美町（平成15年4月1日 新設合併）</p> <p>(1) ごみ収集日及び収集方法については、現行のとおりとする。</p> <p>(2) 資源ごみの回収報奨金については、宮崎町の例による。</p> <p>(3) ごみ減量リサイクルに対する助成については、中新田町及び小野田町の例による。</p> <p>(4) 最終処分場の青木原ごみ埋立場については、新市に引き継ぐ。ただし、新市において正しい廃棄物の搬入が行われるよう周知し、監視を強化するとともに、必要な排水処理を行うなど適切な施設管理に努める。</p> <p>(5) 不法投棄対策の監視員については、新市において設置する。</p> <p>(6) 衛生組合連合会については、合併時に統合する。</p> <p>(7) 消毒事業については、当面現行のとおりとする。</p> <p>(8) 町民一斉清掃については、当面現行のとおり実施し、新市において調整する。</p> <p>(9) 町営墓地については、現行のとおりとし、新市に引き継ぐ。</p>

山口県周南市（平成15年4月21日 新設合併）

(1) し尿収集

徳山市の例により調整する。ただし、熊毛町の収集方法は、当面現行のとおりとする。

(2) ごみ収集

新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

(3) 指定ごみ袋

新市に移行後、速やかに調整する。

長崎県下五島一市五町合併協議会（平成16年8月1日目標 新設合併）

(1) ごみ処理の収集回数・分別方法・指定ごみ袋販売金額・指定ごみ袋販売手数料・生ごみ減量化等処理機器購入費補助金・町内一斉清掃・廃棄物処理手数料については、合併までに調整する。ただし、平成16年度については、旧市町の例による。

(2) ごみ処理の収集運搬方法、し尿処理の収集方法・業務、火葬使用料、狂犬病予防注射会場、狂犬病予防関係の手数料、墓地については、現行のとおりとする

(3) 廃棄物許可手数料については、福江市の例による。

(4) 処理施設（ごみ・し尿）の業務内容については、合併までに調整する。施設については、新市に引き継ぐ。

(5) 火葬場施設については、新市に引き継ぐ。

(6) 火葬料助成金については、廃止する。

(7) 犬取締については、福江市の例による。

4 今後の協議スケジュール

平成15年11月25日 各市町村協議回答

平成15年12月 6日 （幹事会一次協議）

平成15年12月18日 （幹事会二次協議）

平成15年12月24日 協議会確認

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-9 環境衛生事業(その2)	専門部会・分科会名	住民健康福祉専門部会 環境分科会
調整方針	<p>(一部事務組合又は委託方式)</p> <p>し尿汲取手数料、し尿・浄化槽汚泥等の収集・処理業務、地元との連絡調整、し尿処理施設の管理、し尿収集区域の指定、投入手数料、海洋投入処分については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p> <p>し尿・浄化槽汚泥等の収集処理計画及びし尿収集・浄化槽等清掃業の許可については、合併時に新たに制度等を制定する。</p> <p>し尿処理施設の整備については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>一般廃棄物処理業許可証交付手数料及び同再交付手数料は、合併時に川内市の例により調整する。</p> <p>西薩環境センター対策委員会運営補助金は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p>	<p>(直轄方式)</p> <p>し尿汲取手数料及び地元との連絡調整は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p> <p>し尿・浄化槽汚泥等の収集処理計画及びし尿収集・浄化槽等清掃業の許可については、合併時に新たに制度等を制定する。</p> <p>し尿・浄化槽汚泥等の収集業務及びし尿収集区域の指定については、合併時に西薩衛生処理組合の例により調整する。</p> <p>し尿・浄化槽汚泥の処理は、旧西薩組合管内、入来及び祁答院地区は西薩環境センターで処理し、籠4村は各施設で処理する。</p> <p>投入手数料は、合併時に西薩衛生処理組合の例により調整する。ただし、籠4村については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>し尿処理施設の管理、整備及び海洋投入処分については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>一般廃棄物処理業許可証交付手数料及び同再交付手数料並びに浄化槽清掃業許可証交付手数料及び同再交付手数料は、合併時に川内市の例により調整する。</p> <p>西薩環境センター対策委員会運営補助金は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p>	

項目	a40、a50、a70、a80、a480、a490、a500、a510、a530、a550、a600
----	----------------------------------------------------

し尿処理	し尿汲取の収集・処理の状況										
	一部事務組合名										
	西薩衛生処理組合										
	薩摩郡東部衛生処理組合										
	対象市町村名		川内市	樋脇町	東郷町	入来町	祁答院町	里村	上籠村	下籠村	鹿島村
	し尿汲取手数料		90%まで 780円 90%～180%まで1,100円 180%を超える場合、18%増すごとに110円を加算(消費税外税)			10%につき70円		1トンにつき 7,000円	1%につき 7円	1%につき 7円	-
	し尿・浄化槽汚泥投入手数料		1,800%につき336円 (消費税を含む)			1,800%につき315円 (消費税を含む)		-	0円	100%につき 17円	-
	収集業者		し尿 (有)庵地衛生センター 川内市白和町9-8 (有)山ノ内衛生(有) 川内市向田本町13-11 浄化槽汚泥 (有)庵地衛生センター 川内市白和町9-8 (有)サニタリー 川内市宮里町707-1 (有)山ノ内衛生(有) 川内市向田本町13-11			浄化槽汚泥 (有)あさくま浄化槽メンテナンス 鶴田町鶴田2702 (有)松崎商事 宮之城町虎居4-18 し尿は、薩摩郡東部衛生処理組合		石原衛生センター 里村里3497-1	浜口設備 上籠村小島123 石原商会 上籠村中籠373 石原衛生センター 里村里3497-1	八ツ波商会 下籠村片野浦392	
	許可手数料		一般廃棄物処理業許可証交付手数料 1,500円 浄化槽清掃業許可証交付手数料 1,500円 各々再交付手数料も同額			浄化槽清掃業許可証手数料 2,000円(2年間)・・・入来町 2,100円(2年間)		一般廃棄物処理業許可証手数料 1件につき1,000円 " 再交付手数料1件につき200円	一般廃棄物処理業許可証交付手数料 500円(再交付100円)・・・ 浄化槽清掃業許可証交付手数料 200円(再交付100円)		
	従事職員等		施設課職員 8名 業務嘱託員 4名(主に夜間の施設保守管理)					中間処理施設として、一時貯留層を設置し、担当課職員1名が管理。			
海洋投入処分		し尿・浄化槽汚泥等に係る脱水汚泥の処分について、下記業者と業務委託契約を締結し、海洋投入処分している。 鹿児島市東谷山5-20-11 株式会社 サニタリー 年度 処分委託数量 委託料 H12 1,770m ³ 14,031,675円 H13 1,770m ³ 14,031,675円 H14委託契約単価 1m ³ 7,550円					し尿・浄化槽汚泥の処分を下記業者と業務委託契約を締結し海洋投棄している。 熊本県天草郡大矢野町 大字登立3355番地1 有限会社 アスカ				
地元との連絡調整											
西薩衛生処理組合											
西薩環境センターの運営に関する情報連絡					名称 西薩環境センター対策委員会運営補助金						
<p>地元3公民会の住民で組織する、西薩環境センター対策委員会の会長に対し、施設補修工事等の実施連絡及び排水の水質分析結果等を定期的に報告している。</p> <p>また、地元住民、関係市町の職員及び組合職員を委員とする西薩環境センター運営協議会を設置し、同協議会委員による先進地施設研修視察等を毎年実施する等の活動を行い、西薩環境センターの運営のあり方等について提言を行っている。</p> <p>平成14年度の運営協議会委員 会長・・・西薩環境センター対策委員会会長 副会長・・・川内市事務助役 委員・・・西薩環境センター対策委員会役員3名、川内市保健福祉部長 組合職員(事務局長、施設課長)</p>					<p>目的 西薩環境センターの立地地域の地域振興を図るものであること。</p> <p>補助対象 西薩環境センター対策委員会 (下五代、羽田、久留須公民会)</p> <p>補助率・金額 定額</p> <p>平成13年度実績 50万円</p> <p>根拠法令 西薩衛生処理組合補助金等の種類、補助率等に関する要綱</p>						

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-9 環境衛生事業(その2)	専門部会・分科会名	住民健康福祉専門部会 環境分科会	
調整方針	<p>(一部事務組合又は委託方式) 県外廃棄物搬出事業は、合併時に新たに制度等を制定する。 川内市クリーンセンター内最終処分場、最終処分場(計画、設計、実施)及びごみ処理施設の整備については、現行のまま新市に引き継ぐ。 地元との連絡調整は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。 川内市クリーンセンター地域振興補助金は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。 廃棄物処理手数料は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p>	<p>(直轄方式) 県外廃棄物搬出事業は、合併時に新たに制度等を制定する。 川内市クリーンセンター内最終処分場、最終処分場(計画、設計、実施)及びごみ処理施設の整備については、現行のまま新市に引き継ぐ。 地元との連絡調整は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。 川内市クリーンセンター地域振興補助金は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。 廃棄物処理手数料は、合併時に川内市の例により調整する。ただし、甌4村については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p>		
項目	a150、a160、a170、a220			

県外廃棄物搬出事業

甌島衛生管理組合	下甌村	鹿島村	その他市町
県内に一般廃棄物を受け入れる管理型処分場がないため、宮崎県都城市の業者に搬入するものである。 宮崎県都城市下水道町4331-1 東亜環境(株) 代表取締役 吉岡 文喜			
焼却灰	175トン	焼却灰	93.6トン
ばいじん	13トン	ばいじん	7.6トン

該当なし

クリーンセンター内最終処分場

川内市クリーンセンター

川内市クリーンセンターに一般廃棄物最終処分場を設置している。同センターに搬入されたごみのうち、可燃ごみは焼却施設で焼却処理、不燃ごみは粗大ごみ処理施設で破碎及び資源化処理、資源ごみは資源化されている。
 処理後の焼却灰、不燃残渣を最終処分場に埋め立てている。

- 埋め立て作業は委託業者(三機化工建設)が行う。
- 浸出水の水質検査を毎月行っている。
- 周辺井戸、周辺河川水、場内モニタリング井戸等の水質検査を8月に行う。
- 最終処分場維持管理は、委託業者最終処分場班2名が行っている。

ごみ処理施設の整備

施設名	川内市クリーンセンター		串木野樋脇環境センター		さつま東部環境センター		甌島衛生管理組合			
	川内市	東郷町	樋脇町	入来町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	
概要	川内市全域に加え、東郷町委託分の一般廃棄物及び搬入することを適当と認めた産業廃棄物を適正処理するための施設に係る維持及び管理。		一般廃棄物を環境汚染物質を出さない等、適正処理するための施設の維持及び管理。	一般廃棄物を環境汚染物質を出さない等、適正処理するための施設の維持及び管理。		一般廃棄物の広域的適正処理、各村民の生活環境を清潔にする。	一般廃棄物の環境汚染物質を出さない等適正処理するための施設維持及び管理。	一般廃棄物の環境汚染物質を出さない等適正処理するための施設維持及び管理。	一般廃棄物の環境汚染物質を出さない等適正処理するための施設維持及び管理。	
	焼却施設 (灰固形化施設を含む) 粗大ごみ処理施設 最終処分場		焼却施設 リサイクル施設 最終処分場 再生工房館	ごみ焼却処理施設 粗大ごみ処理施設 最終処分場		焼却施設 リサイクル施設 最終処分場	焼却施設 し尿処理施設	焼却施設 し尿処理施設	焼却施設 し尿処理施設	
	運営業務(運営・維持・管理)を三機化工建設(株)に委託。 (経費負担) 東郷町分は、毎年一般廃棄物処分業務委託契約を結び、前年実績に基づき、均等割(10%相当)、ごみ量割(90%相当)で積算し、負担金として徴収している。		串木野樋脇清掃組合が運営維持管理を行っており、串木野市及び樋脇町からの負担金、その他収入をもって運営している。 負担金の割合は、管理及び建設負担金とも、均等割20%及び人口割80%となっている。			経費負担 均等割 13% 人口割 87% 里村・上甌村とも粗大ごみ関係の最終処分場が別にある。	最終処分場及びの施設については、下甌村が運営しているが、の施設は管理を外部委託している。	最終処分場及びの施設については、鹿島村が運営しているが、の施設は管理を外部委託している。		
廃棄物処理手数料	市・町が収集する一般廃棄物は無料 (直接搬入の場合) 100kg未満 300円 100kg以上100kg増すごとに300円加算		町が収集する一般廃棄物は無料 (直接搬入の場合) 100kgまで 200円 100kg増すごとに200円を加算し、合計額に消費税を加算	業者が収集するステーションの一般廃棄物は無料 (直接搬入の場合) 50kgまで200円 50kg増すごとに100円を追加		住民が排出する一般廃棄物は無料 事業所から搬出される一般廃棄物は、 100kg未満300円 100kg以上は100kg増すごとに100円加算				

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-9 環境衛生事業(その2)					専門部会・分科会名	住民健康福祉専門部会 環境分科会						
調整方針	(一部事務組合又は委託方式) ごみの収集方法等は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。					(直轄方式) ごみの収集方法等は、合併時に川内市の例により調整する。ただし、甌4村については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。							
項目	a230												
ごみ処理	ごみの収集方法・状況												
	区分		川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村		
	収集体制		委託	委託	委託	委託	委託	甌島衛生管理組合	甌島衛生管理組合	直営	委託		
	収集方式		ステーション方式	ステーション方式	ステーション方式	ステーション方式	ステーション方式	ステーション方式	ステーション方式	ステーション方式	ステーション方式		
	収集方法	可燃ごみ	ステーション数	784	156	122	82	66	34	33	70	7	
			収集回数	週2回(一部週1回)	3ブロックに分けて週2回	週2回	週2回(月・木、火・金の2地域)	週2回	週3回	週3回	週2回	週2回	
		不燃ごみ	ステーション数	444	91箇所を4ブロックに分けて2月に1回	82	82	45	-	-	-	7	
			収集回数	月1回		2ブロックに分けて月1回	月1回(第1～第4水曜日の4地域)	月1回	-	-	-	週2回	
		粗大ごみ	ステーション数	直接搬入		直接搬入	直接搬入	直接搬入	直接搬入	直接搬入	直接搬入	70	1
			収集回数	-		-	-	-	-	-	-	年2回	年2回
	資源ごみ	ステーション数	388	85	77	44	34	34	33	70	7		
		収集回数	月1回(プラ類は月2回)	4ブロックに分けて月1回	2ブロックに分けて月2回	月1回(プラ類は月1～2回)	月2回	月2回	月2回	月2回	月2回	月4回	
その他		可燃、不燃、粗大、資源の各ごみとも市内2業者に収集を委託。 ただし、資源のうちペットボトル、白色トレイ、発泡スチロールを川内市シルバーセンターに委託。		可燃、不燃、粗大、資源の各ごみとも町内1業者に収集を委託。 すべて串木野樋脇環境センターに搬入。				(収集車) 可燃ごみ 2tトラック-車 1台 不燃ごみ 2tタンブ 1台 資源ごみ 2tトラック 1台					
		(収集車) 可燃ごみ 4tトラック-車 5台 2tトラック-車 2台 不燃ごみ 4tトラック-車 3台 粗大ごみ 可燃・不燃用を兼用 資源ごみ ・缶を2tトラック-車 1台 ・ビン、古紙を2t平ボディ車 2台 ・ペットボトル、白色トレイ、発泡スチロールを2t平ボディ車 2台 ・その他プラスチック類はトラック-車 4t 2台											

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-9 環境衛生事業(その2)	専門部会・分科会名	住民健康福祉専門部会 環境分科会
調整方針	(一部事務組合又は委託方式) ごみの資源化については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。	(直轄方式) ごみの資源化については、合併時に川内市の例により調整する。ただし、甞4村については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。	
項目	a330		

ごみ資源化		川内市	串木野桶脇清掃組合 (桶脇町)	薩摩郡東部衛生処理組合 (入来町)	東郷町	薩摩郡東部衛生処理組合 (祁答院町)	甞島衛生管理組合 (里村・上甞村)	下甞村	甞島村					
資源ごみの分類	紙	ダンボール・新聞紙等	缶・雑びん	缶類	アルミ・スチール	紙	ダンボール・新聞紙等	缶類	アルミ・スチール	缶類 (アルミ・スチール)	ビン類 ・茶色 ・黒色 ・その他 ・ガラス、陶磁器	ガラスビン	缶類	缶類
	空き缶	スチール・アルミ	ペットボトル	ビン類	黒色透明	空き缶	スチール・アルミ	ビン類	黒色透明	ビン類	茶色 ・黒色 ・その他 ・ガラス、陶磁器	缶(アルミ・スチール)	ペットボトル	ペットボトル
	空き瓶	生きビン	プラスチック容器	発泡スチロール	茶色	空き瓶	生きビン	プラスチック容器	生きビン	プラスチック容器	発泡スチロール	ペットボトル		
		ワンウェイビン茶色	発泡スチロール	段ボール	その他の色	ワンウェイビン茶色	ワンウェイビン黒色	ワンウェイビンその他	ワンウェイビン黒色	ワンウェイビンその他	紙類 ・雑誌 ・新聞紙等	ペットボトル		
		ワンウェイビン黒色	段ボール	新聞紙・チラシ	生きビン	ワンウェイビン黒色	ワンウェイビンその他	ワンウェイビンその他	ワンウェイビンその他	ワンウェイビンその他	紙類 ・雑誌 ・新聞紙等	ペットボトル		
	ワンウェイビンその他	新聞紙・チラシ		ダンボール	ダンボール	ペットボトル	ペットボトル	新聞紙	新聞紙	紙パック				
	ペットボトル	雑誌	雑誌	新聞紙	ペットボトル	ペットボトル	ペットボトル	新聞紙	新聞紙	紙パック				
	プラスチック	白色トレイ 白色発泡スチロール等	紙パック	紙類	雑誌・本	プラスチック	白色トレイ 白色発泡スチロール等	プラスチック	雑誌・本	ダンボール	ダンボール	ダンボール		
		プラスチック製容器包装	その他紙・紙製容器	紙類	飲料用紙パック	プラスチック	プラスチック製容器包装	プラスチック	飲料用紙パック	ペットボトル	ペットボトル	ペットボトル		
			生きびん	ペットボトル	ペットボトル			ペットボトル	ペットボトル	白色トレイ	白色トレイ			
			プラスチック類	白色トレイ 白色発泡スチロール等			プラスチック類	白色トレイ 白色発泡スチロール等						
				色付トレイ その他プラスチック容器				色付トレイ その他プラスチック容器						
5種	11分類	10分類	4種	12分類	5種	11分類	4種	12分類	7種	12分類	5種	6分類	2種	2分類
運 用	<p>公民会回収ルート分 古紙、空き缶は、市の収集業務受託業者が収集し、直接資源再生業者に持ち込む。有価分(古紙・空き缶)の売上金は市衛生自治体口座に振り込まれる。ペットボトル、空き瓶及びプラスチック類は、受託業者が収集し、一旦、市クリーンセンターに搬入する。その後減容処理して指定法人ルートの契約運搬業者が引き取る。 ・空き瓶のうち生き瓶は資源再生業者が引き取る。売上金は市衛生自治体口座へ振り込まれる。 ・空き缶のうち、ワンウェイ瓶及びプラスチック類は契約運搬業者が引き取る。 ・指定法人ルートのペットボトル、ワンウェイ瓶は、引取り量に応じて、市が容器包装リサイクル法に基づく分別収集計画市町村負担金を容器包装リサイクル協会に支払う。</p> <p>事業所ごみのクリーンセンターへの直接搬入分 (1)クリーンセンターへの受入れ 新聞、雑誌、ダンボール、ワンウェイ瓶、ペットボトル及び空き瓶について、有料で受入れる。(300円/100kg) (2)資源再生業者への引渡し 古紙の場合は、資源再生業者が有価で引き取る。 ワンウェイ瓶、ペットボトル及びプラスチック類は、指定法人ルートの契約運搬業者が引取り、市が容器包装リサイクル法に基づく分別収集計画市町村負担金を容器包装リサイクル協会に支払う。 空き缶は、資源再生業者が有価物として引取る。</p>		<p>すべての資源ごみは串木野桶脇環境センターに搬入。 その後、缶(スチール・アルミ)は機械で選別、圧縮し伊集院町の業者へ搬出する。ビン類は、機械で自動色分けされ、指定法人へ搬出する。 ペットボトルは圧縮し、北九州の指定法人へ搬出する。 プラスチック容器はトレイとその他に分別、圧縮し、指定法人へ搬出している。 発泡スチロールは減容処理し、群馬県の業者へ搬出している。 ダンボール・新聞紙・チラシ・雑誌紙パック その他紙・紙製容器は、伊集院町の業者へ搬出している。 生きびんは串木野市の酒屋等へ搬出している。 資源ごみの売上金は、翌年度に清掃組合より衛自衛へ振り込まれ、衛自衛より各公民館へ還元金として交付する。</p>		<p>回収は月2回、資源ごみの日に併せて薩摩郡東部衛生処理組合が委託した業者が行っている。 資源ごみステーションの管理運営は、各自治公民館が行い、町衛自衛から管理運営費を支給している。 さつま東部クリーンセンターへ直接搬入もできるが、有料となる。</p> <p>公民会回収ルート分 古紙、空き缶は、町の収集業務受託業者が収集し、直接資源再生業者に持ち込む。有価分(古紙・空き缶)の売上金は町衛生自治体口座に振り込まれる。ペットボトル、空き瓶及びプラスチック類は、受託業者が収集し、一旦、川内市クリーンセンターに搬入する。その後減容処理して指定法人ルートの契約運搬業者が引き取る。 ・空き瓶のうち生き瓶は資源再生業者が引き取る。売上金は町衛生自治体口座へ振り込まれる。 ・空き缶のうち、ワンウェイ瓶及びプラスチック類は契約運搬業者が引き取る。 ・指定法人ルートのペットボトル、ワンウェイ瓶は、引取り量に応じて、町が容器包装リサイクル法に基づく分別収集計画市町村負担金を容器包装リサイクル協会に支払う。</p> <p>事業所ごみのクリーンセンターへの直接搬入分 (1)クリーンセンターへの受入れ 新聞、雑誌、ダンボール、ワンウェイ瓶、ペットボトル及び空き瓶について、有料で受入れる。(300円/100kg) (2)資源再生業者への引渡し 古紙の場合は、資源再生業者が有価で引き取る。 ワンウェイ瓶、ペットボトル及びプラスチック類は、指定法人ルートの契約運搬業者が引取り、町が容器包装リサイクル法に基づく分別収集計画市町村負担金を容器包装リサイクル協会に支払う。 空き缶は、資源再生業者が有価物として引取る。</p>		<p>回収はつき2回、資源ごみの日に併せて薩摩郡東部衛生処理組合が委託した業者が行っている。 資源ごみステーションの管理運営は、各自治公民館が行い、町衛自衛から管理運営費を支給している。 さつま東部クリーンセンターへ直接搬入もできるが、有料となる。</p> <p>缶類は圧縮して甞島市の(株)荒川商店に搬出。 新聞紙、紙パック、ダンボールも甞島市の(株)荒川商店に搬出。 の売上金は組合の収入 ビン類、ペットボトル、白色トレイは、指定法人に搬出。 缶類については、スチールとアルミ缶に分けて圧縮し、甞島市の業者に処理を委託している。</p>		<p>廃プラスチック類、ペットボトル及び発泡スチロールについては、搬入所で分別梱包(村シルバセンターに委託)し、伊集院の業者へ搬出している。(不定期) 缶類については、スチールとアルミ缶に分けて圧縮し、甞島市の業者に処理を委託している。</p>		<p>缶類、ペットボトルは、伊集院の業者に搬出する。</p>			

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-9 環境衛生事業(その2)					専門部会・分科会名	住民健康福祉専門部会 環境分科会		
調整方針	(一部事務組合又は委託方式) 一般家庭用ごみ袋販売委託は、新市に移行後、速やかに調整する。 特定家庭用機器廃棄物収集運搬手数料は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。					(直轄方式) 一般家庭用ごみ袋販売委託は、新市に移行後、速やかに調整する。 特定家庭用機器廃棄物収集運搬手数料は、合併時に川内市の例により調整する。ただし、甌4村については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。			
項目	a340、c10								
ごみ処理	一般家庭用ごみ袋販売委託								
	区分	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	甌島衛生管理組合 (里村・上甌村)	下甌村	鹿島村
	販売単価	可燃(大) 15円/枚 “(中) 12円/枚 “(小) 10円/枚 不燃(大) 20円/枚 (消費税含)	可燃(大) 21円/枚 “(小) 16円/枚 “(特小) 14円/枚 不燃(大) 22円/枚	可燃 10円/枚 不燃(大) 20円/枚 “(小) 15円/枚	可燃(大) 15円/枚 “(中) 12円/枚 不燃(大) 20円/枚	可燃 12円/枚 不燃(大) 20円/枚 “(小) 15円/枚	可燃(大) 33円/枚 可燃(小) 28円/枚 トレイ袋 20円/枚 紙バック袋 20円/枚	可燃(大) 16円/枚 “(中) 14円/枚 “(小) 10円/枚 廃プラ(中) 14円/枚 缶ビン(中) 14円/枚 ペットボトル(中) 14円/枚	該当なし
	小売店手数料	全袋 3円/枚	全袋 4円/枚	可燃・不燃(大) 1円/枚	全袋 3円/枚	可・不(小) 2円/枚 不燃(大) 1円/枚	0円	大・中袋 2円/枚 小袋1.5円/枚	
	内容等	・毎年、衛自連で入札・販売を希望する小売店は、衛自連に登録・衛自連から業者に発注し、入荷後倉庫に保管し、小売店からの注文により毎週2回(月・木)衛自連職員が配達及び集金を行う。	・可燃、不燃とも衛自連が仕入れ、小売店へ販売をおこなっている。(販売窓口は役場と市比野出張所の2箇所)	・ごみ袋の管理は町衛自連実施		・ごみ袋の管理は町衛自連実施	・甌島衛生管理組合が発注し、婦人会を通して小売店へ販売する。婦人会は、1枚につき3円-5円の手数料を受け取る。	・全て商工会を通じて小売店へ販売する。 ・村から商工会へは梱包単位で販売する。 ・販売価格は購入価格と同一	
	特定家庭用機器廃棄物収集運搬手数料								
	目的	特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第54号の規定に基づく、特定家庭用機器廃棄物の運搬をした場合に徴収する。							
	市町村名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	甌島衛生管理組合 (里村・上甌村)	下甌村	鹿島村
	内容	家電リサイクル券を購入し、貼付した法対象4品目であるテレビ・冷蔵庫・エアコン・洗濯機がクリーニングセンターに搬入された場合、指定取引場所へ運搬する手数料を徴収する。	家電リサイクル券を購入し、貼付した法対象4品目であるテレビ・冷蔵庫・エアコン・洗濯機が環境センターに搬入された場合、指定取引場所へ運搬する手数料を徴収する。	町では、不法投棄以外の当該4品目は取り扱わない。そのため、収集運搬手数料の規定もない。	町では、不法投棄以外の当該4品目は取り扱わない。そのため、収集運搬手数料の規定もない。	町では、不法投棄以外の当該4品目は取り扱わない。そのため、収集運搬手数料の規定もない。	家電リサイクル券を購入し、貼付した法4品目をクリーニングセンターが戸別収集した場合、収集手数料を徴収。また、指定取引場所へ運搬する手数料を徴収。	小売店による回収などから漏れた家電4品目について、村において回収し、適正に処理を行う。排出者が現品について、郵便局で回収費用を振り込んで、リサイクル券を購入し、村で回収する。	小売店による回収などから漏れた家電4品目について、村において回収し、適正に処理を行う。排出者が現品について、郵便局で回収費用を振り込んで、リサイクル券を購入し、村で回収する。
	手数料の額	1台当り 3,000円	1台当り 2,500円				1台当り収集手数料 2,000円 1台当り運搬手数料 2,600円	自己搬入2,400円 村回収 2,600円	自己搬入2,400円 村回収 2,600円

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-9 環境衛生事業(その2)						専門部会・分科会名			住民健康福祉専門部会 環境分科会					
調整方針	(一部事務組合又は委託方式) 火葬場(火葬料)は、合併時に新たに制度等を制定する。						(直轄方式) 火葬場(火葬料)は、合併時に新たに制度等を制定する。								
項目	火葬場(火葬料)														
火葬料	川内市			甌島衛生管理組合			下甌村			鹿島村			薩摩郡東部衛生処理組合		
	区分	火葬料		区分	火葬料		区分	火葬料	区分	火葬料		区分	火葬料		
		市内	市外		加入村内者	加入村外者		普通使用料		村内	村外		管内	管外	
	13歳以上 1体	3,000円	25,000円	13歳以上 1体	5,000円	10,000円	大人 12歳以上 1体	5,000円	13歳以上 1体	10,000円	20,000円	13歳以上 1体	5,000円	20,000円	
	13歳未満 1体	2,000円	20,000円	13歳未満 1体	4,000円	8,000円	小人 12歳未満 1体	4,000円	12歳以下 1体	4,500円	9,000円	13歳未満 1体	3,000円	13,000円	
	死産児 1胎	1,000円	10,000円	死産児 1体	2,500円	4,000円	改葬遺骨 1棺	3,000円	死産児 1体	7,000円		死産児 1胎	1,500円	8,000円	
	改葬骨及び人体の一部切断物 1件	3,500円	10,000円	改葬遺骨 1棺	2,000円	4,000円	死産児 1体	3,000円	改葬遺骨 1件	7,000円		改葬骨及び人体の一部切断物 1件	1,500円	8,000円	
	産汚物類 5kg以内	700円	1,300円	産汚物 1件	1,000円	2,000円						産汚物類 5kg以内	500円	2,000円	
	産汚物類について、5kg以内を超える場合、超過重量が1kg当り市内100円、市外200円を加算する。			加入村は、里村と上甌村			使用者が本村の村民でない場合、普通使用料の5割増とする。			霊柩車の管理は村が行い、車に要する経費については、村が負担する。ただし、運転手は遺族が雇用する。使用料は、無料とする。					

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-9 環境衛生事業（その2）					専門部会・分科会名		住民健康福祉専門部会 環境分科会		
調整方針	廃棄物処理計画は、合併時に新たに制度等を制定する。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針
廃棄物処理計画	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき、市町村は区域内の一般廃棄物の処理に必要の実施計画を策定し告示しなければならない。</p> <p>川内市一般廃棄物処理実施計画 毎年3月末次年度分を計画する 川内市分別収集計画 平成14年6月策定 計画期間H15～H19 3年ごとに見直し</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき、市町村は区域内の一般廃棄物の処理に必要の実施計画を策定し告示しなければならない。</p> <p>樋脇町分別収集計画 平成14年5月策定 計画期間H15～H19 3年ごとに見直し</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき、市町村は区域内の一般廃棄物の処理に必要の実施計画を策定し告示しなければならない。</p> <p>一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 策定時より15年後を目標 5年ごとに見直し 薩摩東部衛生処理組合にて策定 入来町生活排水処理基本計画 生活雑排水、し尿浄化槽汚泥等の処理について 平成22年度を目標 平成13年12月策定 一般廃棄物処理計画 毎年3月末次年度分を計画 薩摩東部衛生処理組合にて策定 分別収集計画 平成12年策定 計画期間H13～H17 3年ごとに見直し 薩摩東部衛生処理組合にて策定</p>		<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき、市町村は区域内の一般廃棄物の処理に必要の実施計画を策定し告示しなければならない。</p> <p>祁答院町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 策定時より15年後を目標 5年ごとに見直し 平成7年3月策定 祁答院町生活排水処理基本計画 生活雑排水、し尿浄化槽汚泥等の処理について 平成20年度を目標 祁答院町一般廃棄物処理計画 毎年3月末次年度分を計画 分別収集計画</p>		<p>本村における廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るために廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項により、一般廃棄物処理計画を作成</p> <p>毎年度以下のものについて処理計画を作成 し尿・浄化槽汚泥 粗大ごみ (家電4品目以外) 自動車 対象となる人口、処理業者、年間排出量等を記載する。</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき、市町村は区域内の一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画と基本計画の実施のために必要な実施計画を策定し、告示しなければならない。</p> <p>下甌村ごみ処理基本計画 平成19年度を目標 平成8年2月策定 下甌村生活排水処理基本計画 生活雑排水、し尿浄化槽汚泥等の処理について、10年後を目標に策定 分別収集計画 策定時より5年後を目標に3年ごとに見直し 平成14年5月に策定 平成15年から実施</p>	<p>廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るために、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項により一般廃棄物処理計画を作成</p> <p>・し尿・浄化槽汚泥 ・粗大ごみ (家電4品目以外) ・自動車 以上のものに対し計画、対象となる人口、処理業者、年間排出量等を記載する。</p> <p>鹿島村分別収集計画 策定時より5年後を目標に計画し、3年ごとに見直し 平成14年5月に策定 平成15年度から実施</p>	<p>合併時に新たに制度等を制定する。</p> <p>・法定事項であり、それぞれの市町村で定めているが、策定年次や目標年度等、内容がばらばらであるため、調整が必要。</p>

公共的団体等(関係市町村外の団体等)比較表(2)

川薩地区法定合併協議会

種 別	川内市	西薩衛生処理組合	甑島衛生管理組合	樋脇町	入来町	祁答院町	下甑村	鹿島村
し尿処理		鹿児島県し尿処理施設連絡協議会						
		鹿児島県社会保険協会						
		日本ボイラー協会						
ごみ処理	鹿児島県下ごみ処理施設連絡協議会							
	鹿児島県都市環境衛生問題協議会							
	九州都市環境行政連絡会議							

提案第52号

新市地域情報化計画案について

新市地域情報化計画案について、次のとおり提案する。

平成15年11月13日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針（案） 】

新市地域情報化計画案について
別紙のとおり

平成 年 月 日 確認

1. 提案の理由

新市の住民サービスの向上、事務の効率化のための情報化を総合的、計画的に示す新市地域情報化計画を策定するにつき提案する。

2. 計画策定の経過

平成15年7月14日	総合計画書等市町村関係資料の提供依頼
7月17日	新市地域情報化計画策定懇話会委員推薦依頼
7月30日	地域情報化調整会議¹
8月12日	地域情報化作業部会
8月20日	地域情報化作業部会
8月下旬	住民等アンケート調査実施(～9月中旬)
9月1日	地域情報化作業部会
9月2日	地域情報化調整会議²
9月5日	第1回新市地域情報化計画策定懇話会
9月11日	分科会意向調査依頼(～9月末)
9月中旬	住民等アンケート調査集約
9月19日	地域情報化作業部会
9月26日	地域情報化作業部会
10月6・7日	地域情報化作業部会
10月10日	地域情報化調整会議³
10月14日	地域情報化作業部会
10月14日	第2回新市地域情報化計画策定懇話会
10月17日	各専門部会意見照会(～10月末)
10月20・21日	地域情報化作業部会
10月27日	地域情報化調整会議⁴
10月28日	第3回新市地域情報化計画策定懇話会
11月4日	地域情報化調整会議⁵
	地域情報化作業部会
11月7日	第4回新市地域情報化計画策定懇話会
11月10日	地域情報化調整会議
	地域情報化作業部会

3. 今後のスケジュール

平成15年11月25日	各市町村協議回答
平成15年11月26日	(幹事会一次協議)[協議会]
平成15年12月6日	(幹事会二次協議)
平成15年12月11日	協議会確認

(4) 報告事項

合併協定項目 E・F群の協議状況について

・合併協定項目 E群の協議状況

【提案日：9月25日(第6回)】・【承認予定日：11月26日(第10回)予定】

慣行の取扱いについて

・市章について「新市に移行後速やかに制定する。」となっているが、新市誕生時には、制定されるべきである。市章は、新市のシンボルであり、新市誕生時のセレモニーなどにも活用していくべきである。(樋脇町)

* 新市において制定することになるが、スケジュールや方法等について、今後調整する。

男女共同参画事業について

特になし

広報広聴事業について

ホームページの取扱いが提案されていないが、取扱いはどうなるのか。(下甕村)

* ホームページについては、他の部会との調整を図り、新市施行と同時に開設する。

情報公開制度について

特になし

・合併協定項目 F群の協議状況

【提案日：10月7日（第7回）】・【承認予定日：11月26日（第10回）予定】

一部事務組合の取扱い（その1）について
特になし

消防団の取扱いについて

・新市消防団の組織図（案）では、本町の下手・轟分団が統合されているが、轟地区についても分団として残して欲しい。（祁答院町）

* 消防力の基準等及び祁答院分署の設置を考慮し、組織案を示している。

・「消防団無線については、現有施設を利用した連絡体制とし、合併後3年以内を目処に調整する。」としているが、当分の間の有事の際において、新市における団本部からの指揮及び分団間の連絡体制については、現行の市町村独自の無線施設では不十分と思われるので、「新市に移行後、速やかな調整」が必要ではないか。（東郷町）

* 現在消防団で使用されている無線の現状等から対応は可能と考えている。

友好都市・国際交流事業について
特になし

消防防災関係事業について
特になし

農林水産関係事業について

・1 農政関係事業の「(1)マスタープラン及び・・・」となっているが、何のマスタープランか不明であり、明確にすべきである。（樋脇町）

* 「(1)地域農業マスタープラン及び・・・」とする方向で検討する。

事務の進捗状況について

項 目	進 捗 状 況
協議会だより	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10月29日：第4号発送（第6・第7回協議会） ・ 第5号は11月末発送予定
ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成15年7月10日：ホームページ開設 平成15年11月10日現在 アクセス件数10,985件 ホームページアドレス http://www.sensatu-gappei.kagoshima.jp
議事録作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第7回議事録 11月4日：調製・関係市町村発送 ・ 第8回議事録は11月下旬発送予定
新市名称募集	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10月24日 第8回協議会に21点を報告
新市まちづくり計画 (計画班)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10月7日 第7回協議会において計画原案審議 ・ 10月10日～各専門部会から原案修正についての意見聴取 ・ 10月24日 プロジェクト会議 ・ 10月31日 プロジェクト会議 ・ 11月13日 第9回協議会において修正案提案 [今後の予定] ・ 11月26日 第10回協議会において修正案審議（案確定） ・ 11月27日～計画案について県知事協議・回答 ・ 12月24日 第11回協議会において計画決定 ・ 12月25日～まちづくり計画を総務大臣及び県知事へ送付
事務事業一元化関係 (調整班)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各専門部会、分科会開催状況（10月10日～10月31日） <ul style="list-style-type: none"> 専門部会 延べ 7回 分科会 延べ 53回 ・ 調整会議開催状況 <ul style="list-style-type: none"> 地域情報化調整会議（作業部会） 2回（3回） コミュニティ調整会議（作業部会） 1回（2回） ・ 議会議長会議 1回 ・ 農業委員長局長会議 6回 [今後の作業] ・ 各専門部会、分科会で事務事業再調整作業（分科会協議に併せ随時） ・ 合併協定項目議案調製作業（7月～11月） ・ 例規原案作成作業（7月～H16.3月） ・ 事務処理マニュアル作成作業（7月～H16.3月） ・ 地域情報化計画策定作業（7月～12月）

9 専門部会の進捗状況について（平成 15 年 7 月 10 日～平成 15 年 10 月 31 日）

部 会 名	進 捗 状 況
総務部会	<p>これまでに専門部会 4 回、分科会（5 分科会）を延べ 39 回開催し、事務事業の再調整及び協定項目の議案調整を行うとともに、事務組織機構調整会議を 5 回、助役会議を 1 回（2 日）開催し、新市の組織機構について協議した。なお、消防団の取扱いについて消防団長会議を 1 回開催した。現在、職員定数や事務分掌等の調整を進めている。</p> <p>今後、各協定項目議案の調整と各分科会による事務事業の詳細なすり合わせ協議と併せて文書法制・選挙・庁舎管理分科会に設置した例規作業部会を中心に各専門部会の協力を得ながら、例規一元化作業を進める。</p>
企画財政部会	<p>これまでに専門部会を 7 回、分科会（9 分科会）を延べ 36 回開催し、事務事業の再調整、調整項目分類（ランク分け）の見直し、協定項目の議案調整を行った。</p> <p>また、地区コミュニティ調整会議（作業部会合同）を 2 回、作業部会 1 回開催し、新市まちづくり計画原案における地区コミュニティ協議会の設立に向けた課題を検討した。</p> <p>今後の予定としては、各協定項目議案の調整と各分科会による事務事業の詳細なすり合わせ協議を行いながら、例規一元化作業も同時に進めることとしている。</p>
産業経済部会	<p>これまでに専門部会を 5 回、分科会（8 分科会）を延べ 49 回開催し、事務事業の再調整、詳細な事務事業のすり合わせ協議に向けてのスケジュール調整、例規一覧表の確認及び議案調整を行った。</p> <p>今後は、引き続き各分科会による事務事業の詳細なすり合わせ及び例規一元化作業を進めることとしている。</p> <p>「農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」の協定項目は、農委会長局長会で協議結果を決定し部会で調整を行ったため、今後 11 月 13 日の法定協議会に議案として提案することとしている。</p>
住民健康福祉部会	<p>これまでに専門部会 5 回、分科会（5 分科会）を延べ 48 回開催し、事務事業の再調整及び協定項目の議案調整を行った。</p> <p>今後も、各協定項目に係る議案の調整と各分科会による事務事業の詳細なすり合わせ協議を行うこととしている。</p> <p>社会福祉協議会においては、10/21 第 2 回社協合併協議会が開催され、新市社協の事務所の位置など事務事業の一元化調整等について協議された。</p> <p>また、専門部会では、社協も含めた協議も開始、今後さらに合同分科会を開催し各種事務事業の協議を進めることとしている。</p>
建設部会	<p>これまでに専門部会 4 回、分科会（5 分科会）を延べ 22 回開催し、事務事業の再調整・詳細なすり合わせ協議に向けてのスケジュール調整、例規一覧表の確認及び協定項目議案調整を行った。</p> <p>現在、各分科会で事務事業の詳細なすり合わせ及び例規一元化作業の協議中である。</p>
上下水道部会	<p>これまでに専門部会 2 回、各分科会（4 分科会）を延べ 24 回開催し、例規一覧表の確認及び事務事業の詳細なすり合わせ協議に向けてのスケジュール等について協議した。</p> <p>現在、各分科会で事務事業の詳細なすり合わせ及び例規一元化作業の協議中である。</p>
教育部会	<p>これまでに専門部会 5 回、各分科会（6 分科会）を延べ 46 回開催し、事務事業の再調整、各協定項目議案、例規一覧表の確認及び事務事業の詳細なすり合わせ協議に向けてのスケジュール等について協議した。また、第 2 回教育長会を開催し、新市の組織機構等について協議した。</p> <p>現在、各分科会で事務事業の詳細なすり合わせ協議中である。</p>
電算情報部会	<p>これまでに専門部会 3 回、分科会を 5 回開催し、事務事業の調整、システム統合作業、ネットワークの考え方などについて協議し、また、地域情報化調整会議を 4 回、同作業部会を 8 回開催し、計画案の協議など地域情報化計画策定作業を行った。</p> <p>今後は、システム統合作業や新市のネットワークの詳細協議などに重点を置き、作業を進めていくこととしている。</p>
議会・監査部会	<p>これまでに議会、監査専門部会をそれぞれ 4 回ずつ開催し、事務事業の再調整及び協定項目の議案調整を行うとともに、議長会を 7 回開催し、「議会議員の定数及び任期の取り扱いについて」協議中であるが、各市町村の意見集約を図り、議長会の方針をもとに専門部会の調整方針案を整理することとしている。</p> <p>これからの予定としては、協定項目の議案調整及び事務事業の詳細なすり合わせ協議を進める予定である。</p>

一部事務組合について

(参考：川西薩地区での協議経過)

月 日	会議名	協議事項	確認事項
平成 15 年 4 月 25 日	3 地区法定協 議会事務局意 見交換会	<ul style="list-style-type: none"> ・全体スケジュール ・一部事務組合の現状 ・一部事務組合調整の考え方 ・調整スケジュール 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係一部事務組合会議の開催 ・スケジュールの一番早い日置に合わせて協議を進める。 ・構成市町村、組合、法定協間での協議が必要 ・県へ県内法定協事務局長会議の開催要請
5 月 28 日	3 法定協共催 一部事務組合 等意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> ・法定協概要及びスケジュール等 確認 ・業務別会議 各組合の現状、組合の方針、今 後の協議の進め方 	<ul style="list-style-type: none"> ・まず組合構成市町村で協議を進める。 ・6 月中を目処に協議を進める。 ・構成市町村、組合、法定協間での協議が必要
6 月 23 日	川西薩地区・薩 摩東部地区事 務局長協議	<ul style="list-style-type: none"> ・解散の考え方について ・一部事務組合調整の考え方 ・今後の協議について 	<ul style="list-style-type: none"> ・10 月 11 日は、解散ではなく 2 町（入来町、祁 答院町）の脱退である。 ・脱退、財産処分等については構成町すべての議 会の可決が必要である。 ・法的な手続きや法解釈の不明確な部分（解散、 消滅）財産処分や一部事務組合職員の取扱い等 について、県に照会し、今後調査していく。 ・お互いに知識、資料の交換を行う。 ・今後、助役会議及び法定協幹事長会議、法定協 会長協議、管理者協議を進めていく。
6 月 30 日	入来町・祁答院 町・川西薩地区 法定合併協議 会事務局意見 交換会	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの経過について ・2 町の方針について ・今後の協議について 	<ul style="list-style-type: none"> ・東部衛生処理組合を脱退、解散する場合の法的 問題点を整理し、協議していく。 ・一部事務組合は、すべて同列で協議するのでは なく、業務ごとに状況が異なるので、それぞれで 協議していく。 ・今後、助役会議及び法定協幹事長会議、法定協 会長協議、管理者協議を進めていく。
7 月 4 日	川薩地区介護 保険組合担当 課長会	<ul style="list-style-type: none"> ・組合の概要及び現状等の説明 ・解散するとした場合の問題点 財産について (財政調整基金・公用車) 合併期日の時期のズレによる対処 	<ul style="list-style-type: none"> ・次回、課題問題点について、持ちより、協議す る。

協議経過 [川薩地区]

月 日	会議名	協議事項	確認事項
7月11日	禰答院地区消防組合議会全員協議会	[薩摩東部地区合併協議会] 禰答院地区消防組合の調整方針について	[禰答院地区消防組合での調整方針案] 「 禰答院町は、川薩地区新市施行の前日（平成 16 年 10 月 11 日）に禰答院地区消防組合を脱退し、新市において業務を行う。 財産処分、職員の処遇については、今後協議する。」 という管理者の方針が示された。 * 禰答院町分を抜粋
7月14日	薩摩東部地区法定協事務局と打合せ	禰答院地区消防組合の調整方針について 今後のスケジュールについて	・ 禰答院地区消防組合の調整方針について、川薩地区でも確認、協議していく。 ・ 他組合の調整についても、9 月提案を目処に共通のスケジュールにより作業を進める。 ・ 財産処分や職員の処遇については、複数案を提示し協議していく。（薩摩東部地区で資料は作成する。）
7月16日	薩摩郡東部衛生処理組合関係 5 町助役会議	これまでの協議経過 組合の基本方針について 協議スケジュールについて 協議事項について	・ 解散の考え方は、平成 16 年 10 月入来町・禰答院町の脱退、平成 17 年 1 月解散（消滅） ・ 一部事務組合の調整については、各町とも住民、議会へ説明が必要であり、その判断材料となる資料作成が必要である。 ・ 合併の伴う問題については、幹事会及び担当係長で問題の整理を行い、今後の判断材料にしていく。 ・ 判断材料となる資料については、両地区で共有する。
7月23日	一部事務組合等協議スケジュール説明会 各一部事務組合事務局長 業務担当課長	これまでの協議経過 今後の協議のスケジュール 協議の進め方 調査事項等	・ 最終議案調整を 8 月 25 日とし、それまでに調整方針案を協議し、決定する。 ・ 業務別会議を開催する。 ・ 組合構成市町村の助役、首長協議、関係組合の管理者協議を行う。 ・ 考えられるパターンの試算等を行い、関係市町村へ示す。
8月6日	薩摩東部地区法定協事務局と打合せ	これまでの協議経過 スケジュールの確認	・ 協議検討に必要な資料の作成依頼 ・ 関係市町村等協議の設定を依頼
8月6日	西薩衛生処理組合構成市町担当課長会議（1市2町）	組合の調整方針（案） 今後のスケジュール	・ 組合を構成する 1 市 2 町は、合併関係市町にすべて含まれるため、組合は解散することとなる。 ・ 新市での体制を想定し、協議を進める。
8月18日	業務別（ごみ処理）打合せ 川内市・樋脇町・入来町・禰答院町	現状報告 意見交換	・ ごみ処理業務の現状把握と課題・問題点の把握
8月19日	県副知事、総務部長等と協議	一部事務組合の取扱い調整 依頼	一部事務組合の枠組みは、地域の協議課題であるが、再編に伴う起債償還・財産処分等に係る法的な課題の整理について、全県統一的な調整を県に依頼した。

月 日	会議名	協議事項	確認事項
8月25日	樋脇町・串木野 樋脇清掃組合 と打合せ	現状報告 組合の取扱い	・今後の協議について
8月27日	薩摩東部地区 法定協事務局 と打合せ	これまでの協議経過 スケジュールの確認	・5町助役、担当課長会議の開催 ・両法定協幹事長会議の設定要請
9月9日	薩摩郡東部衛 生処理組合関 係5町助役会 議	組合基本方針の協議	・組合基本方針に対する合併協議会事務局及び構成市 町村長協議の開催
9月12日	薩摩東部地区 法定協事務局 と打合せ	これまでの協議経過 スケジュールの確認	・両法定協幹事長会議の開催(9月中)
9月17日	県協議	協議状況の報告 起債償還、財産処分等の在り 方について協議	
9月19日	鹿児島県町村 会打合せ	町村会関係各組合等の調整 方針報告 今後の協議について	・各組合の体制について ・今後の協議について
9月26日	薩摩東部地 区・川薩地区両 法定協正副幹 事長・事務局長 等協議	一部事務組合の取扱い これまでの協議経過 スケジュールの確認	・1市7町、市町長会議を開催する。
10月1日	1市7町市町 長意見交換会	薩摩東部地区関係一部事務 組合調整方針(案) 今後の進め方	・祁答院地区消防組合・祁答院地方卸売市場組合・祁答 院地区土地開発公社祁答院町支社・祁答院地区視聴覚 教育協議会の基本方針については合意。 ・薩摩郡東部衛生処理組合・川薩地区介護保険組合に ついては、10月中旬までに基本方針の確認を行う。 ・財産処分及び職員の取り扱いについては、今後協議す る。
10月20日	薩摩東部地 区・川薩地区両 幹事長・事務局 長協議	薩摩郡東部衛生処理組合 川薩地区介護保険組合の調 整方針(案) 今後の進め方	・両一部事務組合については、今後も継続して調整方針 の協議を進める。
10月29日	串木野市・樋脇 町協議	串木野樋脇清掃組合の調整 方針協議 今後の進め方	・今後も継続して調整方針の協議を進める。

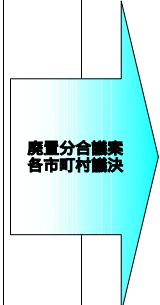
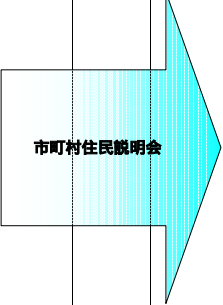
(5) その他

次回協議会の開催等について

会議名	日程	会場	協議内容
第7回小委員会	11月17日(月) 午後3時~	川内ホテル (川内市)	・新市名称候補5点程度に絞込み
第10回幹事会	11月20日(木) 午後1時30分~	サンアリーナせんだい (川内市)	協議内容 <ul style="list-style-type: none"> ・第10回協議会資料案について ・新市まちづくり計画修正原案二次集約 ・新市の名称について5点程度を提案 ・合併協定項目 E 群審議 <ul style="list-style-type: none"> -慣行の取扱い -男女共同参画事業 -広報広聴関係事業 -情報公開制度 ・合併協定項目 F 群審議 <ul style="list-style-type: none"> -一部事務組合等の取扱い -消防団の取扱い -友好都市・国際交流事業 -消防防災関係事業 -農林水産関係事業 ・合併協定項目 G 群一次協議 <ul style="list-style-type: none"> -交通関係事業 -商工・観光関係事業 -建設関係事業 -学校教育事業 -コミュニティ施策 -社会教育事業
第10回協議会	11月26日(水) 午後1時30分~	ホテル太陽パレス (川内市)	協議内容 新市まちづくり計画修正案審議 <ul style="list-style-type: none"> ・新市の名称について5点程度を提案 ・合併協定項目 E 群審議 <ul style="list-style-type: none"> -慣行の取扱い -男女共同参画事業 -広報広聴関係事業 -情報公開制度 ・合併協定項目 F 群審議 <ul style="list-style-type: none"> -一部事務組合等の取扱い -消防団の取扱い -友好都市・国際交流事業 -消防防災関係事業 -農林水産関係事業

合併協定項目 市町村協議スケジュール(全体)

協議会 幹事会	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回	第12回	第13回	第14回	第15回	第16回	第17回	第18回		
	7月10日	7月24日	8月7日	8月28日	9月4日	9月18日	10月2日	10月16日	10月30日	11月6日	11月20日	12月4日	12月18日	1月1日	1月15日	1月29日	2月12日	2月26日	3月10日	
1 合併の方式	基	第8号提案・決定																		
2 合併の期日	基	第9号提案・決定																		
4 事務所の位置	基	第10号提案・決定																		
11 条例、規則等の取扱い	S	第3号提案	第14号承認																	
23 -3 電算システム		第4号提案	第15号承認																	
14 使用料・手数料の取扱い	A	第5号提案																		
15 公共的団体等の取扱い		第6号提案																		
23 -18 上・下水道事業		第7号提案																		
8 地方税の取扱い	B			第9号提案																
10 補助金・交付金等の取扱い				第10号提案																
23 -10 障害者福祉事業				第11号提案																
23 -11 高齢者福祉事業				第12号提案																
5 財産の取扱い	C		幹事会協議			第13号提案														
12 事務組織及び機構の取扱い			幹事会協議			第14号提案														
19 国民健康保険事業の取扱い			幹事会協議			第15号提案														
16 介護保険事業の取扱い			幹事会協議			第16号提案														
23 -12 児童福祉事業			幹事会協議			第17号提案														
17 町名・字名の取扱い	D				幹事会協議	第18号提案														
22 自治会・行政連絡機構の取扱い					幹事会協議	第19号提案														
23 -7 窓口業務					幹事会協議	第20号提案														
23 -8 保健衛生事業					幹事会協議	第21号提案														
23 -9 環境衛生事業(その1)					幹事会協議	第22号提案														
18 債行の取扱い	E				幹事会協議			第23号提案												
23 -1 男女共同参画事業					幹事会協議			第24号提案												
23 -4 広報広聴事業					幹事会協議			第25号提案												
23 -22 情報公開制度					幹事会協議			第26号提案												
13 一部事務組合等の取扱い(その1)	F					幹事会協議			第27号提案											
21 消防団の取扱い						幹事会協議			第28号提案											
23 -2 友好都市・国際交流事業						幹事会協議			第29号提案											
23 -5 消防防災関係事業						幹事会協議			第30号提案											
23 -15 農林水産関係事業						幹事会協議			第31号提案											
23 -6 交通関係事業	G					幹事会協議			第32号提案											
23 -16 商工・観光関係事業						幹事会協議			第33号提案											
23 -17 建設関係事業						幹事会協議			第34号提案											
23 -19 学校教育事業						幹事会協議			第35号提案											
23 -20 コミュニティ施策						幹事会協議			第36号提案											
23 -21 社会教育事業						幹事会協議			第37号提案											
9 一般職の職員の身分の取扱い	H								提案											
10 特別職の職員の身分の取扱い									提案											
23 -13 生活保護事業									提案											
23 -14 その他福祉事業									提案											
23 -23 その他事業									提案											
6 議会議員の定数及び任期									提案											
7 農業委員会委員の定数及び任期									提案											
13 一部事務組合等の取扱い(その2)									提案											
23 -9 環境衛生事業(その2)									提案											
3 新市の名称	基	(要綱)	(継続協議)	(審議)																
24 新市まちづくり計画(新市建設計画)	B			第8号原案提案					一次集約	原案審議										



合併協定項目（４６項目）の協議状況

合併協定項目		提案時期	確認時期	協議状況
1	1 合併の方式	第 1 回協議会(H15.7.10)	第 1 回協議会(H15.7.10)	確認済
2	2 合併の期日	第 1 回協議会(H15.7.10)	第 1 回協議会(H15.7.10)	確認済
3	3 新市の名称	10/24 第 8 回協議会に 2 1 点を報告		
4	4 新市の事務所の位置	第 1 回協議会(H15.7.10)	第 1 回協議会(H15.7.10)	確認済
5	5 財産の取扱い	第 4 回協議会(H15.8.28)	第 8 回協議会(H15.10.24)	確認済
6	6 議会議員の定数及び任期の取扱い	第 9 回協議会(H15.11.13)		
7	7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	第 9 回協議会(H15.11.13)		
8	8 地方税の取扱い	第 3 回協議会(H15.8.12)	第 6 回協議会(H15.9.25)	確認済
9	9 一般職の職員の身分の取扱い	第 9 回協議会(H15.11.13)		
10	10 特別職の身分の取扱い	第 9 回協議会(H15.11.13)		
11	11 条例、規則等の取扱い	第 1 回協議会(H15.7.10)	第 2 回協議会(H15.7.24)	確認済
12	12 事務組織及び機構の取扱い	第 4 回協議会(H15.8.28)	第 8 回協議会(H15.10.24)	確認済
13	13 一部事務組合等の取扱い(その 1)	第 7 回協議会(H15.10.7)		持ち帰り協議中
14	一部事務組合等の取扱い(その 2)	第 9 回協議会(H15.11.13)		
15	14 使用料、手数料等の取扱い	第 2 回協議会(H15.7.24)	第 6 回協議会(H15.9.25)	確認済
16	15 公共的団体等の取扱い	第 2 回協議会(H15.7.24)	第 6 回協議会(H15.9.25)	確認済
17	16 補助金、交付金等の取扱い	第 3 回協議会(H15.8.12)	第 6 回協議会(H15.9.25)	確認済
18	17 町名・字名の取扱い	第 5 回協議会(H15.9.11)	第 8 回協議会(H15.10.24)	確認済
19	18 慣行の取扱い	第 6 回協議会(H15.9.25)		持ち帰り協議中
20	19 国民健康保険事業の取扱い	第 4 回協議会(H15.8.28)	第 8 回協議会(H15.10.24)	確認済
21	20 介護保険事業の取扱い	第 4 回協議会(H15.8.28)	第 8 回協議会(H15.10.24)	確認済
22	21 消防団の取扱い	第 7 回協議会(H15.10.7)		持ち帰り協議中
23	22 自治会・行政連絡機構の取扱い	第 5 回協議会(H15.9.11)	第 8 回協議会(H15.10.24)	確認済
24	23-1 男女共同参画事業	第 6 回協議会(H15.9.25)		持ち帰り協議中
25	23-2 友好都市・国際交流事業	第 7 回協議会(H15.10.7)		持ち帰り協議中
26	23-3 電算システム事業	第 1 回協議会(H15.7.10)	第 2 回協議会(H15.7.24)	確認済
27	23-4 広報広聴関係事業	第 6 回協議会(H15.9.25)		持ち帰り協議中
28	23-5 消防防災関係事業	第 7 回協議会(H15.10.7)		持ち帰り協議中
29	23-6 交通関係事業	第 8 回協議会(H15.10.24)		持ち帰り協議中
30	23-7 窓口業務	第 5 回協議会(H15.9.11)	第 8 回協議会(H15.10.24)	確認済
31	23-8 保健衛生事業	第 5 回協議会(H15.9.11)	第 8 回協議会(H15.10.24)	確認済
32	23-9 環境衛生事業(その 1)	第 5 回協議会(H15.9.11)	第 8 回協議会(H15.10.24)	確認済
33	環境衛生事業(その 2)	第 9 回協議会(H15.11.13)		
34	23-10 障害者福祉事業	第 3 回協議会(H15.8.12)	第 6 回協議会(H15.9.25)	確認済
35	23-11 高齢者福祉事業	第 3 回協議会(H15.8.12)	第 6 回協議会(H15.9.25)	確認済
36	23-12 児童福祉事業	第 4 回協議会(H15.8.28)	第 8 回協議会(H15.10.24)	確認済
37	23-13 生活保護事業	第 9 回協議会(H15.11.13)		
38	23-14 その他の福祉事業	第 9 回協議会(H15.11.13)		
39	23-15 農林水産関係事業	第 7 回協議会(H15.10.7)		持ち帰り協議中
40	23-16 商工・観光関係事業	第 8 回協議会(H15.10.24)		持ち帰り協議中
41	23-17 建設関係事業	第 8 回協議会(H15.10.24)		持ち帰り協議中
42	23-18 上・下水道事業	第 2 回協議会(H15.7.24)	第 6 回協議会(H15.9.25)	確認済
43	23-19 学校教育事業	第 8 回協議会(H15.10.24)		持ち帰り協議中
44	23-20 コミュニティ施策	第 8 回協議会(H15.10.24)		持ち帰り協議中
45	23-21 社会教育事業	第 8 回協議会(H15.10.24)		持ち帰り協議中
46	23-22 情報公開制度	第 6 回協議会(H15.9.25)		持ち帰り協議中
47	23-23 その他事業	第 9 回協議会(H15.11.13)		
48	24 新市まちづくり計画	第 3 回協議会(H15.8.12)		協議中

平成15年度 川薩地区法定合併協議会 協議日程(予定)について

月	日	曜日	時間	会議名	協議内容	合併協定協議項目	会場
7	3	木	13:30			・合併協定項目 S 群提案	川内市 ホテル太陽 パレス
	10	木	13:30	設置会議 第1回協議会 第1回小委員会	・新市まちづくり計画策定方針 ・新市名称募集要項等提案	・基本3項目提案・決定 ・合併協定項目 S 群提案	川内市 ホテル太陽 パレス
	17	木	13:30	第1回幹事会		・合併協定項目 A, B 群提案	川内市 サンアリーナ せんだい
	24	木	13:30	第2回協議会 第2回小委員会	・新市名称募集要項等承認 ・町名・字名について	・合併協定項目 S 群決定 ・合併協定項目 A 群提案	祁答院町 いこいの村 いむた池
	31	木	13:30	協議会 予備			ホテル太陽パ レス
8	7	木	13:30	第2回幹事会		・合併協定項目 C 群提案	入来町 文化ホール 別館
	12	火	13:30	第3回協議会 第3回小委員会	・新市まちづくり計画原案提案 ・町名・字名について	・合併協定項目 B 群提案	榑臨町 ホテル グリーンヒル
	22	金	13:30	第3回幹事会		・合併協定項目 D 群提案	東郷町 アミティプラザ 東郷
	28	木	13:30	第4回協議会		・合併協定項目 C 群提案	川内市 ホテル太陽 パレス
9	4	木	13:30	第4回幹事会		・合併協定項目 E 群提案	川内市 おおとり荘
	11	木	13:30	第5回協議会 第4回小委員会		・合併協定項目 D 群提案	川内市 ホテル太陽 パレス
	18	木	13:30	第5回幹事会	・新市まちづくり計画原案審議	・合併協定項目 F 群提案	川内市 サンアリーナ せんだい
	25	木	13:30	第6回協議会	・新市まちづくり計画原案審議	・合併協定項目 A B 群決定 ・合併協定項目 E 群提案	祁答院町 いこいの村 いむた池
10	2	木	13:30	第6回幹事会	・新市まちづくり計画原案審議	・合併協定項目 G 群提案	川内市 サンアリーナ せんだい
	7	火	13:30	第7回協議会	・新市まちづくり計画原案審議	・合併協定項目 F 群提案	榑臨町 ホテル グリーンヒル
	14	火	13:30	第5回小委員会	・新市名称20点程度に絞込み		川内市 川内ホテル
	16	木	13:30	第7回幹事会		・合併協定項目 H 群提案	里村 中央公民館
	24	金	13:30	第8回協議会	・新市名称小委員会中間報告 (20点程度)	・合併協定項目 C D 群決定 ・合併協定項目 G 群提案	祁答院町 いこいの村 いむた池
	30	木	13:30	第8回幹事会			川内市 (ホテル太陽 パレス)

月	日	曜日	時間	会議名	協議内容	合併協定協議項目	会場
11	4	火	13:30	第6回小委員会	・新市名称5点程度に絞込み		川内市 安藤旅館
	6	木	14:00	第9回幹事会	・新市まちづくり計画修正原案提案		川内市 おおとり荘
	13	木	13:30	第9回協議会	・新市まちづくり計画修正原案提案	・合併協定項目 H群提案	樋脇町ホテル グリーンヒル
	17	月	15:00	第7回小委員会	・新市名称5点程度に絞込み		川内市 川内ホテル
	20	木	13:30	第10回幹事会	・新市まちづくり計画案決定	・住民説明会の日程協議	川内市 サンアリーナ せんだい
	26	水	13:30	第10回協議会	・新市まちづくり計画案決定	・合併協定項目 E,F群決定 ・新市の名称について提案(5点程度)	川内市ホテル 太陽パレス
12	6	土	13:30	第11回幹事会			川内市役所 6階大会議室
	11	木	13:30	第11回協議会		・合併協定項目 G,H群決定	川内市ホテル 太陽パレス
	18	木	13:30	第12回幹事会	・新市まちづくり計画知事協議報告 ・新市まちづくり計画決定		入来町文化ホ ール別館
	24	水	13:30	第12回協議会 第8回小委員会	・新市まちづくり計画知事協議報告 ・新市まちづくり計画決定 ・優秀賞の決定(小委員会)	・合併協定項目 H群決定 ・新市の名称について決定 (候補1点)	川内市 ホテル太陽 パレス
1	8	木	13:30	第13回幹事会			東郷町アミテ ィプラザ東郷
	15	木	13:30	第13回協議会	・合併協定書(案)提案	・住民説明会	樋脇町ホテル グリーンヒル
	22	木	13:30	第14回幹事会			川内市 サンアリーナ せんだい
	29	木	13:30	第14回協議会	・合併協定書(案)審議		各市町村 住民説明会
2	5	木	13:30	第15回幹事会			川内市 おおとり荘
	12	木	13:30	第15回協議会	・合併協定書(案)決定 【合併協定書 調印式】	・住民説明会 報告	川内市ホテル 太陽パレス
	19	木	13:30	第16回幹事会			祁答院町 農村環境改善 センター
	26	木	13:30	第16回協議会			祁答院町 いこいの村 いむた池
3	4	木	13:30	幹事会予備			(未定)
	11	木	13:30	協議会予備			(未定)
	18	木	13:30	第17回幹事会			川内市 市民会館第1 会議室
	25	木	13:30	第17回協議会	・各市町村 議決		川内市ホテル 太陽パレス
4	1	木	13:30	第18回幹事会			川内市 市民会館第1 会議室
	8	木	13:30	第18回協議会			樋脇町ホテル グリーンヒル
	15	木	13:30	第19回幹事会			川内市役所 6階大会議室
	22	木	13:30	第19回協議会			川内市ホテル 太陽パレス